津市運動施設（津地域）指定管理業務仕様書

令和８年８月

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

目 次

第１　一般仕様

１ 業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２ 業務の履行場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３ 業務の履行期間（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４ 法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５ 施設概要・・２
６ 休業日・・・４
７ 使用時間・・４
８ 業務内容・・５
９ その他・・・５

第２　総括仕様

１ 業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２ 従事者の構成及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３ 業務担当責任者の配置及び業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４ 業務日及び業務時間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
５ 業務報告書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
６ 諸手続き・・７
７ 服務・・７
８ 経費の負担区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
９ 遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
10 その他の一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
11 市の事業への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
12 インボイス（適格請求書）制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
13 津市版スポーツコミッションについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３　業務別仕様

第１章　施設利用受付、開閉管理及び日常清掃業務

１ 業務内容等
（１）業務の履行場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）人員配置、業務時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（別紙１）施設管理に係る必要な業務（各施設共通事項）・・・・・・・・・・・・・１３
（別紙２）日常清掃作業場所及び作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第２章　施設日常管理、施設の維持管理業務

１ 各業務内容等
（１）業務従事者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

（２）施設別整備等業務を行う施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）人員配置、業務時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（４）業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第３章　個別業務別仕様書
・機械警備業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
・自家用電気工作物保安管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
・防火対象物定期点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
・消防用設備等保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
・樹木剪定業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
・津市北部運動広場ほか１施設のグラウンド整備業務仕様書・・・・・・・・・・５１
・スコアボードシステム点検業務仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
・津球場公園内野球場グラウンド管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・６８
・海浜公園内陸上競技場投てき競技対応型人工芝維持管理業務仕様書・・・・・・・７３
・津球場公園内野球場駐車場駐車機器等保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・７５
・津市三重武道館弓道遠的場浄化槽清掃業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・７７
・津市三重武道館弓道遠的場浄化槽保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・７９
・津市民テニスコート健康器具点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
・昇降機保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
・津市民テニスコート砂入り人工芝維持管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・８５
・津市民テニスコート定期清掃業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
・建築物及び建築設備定期点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９

津市運動施設（津地域）指定管理業務仕様書

第１　一般仕様

１　業務の目的

津市運動施設（津地域）（以下「運動施設」という。）を広く市民の利用に供し、施設の利用者の安全確保及び円滑な管理運営業務の遂行を図ることを目的とする。

２　業務の履行場所

業務履行場所は、次のとおりとする。

⑴　津市民テニスコート（津市殿村１５０番地）
⑵　津市古道公園内テニスコート（津市南中央３番１号）
⑶　津市古河公園内テニスコート（津市東古河町５番地）
⑷　津球場公園内野球場（駐車場を含む）（津市本町３１番１号）
⑸　津市北部運動広場（津市栗真中山町６０１番地３）
⑹　津市西部運動広場（津市産品１２０６番地）
⑺　津市乙部公園内運動広場（津市寿町５番地）
⑻　津市南部緑地公園内運動広場（津市高茶屋小森町４０００番地）
⑼　津市海浜公園内陸上競技場（津市末広町２４番３２号）
⑽　津市三重武道館弓道遠的場（津市栗真中山町８１６番地１１）

※　津市海浜公園内陸上競技場は、現在改修工事期間中で、令和１０年１１月リニューアルオープンを予定しています。

３　業務の履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

４　法令等の遵守

運動施設の管理にあたっては、本仕様書のほか次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

⑴　地方自治法ほか行政関係法規
⑵　労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
⑶　津市運動施設の設置及び管理に関する条例
⑷　津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
⑸　津市公契約条例
⑹　津市公契約条例施行規則

⑺　個人情報の保護に関する法律
⑻　津市個人情報の保護に関する法律施行条例
⑼　津市個人情報の保護に関する法律等施行規則
⑽　津市情報公開条例
⑾　津市情報公開条例施行規則
⑿　津市行政手続条例
⒀　津市行政手続条例施行規則
⒁　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
⒂　都市公園法
⒃　施設維持・設備保守点検に関する法令等
（建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
⒄　その他運動施設を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

５　施設概要

⑴　津市民テニスコート
・竣工年　令和３年
・敷地面積　２２，６９３㎡
（砂入り人工芝１２面）
・駐車場　１８２台
・ウォーキングロード　約５６０ｍ
・管理棟（２階）、屋外トイレ棟、見学席、３連シェルター、シェルター
・夜間照明有

⑵　津市古道公園内テニスコート
・竣工年　昭和４２年
・施設面積　５，３３０㎡
（砂入り人工芝６面）
・管理棟（２階）、スタンド
・夜間照明有

⑶　津市古河公園内テニスコート
・竣工年　昭和４３年
・施設面積　３，４２０㎡
（クレーコート４面）

⑷　津球場公園内野球場
・竣工年　昭和３４年
・敷地面積　３７，２５５㎡

・グラウンド面積　　１１，８５４㎡（両翼９１ｍ、中央１１９ｍ）
内野クレー、外野天然芝
・夜間照明有
・管理棟、スタンド
・津球場公園内野球場駐車場（有料）　　４８５台
大会等関係者駐車場（無料）　　南側５２台、西側１０台

⑸　津市北部運動広場
・竣工年　　昭和５４年
・施設面積　　１４，６３４．４０㎡
・グラウンド面積　　７，２６０㎡（両翼８０ｍ、中央８４ｍ）
・夜間照明有
・管理棟（１階）

⑹　津市西部運動広場
・竣工年　　昭和５５年
・施設面積　　１４，１７５㎡
・グラウンド面積　　５，１２４㎡（両翼７０ｍ、中央７０ｍ）

⑺　津市乙部公園内運動広場
・竣工年　　昭和４４年
・施設面積　　６，８００㎡（両翼６５ｍ、中央９２ｍ）

⑻　津市南部緑地公園内運動広場
・竣工年　　昭和５５年
・施設面積　　９，２００㎡（両翼８０ｍ、中央９２ｍ）

⑼　津市海浜公園内陸上競技場
・竣工年　　平成元年
（第３種公認陸上競技場として必要な整備を実施し、令和１０年１１月リニューアルオープン予定）
・施設面積　　３５，９９８㎡
・競技場面積　　２３，９８０㎡

【改修の概要】
・トラック部分　全天候型舗装
・フィールド部分　投てき競技も可能な人工芝
・駐車場３０１台（※大型バス８台含む）
・管理棟（２階建て）
・メインスタンド棟
・電子写真判定棟
・夜間照明有

⑽　津市三重武道館弓道遠的場

・竣工年　　平成３０年

・施設面積　　３，９６８㎡

・延べ床面積　　２０３㎡

・弓道場（遠的）６０ｍ、弓道場（近的）２８ｍ
　弓道場（遠的）６人立ち

・夜間照明有

６　休業日

１２月２９日から翌年の１月３日まで

※　ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休業日を変更、又は臨時に休業日を定めることができる。

７　使用時間

⑴　午前５時３０分から午前８時３０分まで、午前９時から午後５時まで

・津市西部運動広場

・津市南部緑地公園内運動広場

⑵　午前５時３０分から午前８時３０分まで、午前９時から午後５時まで及び午後５時３０分から午後９時３０分まで

（夜間の使用ができる期間は、４月１日から１１月３０日までの期間において、市長が定める期間）

・津球場公園内野球場（津球場公園内野球場駐車場を除く。）

・津市北部運動広場

⑶　午前７時から午後１０時まで

・津球場公園内野球場駐車場

⑷　午前９時から午後５時まで

・津市古河公園内テニスコート

・津市乙部公園内運動広場

⑸　午前９時から午後９時まで

・津市民テニスコート（ただし、音響装置・映写装置（モニターを含む。）にあっては、午後５時まで）

・津市古道公園内テニスコート（ただし、音響装置にあっては、午後５時まで）

・津市三重武道館弓道遠的場

・津市海浜公園内陸上競技場（予定）

※　ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、使用時間を変更することができる。

８　業務内容

⑴　施設の利用受付、開閉管理及び日常清掃業務

⑵　施設日常管理業務

⑶　施設の維持管理、修繕

⑷　その他管理運営業務

⑸　自主事業

９　その他

業務の従事者等に対しては、雇用・労働条件に関し適切な対応等を図ること。

第２　総括仕様

１　業務の内容

各業務に関する必要事項及び仕様細目は、「第３　業務別仕様」に定めるとおりとする。

２　従事者の構成及び配置

⑴　指定管理者は、従事者として、専門的な知識及び経験を有し、かつ心身共に健康な者で、業務内容に応じて必要な資格を有する者を厳選し、必要にして十分な人数を確保した上で、業務ごとに適切に配置するものとする。

⑵　本市は、従事者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、指定管理者に対し当該従事者の交替を協議することができるものとする。この場合において、指定管理者は実状を調査の上、本市の要請が正当であると判断した場合は、速やかに従事者の交替を行うこととする。

ア　施設利用者に対し、繰り返し不快の念を抱かしめるような言動又は行為があったと認められる場合。

イ　疾病罹患し他に感染させる恐れがあり、また業務に耐えないと本市が判断した場合。

ウ　上記の他に、本市又は利用者に対し甚だしく不穏当な言動又は行為があったと認められる場合。

３　業務担当責任者の配置及び業務

⑴　指定管理者は、業務の円滑な運営を図るために、業務の指揮監督を行う業務担当責任者を１名配置することとする。

⑵　業務担当責任者は、業務の目的を達成するため以下の職務を行うこと。

ア　業務の遂行に係る本市との連絡調整に関すること。

イ　業務のスケジュール管理に関すること。

ウ　従事者の配置及び業務分担に関すること。

エ　施設管理台帳の作成及び管理に関すること。

オ　利用料金等の管理、各施設の日報、月報、年報及び施設利用状況報告書の作成に関すること。また、各施設の稼働率の算出に関すること。(テニスコートのコート別、建物の部屋別等の単位)

カ　業務報告書その他の書類の作成、提出及び管理に関すること。

キ　従事者の服務規律の維持に関すること。

ク　施設管理において日常的に予防保全、事後保全に努め、本市と協議の上、従事者に指示をすること。

ケ　事故発生に備え連絡指示系統を明確にし、事故発生時には適切な処理を行い、速

やかに事故報告書を作成し本市に提出すること。

コ　指定管理者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

⑶　指定管理者は、業務担当責任者が不在の場合において、予め副業務担当責任者を選任し、業務担当責任者の行う職務を代行させるものとする。

⑷　業務担当責任者は、「(公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士」の資格を有するものとする。

4　業務日及び業務時間等

⑴　各業務における業務の実施時期及び時間は、「第３　業務別仕様」に定めるところによるものとするが、指定管理者は災害時の対応等必要な場合は、この時間外であっても誠実に業務を遂行するものとする。

⑵　上記のほか、業務時間を変更する必要が生じた場合については、本市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

⑶　従事者の休日及び休憩時間等の確保については、指定管理者の定めるところによるものとする。

5　業務報告書等の提出

⑴　指定管理者は、日常業務について業務日報を作成し、管理業務の実施状況を把握し、業務日報に基づく業務報告書を作成し提出することとする。

⑵　本市は、指定管理者の実施した業務の内容、方法及び結果が本仕様書に適合していないと認められる場合は、指定管理者に対し業務の改善を命ずることができるものとする。なお、この業務改善を行った場合の費用はすべて指定管理者の負担とする。

6　諸手続き

⑴　業務担当責任者及び従事者の選任

指定管理者は、基本協定締結後、実際に業務に就くことができる者の中から、業務担当責任者、副業務担当責任者及び従事者を選任することとする。

⑵　業務実施計画書

指定管理者は、各月における業務の実施予定表（年間分）を記載した「業務実施計画書」を基本協定締結後速やかに１部提出することとする。

7　服務

⑴　指定管理者は、業務の遂行にあたり一般利用者と区別するため、従事者に名札を着用させるものとする。なお、これにかかる費用は指定管理者の負担とする。

⑵　指定管理者は、業務の内容及び実態を十分把握し、施設内外の環境保全に努め、常

に規律ある行動をとるように従事者に適切に研修等を実施するものとする。また、設備等の異常を発見又は予見した場合は、速やかに本市に報告するとともに適切な措置をとるものとする。

⑶　指定管理者は、事故の発生に備え常に連絡指示系統を明確にしておくものとする。

⑷　指定管理者は、従事者が常に健康な状態で業務が遂行できるよう、従事者の健康管理に十分留意するものとする。

⑸　指定管理者は、業務時間中は業務に専念し、従事者同士及び利用者との私語は厳に慎むものとする。

⑹　指定管理者は、施設の防火管理について防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練及び避難訓練等を実施するものとする。また、施設内外で火災等を発見した場合は、直ちに消防等の関係機関や本市に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

⑺　指定管理者は、災害や事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成し、本市に提出するものとする。

⑻　指定管理者は、災害発生時に本市から要請があった場合には避難場所等の開設に協力するものとする。

⑼　指定管理者は、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体（津市スポーツ協会加盟団体等）等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金の減額、免除や優先使用について、現在本市が行っている制度に準じて行うものとする。

⑽　施設内外で業務により発生した廃棄物は、指定管理者の責任において処理するものとする。

８　経費の負担区分

⑴　本市は、指定管理者が業務遂行のために必要とする執務場所及び従事者の休憩場所を確保し、無償で貸与する。

⑵　業務に必要な光熱水費（電気・水道・LP ガス）ほか必要な経費は指定管理者の負担とし、指定管理者は給水、電力の使用をはじめ経費については、極力節約に努めるものとし、業務を効率的に処理するものとする。なお、指定管理者の負担する経費は、概ね次のとおりとする。

ア　光熱水費（電気・水道・LP ガス）

イ　機械設備の保守及び操作管理に必要な備品、交換部品等の消耗品及び燃料等に要する費用

ウ　施設及び備品の修繕及び改良に要する費用（募集要項に定める経費負担区分により本市が負担するものを除く。）

エ　衛生用消耗品（トイレットペーパー・消毒液・医薬品等）に要する費用

オ　清掃用具及び諸材料等に要する費用

カ　業務に直接必要とする用具及び軽トラック等作業用車両（燃料を含む）、草刈機等作業用機械（燃料を含む）等に要する費用

キ　業務に直接必要とする事務用品等に要する費用

ク　電話及びインターネット回線使用に伴う配線設置費及び使用料

ケ　指定管理者の故意又は過失による設備及び備品等の破損及び汚損の場合の原状回復に要する費用

コ　施設維持・設備保守点検に関する法令等（建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）に基づく点検に要する費用

サ　その他の備品に要する費用

９　遵守事項

指定管理者は、業務の遂行にあたり「津市環境方針」の趣旨を理解するとともに、次に掲げる事項の遵守に努めることとする。

⑴　指定管理者は、業務により発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適性に保管及び処理することとする。

⑵　指定管理者は、業務実施において使用する薬剤について適正に使用するとともに、その選定にあたり環境への影響が最小限となるよう努めることとする。

10　その他の一般事項

⑴　指定管理者は、本仕様書に定めのない事項であっても、業務に直接必要と認められる場合は、本市の指示に基づき誠実に履行するものとする。

⑵　指定管理者は、令和９年４月１日から業務遂行できるよう、必要に応じ現在の指定管理者と業務の引継を行うこと。ただし、引継に要する費用は新たに指定管理者となるものが負担することとする。

なお、指定管理者が引き続き前年と同一のものである場合はその限りではない。

⑶　指定管理者は、業務の遂行に当たり設備及び備品等を善良なる管理者の注意をもって良好に管理することとする。

⑷　上記のほか特に定めのない事項については、本市と指定管理者が協議のうえ決定するものとする。なお、指定管理者は、本市の要請に従い決定事項を記載した関係書類を提出することとする。

11　市の事業への協力

市の事業で施設を優先的に確保する場合（津シティマラソン等）には協力することとする。

12　インボイス（適格請求書）制度への対応

指定管理者は、インボイス（適格請求書）制度に対応するものとして、施設利用者からインボイスの発行を求められた場合は、法令等に定める規定に従い交付するものとする。また、インボイス制度に係る法令等に定められる保存期間等を遵守することとする。

また、前指定管理者の管理期間の施設利用分等にかかるインボイスの発行を求められた場合は、前指定管理者と協議することとする。

13　津市版スポーツコミッションについて

津市海浜公園内陸上競技場のリニューアルオープン後（令和１０年１１月予定）は、本市へスポーツ大会やスポーツ合宿を呼び込むため、ワンストップ窓口にてスポーツ施設の案内、宿泊・配食等受け入れの調整や観光案内等（市内宿泊施設及び弁当宅配リストは本市において作成予定）を実施することとする。

また、津市海浜公園内陸上競技場にて開催される大会、合宿、記録会の実績（利用内容、利用団体名、利用人数、宿泊の有無等）を把握するとともに、毎年度実績を報告書として取りまとめた上で本市へ提出することとする。

第３　業務別仕様

第１章　施設利用受付、開閉管理及び日常清掃業務

１　業務内容等

⑴　業務の履行場所

津市民テニスコート、津市古道公園内テニスコート、津市古河公園内テニスコート、津球場公園内野球場（駐車場を含む）、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場、津市海浜公園内陸上競技場、津市三重武道館弓道遠的場

⑵　人員配置、業務時間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（休業日を除く）

以下に記載する人員配置等は本市が目安として定めたものですが、利用者へのサービスを低下させることなく、適正な管理運営を行うことのできる人員配置と体制を整えるものとします。

ア　津市海浜公園内陸上競技場

午前８時３０分から午後９時４５分まで　２名

※　総合窓口として全施設の受付業務等を含む。ただし、令和１０年１１月リニューアルオープン（予定）までの期間については、津球場公園内野球場にて業務に従事することとする。

イ　津球場公園内野球場（駐車場を含む）

午前７時から午後１０時まで　１名

ただし、津球場公園内野球場の早朝利用（午前５時３０分から午前８時３０分まで）がある場合は、早朝から勤務を行うものとする。

ウ　津市古道公園内テニスコート

午前８時３０分から午後９時２０分まで　１名

エ　津市北部運動広場、津市三重武道館弓道遠的場

午前９時から午後９時３０分まで　１名

ただし、津市北部運動広場の早朝利用（午前５時３０分から午前８時３０分まで）がある場合は、早朝から勤務を行うものとする。

オ　津市民テニスコート

午前８時３０分から午後９時３０分まで　２名

⑶　業務内容

ア　利用者への施設利用案内を行う。

イ　施設管理にかかる必要な業務を行うこと。（別紙１）

ウ　運動施設の使用にかかる受付業務（申請書受理、利用料金の集計、徴収、領収書及び許可証の交付、鍵の貸し出し等）を各事務所（窓口及び津市公共施設予約シス

テム）にて行うこと。

エ　運動施設について施設利用者に対し、必要に応じ荒天・雨天等による使用可能・中止の連絡を行うこと。

オ　利用人数及び徴収金額等の日計の統計事務を行うこと。

カ　日常清掃を行うこと。なお、作業場所の施設概要及び作業内容は、別紙２に示すとおりとする。

２　特記事項

⑴　従事者の人員配置については、法令上及び業務遂行上の必要に応じて増員すること。また、従事者及び勤務状況の変更がある場合は、その都度本市、指定管理者協議の上、指定管理者は書面により届けを行うこと。

⑵　協定書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務遂行上当然必要と認められるもの及び軽微な事項については、指定管理者の業務に含むこととする。

⑶　津市公共施設予約システムの取り扱いについては、当システムを十分に熟慮し、受付業務等において支障が無いように注意を払い、管理を行うこと。

⑷　業務時間以外はみだりに不審者が立ち入らないように施設を施錠し、門扉等を含めて適切に管理を行うこと。

⑸　大規模大会やイベント開催時等については、業務時間外の時間における対応も含め適正人員を増員して対応すること。

⑹　仕様書にかかる運用について、疑義等が発生した場合については、本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

別紙１

施設管理に係る必要な業務（各施設共通事項）

１　運動施設の開錠、施錠を行うこと。

２　始業巡回点検を行い、破損、盗難等の異常や運動施設、設備器具の確認を行い、点検等における異常があった場合は速やかに改善すること。

３　当日に予定されている専用使用等の確認を行うこと。

４　運動施設、管理棟及びトイレ並びに敷地内は常に整理整頓、清掃を行い、美化に努めること。

５　利用者への施設利用案内を行うこと。

６　津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則第１１条に該当するものに対して、入場を拒否し又は退場させること。

７　遺失物の有無の確認を行い、発見された場合は管理及び整理を行うこと。

８　利用終了後、運動施設、設備器具等の破損の有無及び原状回復等の確認を行うこと。

９　灰皿、ガスの元栓等火の元を確認し、適切な処理を行うこと。

10　運動施設、設備器具及びその他管理上、不備があれば速やかに本市に連絡し協議すること。

別紙２

日常清掃作業場所及び作業内容

１　対象施設及び周辺区域の日常清掃業務（各施設共通事項）

(1) ゴミ、吸い殻、落ち葉等を綺麗に集め、適切な方法により処理すること。
(2) 側溝、雨水枡等に溜まったゴミ、土砂等を取り除き、排水を正常な状態に保つこと。
(3) ベンチ、案内看板等の設置物について適時清掃を行うこと。
(4) クモの巣、ガム等は速やかに取り除くこと。
(5) 不法投棄、落書き等を発見した場合は直ちに市へ連絡すること。
(6) 除草等を適時行い、適切な方法により処理すること。

２　トイレ清掃（津球場公園内野球場）

(1) 下記の一覧を参照し、便器、手洗い、床等の清掃を行うこと。
(2) トイレットペーパーは適時補充を行うこと。

場所	便器	手洗い・鏡	床等
1 塁・3 塁ダッグアウト裏	1 回/日	1 回/日	1 回/日
観覧席			
内野スタンド			
屋外駐車場トイレ			

３　建物清掃等（津球場公園内野球場）

(1) 下記の一覧を参照し、建物清掃等を行うこと。

場所	窓・ガラス	床等	備付品
エントランス・通路	1 回/年	2 回/月	2 回/月
会議室			
事務室、入場券売場、湯沸室			
医務室			
諸室			
ロッカー室			
１塁・３塁ダッグアウト	－	1 回/週	1 回/週
シャワー室	－	1 回/月	1 回/月
倉庫	1 回/年		

※ 諸室は本部室、審判員室、記者室、記録放送室、管理室、控室をいう。
※ 備付品は常に固定されており、動かすことのできない備品類をいう。
※ メインスタンド棟観客席の雨水排水溝の落ち葉等を定期的に取り除き、排水を正常な状態に保つこと。

４　津市民テニスコート

場所	床等塵 清掃	床等水 拭き
男女更衣室、 シャワー室	毎日	月２回
会議室１	週１回	月１回
会議室２	週１回	月１回
会議室３	週１回	月１回
階段	週１回	月１回
廊下	毎日	月２回
見学席	適宜	
トイレ	毎日	週１回
事務室	週１回	
館外	適宜	
その他必要な個所	適宜	

５　その他運動施設（津球場公園内野球場、津市民テニスコートを除く）

津球場公園内野球場の「２　トイレ清掃」、「３　建物清掃等」、４　津市民テニスコートに準じ、他の運動施設においても施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるよう日常的に清掃を行うこととする。

なお、清掃回数等の条件は、指定管理者が利用頻度に応じて、適切に設定すること。

第２章　施設日常管理、施設の維持管理業務

１　各業務内容等

⑴　業務従事者

指定管理者は、業務従事者として心身共に健康な者で、業務内容に応じ的確に処理できる者を厳選し、業務ごとに継続的に業務できる者を適切に配置すること。

⑵　施設別整備等業務を行う施設

津市民テニスコート、津市古道公園内テニスコート、津市古河公園内テニスコート、津球場公園内野球場（駐車場を含む）、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場、津市海浜公園内陸上競技場、津市三重武道館弓道遠的場

⑶　人員配置、業務時間

２名以上（土曜日及び日曜日を除く）　午前８時から午後５時まで

なお、この人員配置は本市が目安として定めたものですが、利用者へのサービスを低下させることなく、適正な管理運営を行うことのできる人員配置と体制を整えるものとします。

⑷　業務内容

ア　各施設及び設備器具の日常点検を行い、日常（軽微なものも含めて）予防保全・事後保全作業を行うこと。

イ　津球場公園内野球場の外野芝、津市海浜公園内陸上競技場芝生スタンド等の日常維持管理（刈り込み作業、潅水作業等）を行うこと。

ウ　津球場公園内野球場の内野グラウンド、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場の整地（津球場公園内野球場備品スポーツトラクターの使用又は手作業によるトンボ・レーキ・ブラシでの整地）及び転圧作業（津球場公園内野球場備品スポーツトラクター使用による転圧）を行うこと。

エ　津市民テニスコート、津市古道公園内テニスコートは日常点検・整備の実施により、良好なコート面の維持管理及び予防保全に努め、適宜必要に応じて砂の補充を行うこと。なお、砂の購入に係る経費は指定管理者の負担とする。

オ　各施設及び周辺の除草、草刈作業、樹木、垣根の軽微な剪定作業及び花壇・プランターの管理を行うこと。

また、草刈り作業時は飛び石対策を行うこととする。

カ　津球場公園内野球場、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場のラインパウダーの補充を行うこと。なお、ラインパウダーの購入に係る経費は指定管理者の負担とする。

キ　運動施設（管理棟、トイレ等含む）及び敷地内の整理整頓、清掃等の美化作業を行うこと。

ク　その他業務を遂行するにあたり必要な事項。

第３章　個別業務別仕様書

各業務内容の仕様書は１９～９１ページのとおりとする。

機械警備業務仕様書

1　総則

本仕様書は、機械警備業務に適用する。

（1）業務名

機械警備業務

（2）実施場所

津球場公園内野球場管理事務所（津市本町地内）

津市古道公園内テニスコート管理事務所（津市南中央地内）

津市民テニスコート管理事務所（津市殿村地内）

2　点検業務内容、方法及び実施時期等

（1）警備要領

ア　機械警備とする。

イ　警備業務内容

火災・盗難及び不良行為に対する保全業務

ウ　警備時間

各実施場所の業務時間外（ただし、火災感知器は業務時間内も含む。）

エ　警備機構等

指定管理者は、別添警報装置仕様概要を基本に、警備対象物の出入口・窓及びその他必要な箇所の警備を行うこと。

警報装置は、警備対象物で発生した異常事態を自動的に通報する機能を有すること。

3　特記事項

点検等に当然必要であると認められるものは、指定管理者の責任において処理すること。また、このほか疑義等が発生した場合については本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

警報装置仕様概要

1　津球場公園内野球場管理事務所

機器名	記号	数量	番号	充却	規格	数量
送信機		1			AMI2100	1
非接触リモコン		1			CS121-WT	1
マルチホーン		1			MH-71	1
ﾓﾆﾀｰ盤		1			ACIO	1
ﾏｸﾞﾈｯﾄｾﾝｻｰ		10			NS32	10
ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ熱線		8			IRBIP5	8
ｼｬｯﾀｰｾﾝｻｰ		1			NR2M	1

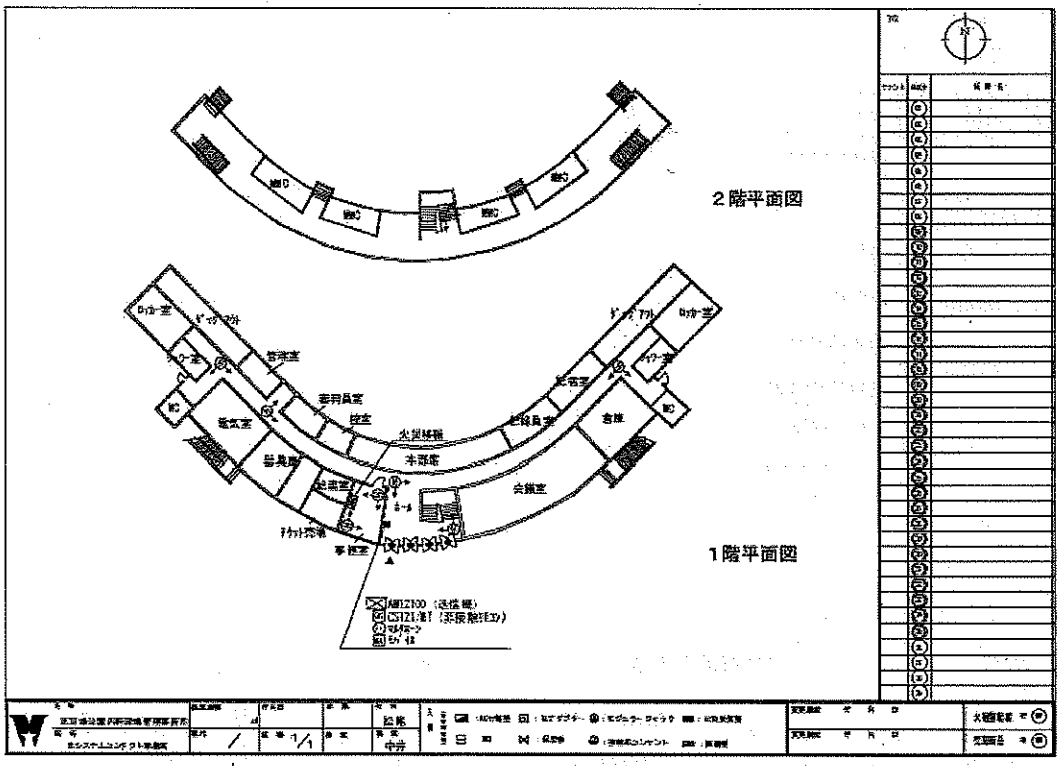
2階平面図
1階平面図
ロッカー室
ビーバーフット
管理室
電気室
事務員室
控室
火災検知
本部室
会議室
事務室
チケット売場
AM12100（送信機）
CS121.M（表示盤）
サイレン
ベル

2　津市古道公園内テニスコート管理事務所

記号	種別	数量
Ⓜ	マグネットスイッチ	45
Ⓟ	熱感知器	7
	シャッタースイッチ	3
	送信機	1
	操作ボックス	1
	差動式熱感知器	6
	定温式熱感知器	1
	イオン式感知器	1
	火災警報装置	1
	火災警報受信機（既設）	2

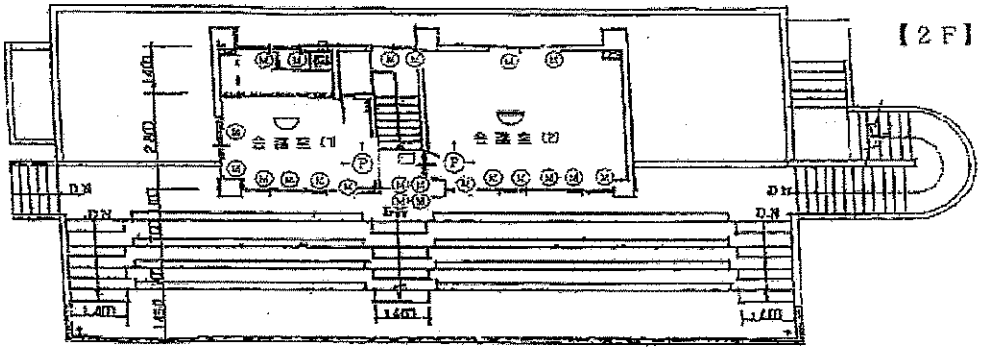

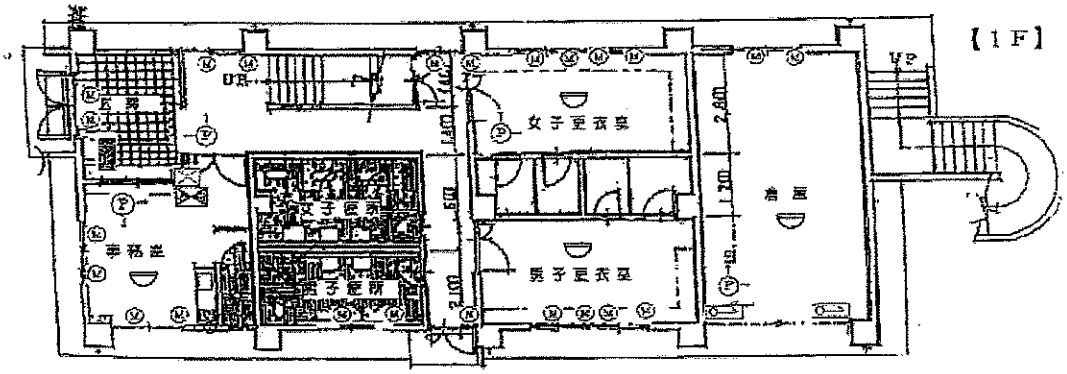

3　津市民テニスコート管理事務所

機器名	記号	数量	機能
警備用送信機	⊠	1	各種センサーからの信報を常時監視し、 センサーが異常を検知すると監視センターに通報する。
警備用操作リモコン	CR	1	警備の警戒/解除操作を行う。
警報サイレン	Es	1	異常時に、警報音等で威嚇する。
警備用モバイル通信機器	MA	1	モバイル回線を利用して、監視センターと通信を行う。
人感センサー		12	人体等から放射される赤外線を受信し、検知する。
マグネットセンサー	●	41	窓・扉の開閉を検知する。
差動式火災感知器		12	周囲温度の上昇をとらえ、火災を感知する。
定温式火災感知器		1	一定の温度になったときに、火災を感知する。

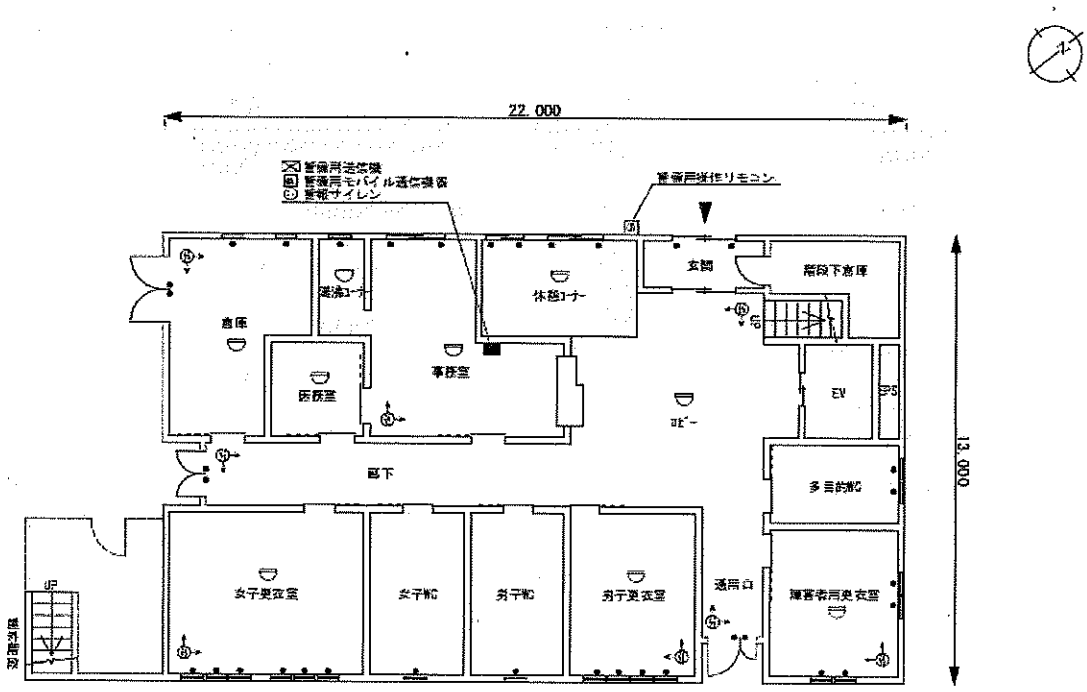
22,000
13,000
倉庫
洗浄コーナー
休憩コーナー
玄関
階段下倉庫
医務室
事務室
EV
廊下
多目的室
女子更衣室
女子便
男子便
男子更衣室
通用口
障害者用更衣室
屋外階段

1階

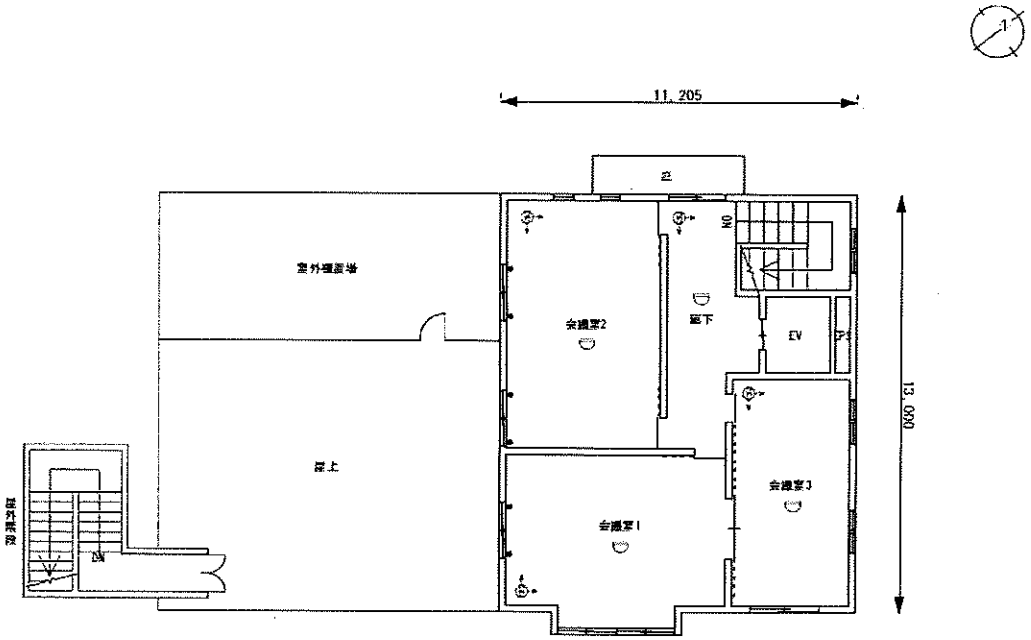
11,205
13,000
屋外埋設場
屋上
会議室2
廊下
EV
会議室1
会議室3
屋外階段

2階

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1　目　的

本仕様書は、津球場公園内野球場他４施設の自家用電気工作物保安管理業務に関する契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

受注者は、本仕様書に基づき設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

2　保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は別に掲げる事業所で次に掲げる電気工作物とします。

（1）　事業所の名称　　別紙１（保安管理業務委託一覧表）のとおり

ただし、津市海浜公園内陸上競技場は令和１０年１１月リニューアルオープン予定

（2）　事業所の所在地　　同上

（3）　電気設備の概要等　　同上

需要設備容量	受電電圧（V）	受電設備容量（KVA）
非常用予備発電装置	発電電圧（V）	発電容量（KVA）
発電所	発電電圧（V）	発電容量（KVA）

（4）　添付図書　　別紙添付図のとおり

付近案内図、使用区域平面図、高圧単線結線図

3　業務の品質等

（1）提供する業務の品質保証

受注者が「電気保安法人」の場合は保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障を生じないために法人の社内規定等に明確かつ具体的に規定されており、かつ実施結果が確実に反映されるとともに、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

（2）業務への専念

受注者は、電気保安管理業に専念し、他に業種を有しないこと。

（3）非常災害時の措置

受注者は、非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保できる体制を整備し発注者に非常動員体制表を提出すること。

4　業務の内容等

（1）保安業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は別紙２（保安管理業務の細目及び基準）によるものとする。

（2）保安管理業務の内容

ア　電気工作物の設計の審査は、発注者の通知を受けてその都度行い、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。

イ　電気工作物の工事中（修繕中を含む）の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が１週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受けて毎週１回以上立会い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導及び助言を行うものとする。

ウ　電気事故・故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生の恐れがある場合において、発注者若しくは電気需給業者等から通知を受けたときに、受注者が行う応急措置は電話により、出向して原因の追求を行い、再発防止についてとるべき措置及び助言をし、必要に応じて精密な点検を行うとともに、電気関係報告規則に定める電気事故報告及び手続き等の指導助言を行うものとする。

受注者は、停電等の重大な電気事故、故障などの場合、発注者から連絡要請を受けたときは、原則として平日・祝日・昼夜を問わず２４時間体制で対応、各事業所へ全時間帯において２時

間以内に到着応急措置等をする。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故・故障の発生個所、異常の状況等を受注者に連絡調整するものとする。

エ　受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生の恐れがある場合を発見したときは、必要に応じ、精密点検及び検査を行うものとする。

また、非常災害（台風・襲雷・地震等）への体制を提出して、災害時の復旧に協力すること。

オ　電気事業法による立ち入り検査には、その都度発注者の通知に基づいて受注者が検査員を派遣して立ち会うものとする。

（3）絶縁監視装置の設置

発注者の指示がある場合受注者は低圧電路の絶縁（漏電）を監視する為に絶縁監視装置を受注者の負担で設置し、これを維持管理すること。設置場所については発注者と受注者で協議して決めるものとする。

（4）保安管理業務を行う保安管理業務担当者（業務担当責任者を含む。）の明確化

受注者は事業所ごとの保安管理業務担当者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号等を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを発注者に対して書面で明らかにすること。

（5）点検結果の報告と記録の保存

受注者は、点検終了後発注者に点検実施者から報告するとともに、２部作成のうえ、記録し、発注者及び受注者は保存をしなければならない。

保存方法については、国際規格ＩＳＯ９００１の要求事項「４．２．４記録管理」に準じ、容易に識別及び検索可能な状態で保存するものとする。

5　義務及び責任

発注者及び受注者は、次の（1）から（6）までに掲げる電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任を明確にする。

（1）発注者及び受注者は外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を次のアからオまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

ア　受注者の保安業務担当者等は、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること。ただし、次の（ア）から（エ）までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

（ア）設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（イ）設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（ウ）事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

（エ）発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

イ　発注者が発注者の事業場の保安管理業務を行う者が保安業務担当者等本人であることを確認するため、受注者の保安業務担当者等は、その身分を示す証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ウ　受注者は、発注者に保安管理業務の結果について保安業務担当者等から報告するとともに、保安管理業務を実施した保安業務従事者等の氏名を含む結果の記録を提出し、発注者の確認を受けること。また、結果の記録は発注者受注者双方において原則５年間保存すること。

エ　受注者の保安業務従事者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事中点検（設置改造等の工事期間中の点検）、月次点検（点検頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うもの）、年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検）を行う。

オ　受注者の保安業務従事者等が工事中点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者へ指示又は助言する。

（2）受注者は、月次点検を次のアからウまでに掲げる要件に従って行うこと。

ア　外観点検を（ア）に掲げる項目について、（イ）に掲げる設備等を対象として行う。

（ア）点検項目

(a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b) 電線と他物との離隔距離の適否

(c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d) 接地線等の保安装置の取付け状態

（イ）対象設備等

(a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）

(b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）

(c) 受・配電盤

(d) 接地工事（接地線、保護管等）

(e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備

(f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

イ　次の（ア）及び（イ）に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

（ア）電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

（イ）低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ウ　上記（2）ア及びイの点検のほか、発注者及び発注者の職員に日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、異常があった場合には保安業務従事者等としての観点から点検を行う。

（3）受注者は、年次点検を月次点検に係る（2）の要件に加え、次のア及びイに掲げる要件に従って行うこと。

ア　1年に1回以上行う。ただし、信頼性が高く、かつ、下記（3）イの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

イ　次の（ア）から（オ）までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

（ア）低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が対地及び他の電路と絶縁されていること。

（イ）接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下であること。

（ウ）保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

（エ）非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

（オ）蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

（4）受注者は、工事期間中に上記（2）アに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

（5）受注者は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は５０mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報

を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい電流が発生している旨の警報を繰り返し受信した場合）に次のア及びイに掲げる処置を行うこと。

ア　保安業務従事者等が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

イ　保安業務従事者等が警報発生時の受信の記録を５年間保存する。

（6）受注者は、事故・故障発生時に次のアからエまでに掲げる処置を行う。

ア　事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又は発注者の職員から受けた場合は、保安業務従事者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

イ　保安業務従事者等が事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。

ウ　事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務従事者等が同様の事故・故障を再発さないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。

エ　電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務従事者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

6　安全管理

（1）安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

（2）単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

（3）保護具、防護具の使用

受注者は高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。またそのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。（労働安全衛生規則第 343 条）

受注者は保護具、防護具を定期的に（６ヶ月に１回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。またその記録は発注者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。（労働安全衛生規則第 351 条）

（4）事故防止、事故に対する応急措置

委託業務の実施に当たり事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を講じ、その状況を速やかに報告しなければならない。

7　責任の範囲

受注者が、操作及び保守点検・整備等において、故意又は重大な過失により発生した火災、破損等により本市に損害を及ぼした場合は、その一切の費用は受注者が負担しなければならない。

8　測定器の管理

（1）受注者が業務に使用する測定機器は業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。

（2）受注者が業務に使用する次の測定機器は国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

①　交流電圧計　　②　交流電流計　　③　絶縁抵抗計　　④　接地抵抗計

（3）前項の測定機器の校正試験は次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備　考
交流電圧計	１年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	１年	
絶縁抵抗計	１年	
接地抵抗計	１年	

（4）受注者は校正試験の結果を必要に応じ「発注者」に提出するものとする。また校正試験で合格した

測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。新規に契約する場合においては、測定器の校正試験結果を提出すること。

9　提出書類

（1）　着手前時

業務着手届	1部
作業業務担当責任者及び業務従事者届	1部
その他必要な書類	1式

（2）　業務中時

点検結果報告書（種類の記入等を含む）	1部
業務完了報告書（毎月）	1部
その他必要な書類	1式

10　その他

（1）経済産業局への申請、届出

受注者との契約が締結された場合は、現履行期間の終了前の１０日以内に受注者の責任において所定の手続き書類を作成し、中部経済産業局長宛に必要な書類を速やかに提出しなければならない。（電気事業法第４２条第２項、電気事業法施行規則第５２条２項及び５３条等）

（2）上記の申請の承認等を得られなかった場合、または取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

（3）受注者が引き続き前年と同一の者である場合は、上記の申請、届出は必要のないものとする。

（4）電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業局等への提出書類及び図面他について、その作成及び手続きの指導並びにその他必要な手続きの一切（手続き代行及び助言等）を含むものとする。

（5）電気工作物の設置又は変更の工事については竣工検査及び必要な助言を行う。

（6）電気設備機器の保守及び運転、操作並びにその使用にあたっては、善良な管理者の注意をもってあたること。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに発注者に報告するものとする。

（7）受注者は、業務遂行できるよう、必要に応じ、前の受注者と円滑に業務の引継を行うこと。ただし、引継に要する費用は、受注者が負担するものとする。

（8）仕様書にかかる運用について、疑義が発生した場合は、双方協議の上行うものとする。

別紙１

保安管理業務場所一覧表

事業所名称	事業所所在地	受電設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	非常用非常用予備発電設備			絶監装置有無	備　考
				種類	容量 (KVA)	電圧 (V)		
津市北部運動広場	津市栗真中山町601-3	100	6,600	―	0	0	無	※１、絶縁監視装置取付不可
津市古道公園テニスコート	津市南中央3-1	95	6,600	―	0	0	無	
津球場公園内野球場	津市本町31-1	460	6,600	―	0	0	無	絶縁監視装置取付不可
津市民テニスコート	津市殿村150番地	105	6,600	―	0	0	無	
津市海浜公園内陸上競技場	津市末広町24-32	250	6,600	―	0	0	無	

※上記の絶縁監視装置取付は参考としてください。

なお、既設の設備については、業者間で調整をして円滑な運用を図り、受注者による設備に係る設置は、必要であれば受注者が実施、また、既設業者においては、前契約者による撤去とする。

保安管理業務の細目及び基準

別紙2

1．保安管理業務の内容

（1） 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア．定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表1に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ．電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については工事中の点検は行わないものとする。

エ．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ．電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。

カ．受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ．電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務従事者を立ち会わせる。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア．電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行う。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ．前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

（2）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア．漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ．オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ．移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ．密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ．有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ．点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ．建設中の２階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク．業務上の都合等発注者の理由で、受注者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

（３）使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第１号による点検のほか、発注者が確認を行うものとする。

２．相互の連絡

（１）　発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

ア．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ．電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

ア．経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ．電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ．発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

オ．平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ．非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ．電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ク．発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ．電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ．電気事業者との需給契約を変更する場合。

サ．爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

シ．その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

（２）　受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

ア．受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法。

イ．発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ．その他必要な事項。

３．絶縁監視装置及び機器の設置

（１）次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。

（２）電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件（下記のア～オの全てに該当することが必要）

ア．　構外にわたる高圧電線路がないものであること。

イ．　柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。

ウ．　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。

エ．保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。

オ．責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。

（3）電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者、受注者協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。

（4）発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとする。

（5）絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。

（6）絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。

（7）発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4．絶縁監視装置及び機器の撤去

（1）受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。また、既存の機器等については前請負業者が撤去するものとする。

（2）絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者、受注者協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。

（3）電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第２号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者、受注者協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。

5．電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

（1）保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者、受注者協議のうえ速やかに改修するものとする。

（2）前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。

（3）受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

（4）受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

6．その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者、受注者相互に協議するものとする。

別表１

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
受電設備（含配電設備・二次変電室設備）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験		○※１	○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		トリップ回路の導通試験		○※１		
		絶縁油酸価試験			○※２	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※２	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		絶縁油透明度試験			○※３	
		絶縁油酸価試験			○※３	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※３	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験			○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	１回／年	○	○	
		液温測定	１回／年	○	○	
		電圧測定	１回／年	○	○	

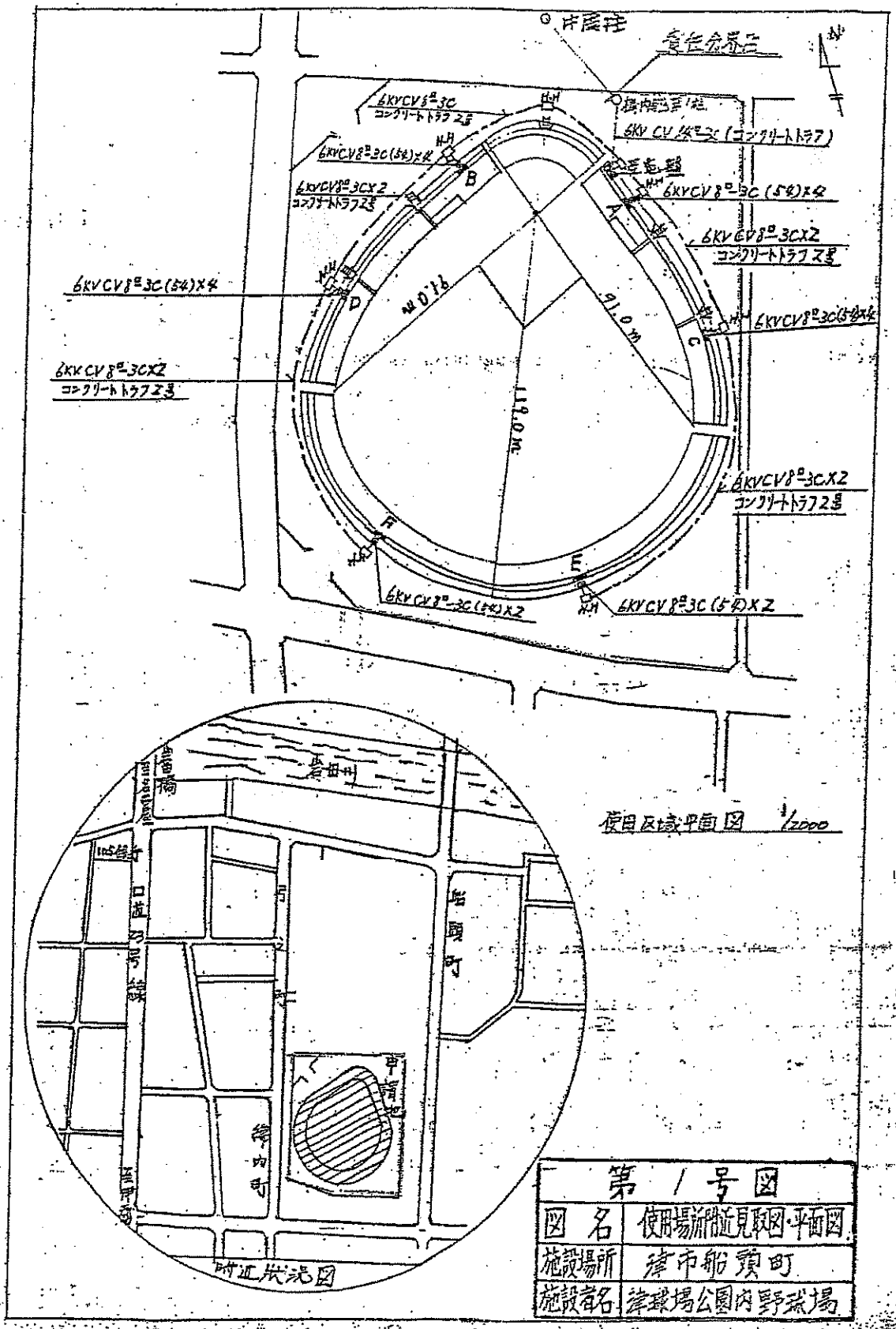

第1号図	
図名	使用場所附近見取図・平面図
施設場所	津市船頭町
施設者名	津球場公園内野球場

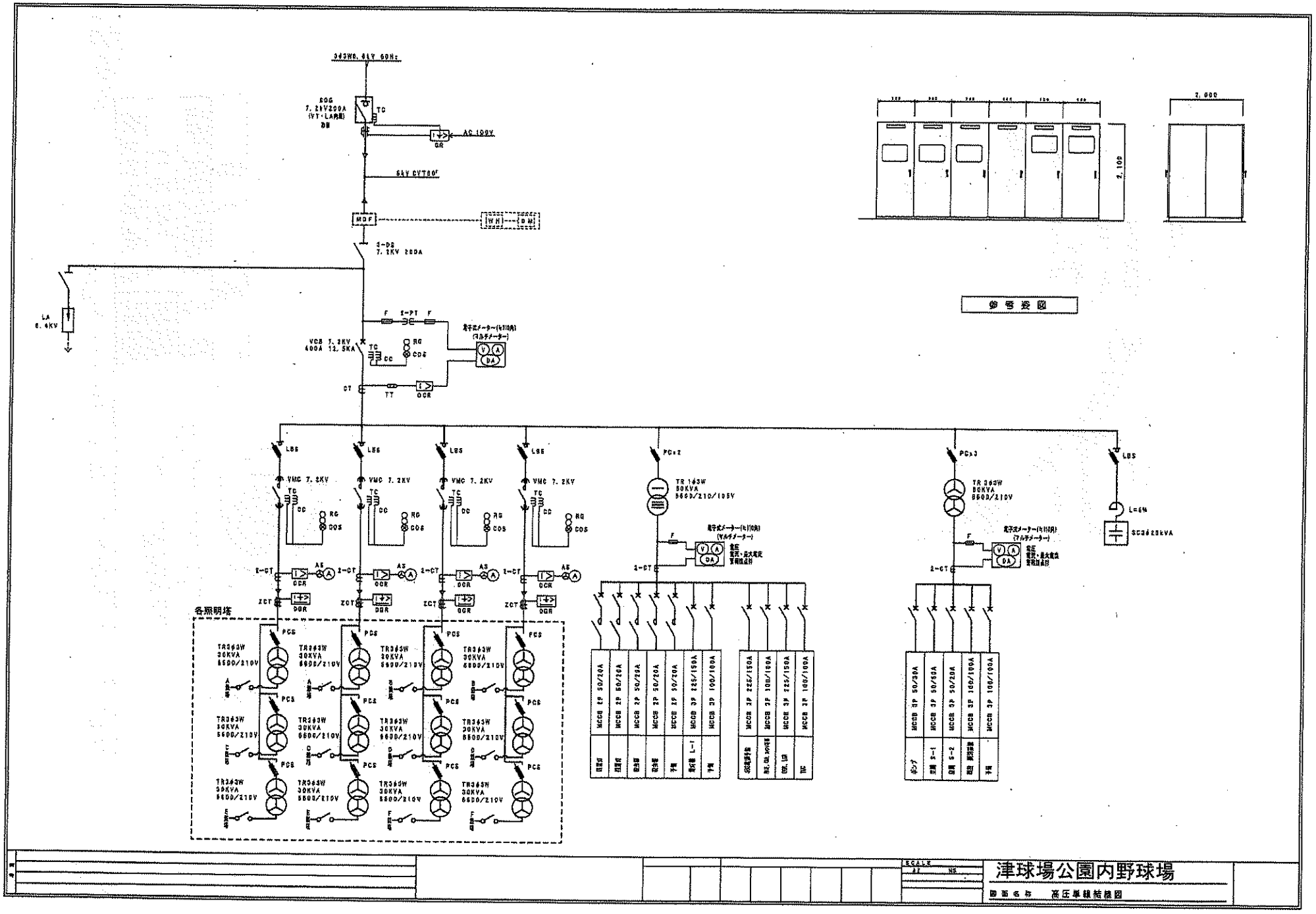
3φ3W6.6kV 60Hz
EOG
7.2kV200A
(VT・LA内蔵)
TC
GR
AC 100V
6kV CVT60f
MDF
WH
DM
3-DS
7.2KV 200A
LA
6.4KV
F
1-PT
VCB 7.2KV
400A 12.5KA
CC
RG
COS
CT
TT
OCR
電子式メーター(4110用)
(マルチメーター)
V
A
DA
LBS
VMC 7.2KV
2-CT
AS
ZCT
PCS
各照明塔
TR3φ3W
30KVA
6600/210V
PCx2
TR 1φ3W
50KVA
6600/210/105V
PCx3
TR 3φ3W
50KVA
6600/210V
LE6N
SC3φ25kVA
MCCB 2P 50/20A
MCCB 2P 60/20A
MCCB 2P 50/50A
MCCB 2P 50/20A
MCCB 2P 50/20A
MCCB 3P 225/150A
MCCB 2P 100/100A
MCCB 3P 225/150A
MCCB 3P 100/100A
MCCB 3P 225/150A
MCCB 3P 100/100A
MCCB 3P 50/20A
MCCB 3P 50/50A
MCCB 3P 50/20A
MCCB 3P 100/100A
MCCB 3P 100/100A
ポンプ
L-1
S-1
S-2
予備
2,100
2,000
参考図
SCALE
NO
津球場公園内野球場
図面名称 高圧単線結線図

使用区域平面図

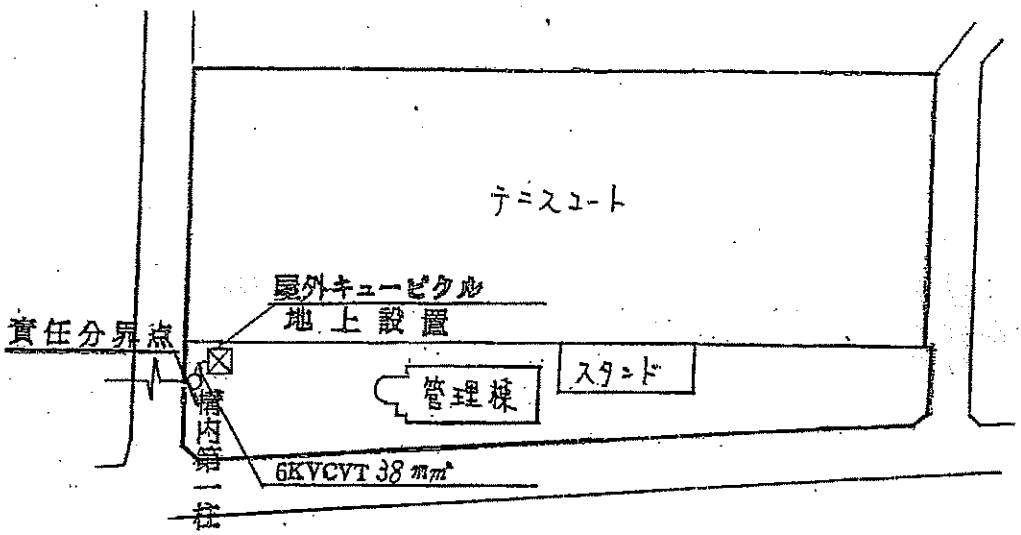

附近状況図

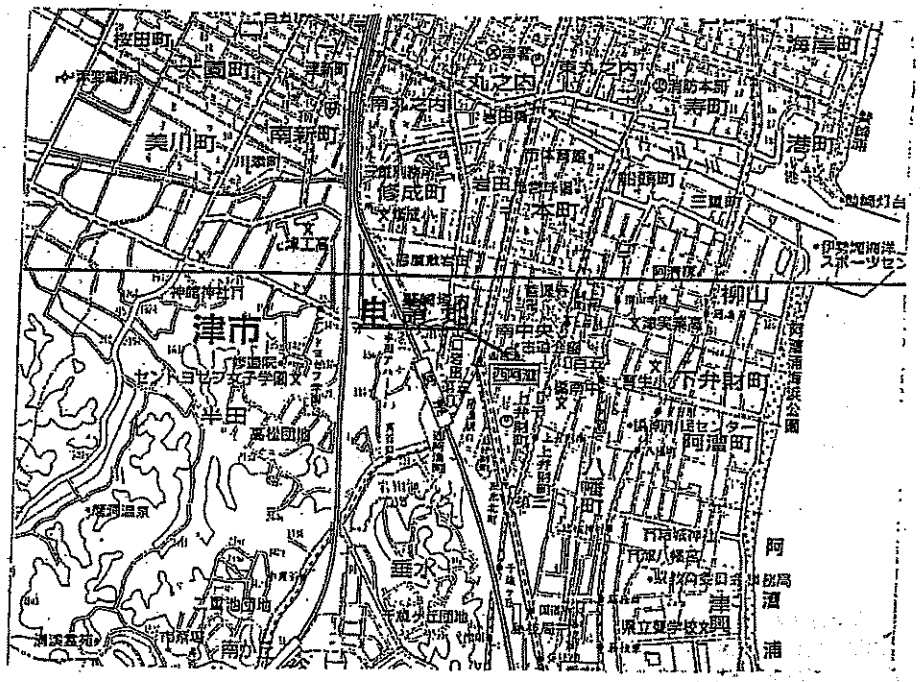

図　　名	付近状況図・使用区域図
設置場所	津市南中央 3-1
事業場名称	古道公園テニスコート
契約番号	コード番号　—

元. 12. 120×200(S)

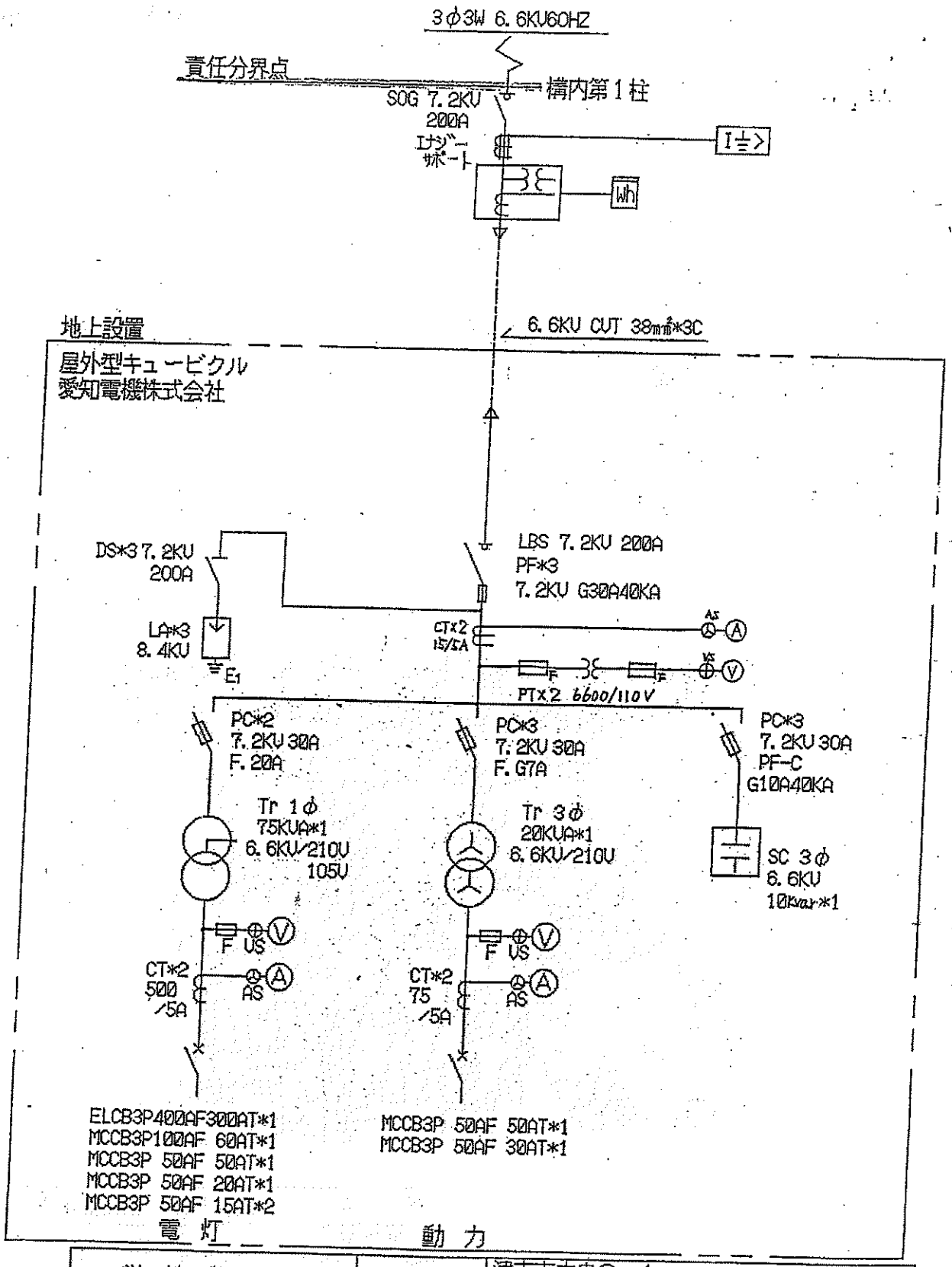

単線結線図		事業場所在地	津市南中央3－1
契約番号		事業場名称	古道公園テニスコート

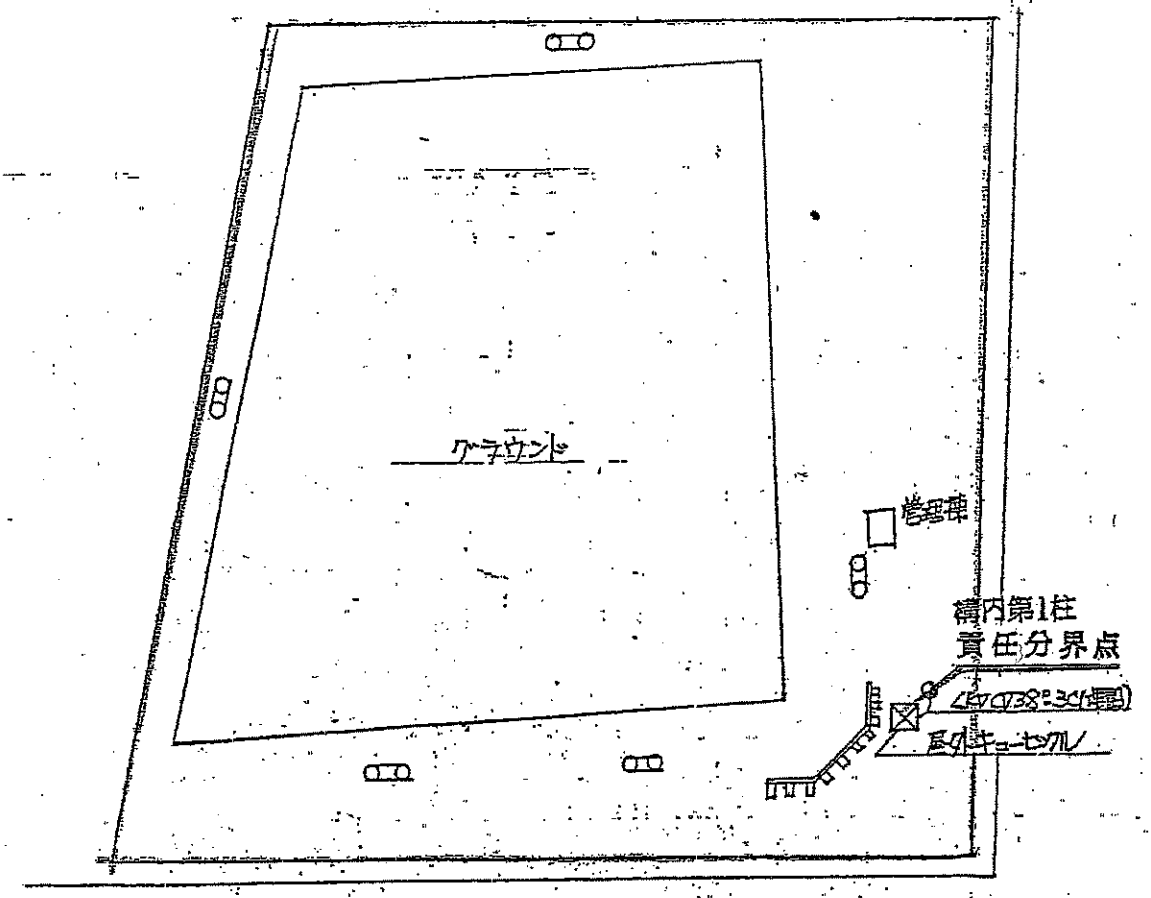

使用区域平面図

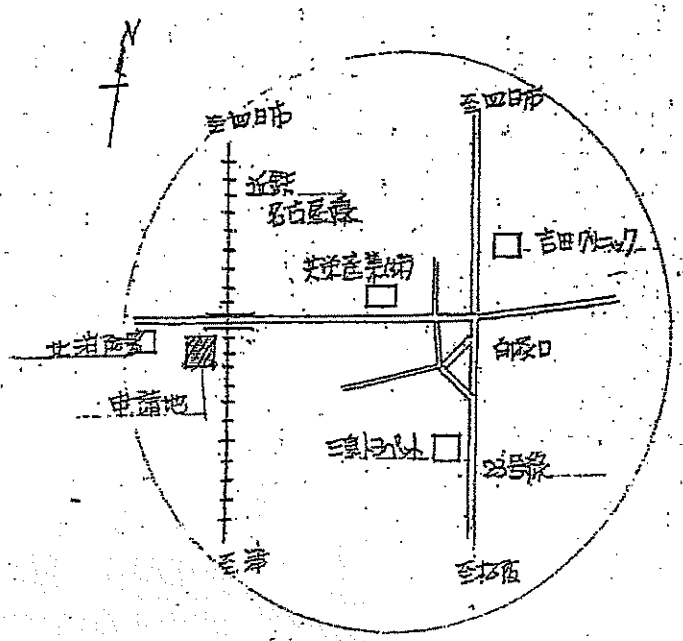

附近見取図

第1号図	
図名	使用場所附近見取図・平面図
施設場所	津市栗真中山町字井の口
施設者名	津市北部運動広場

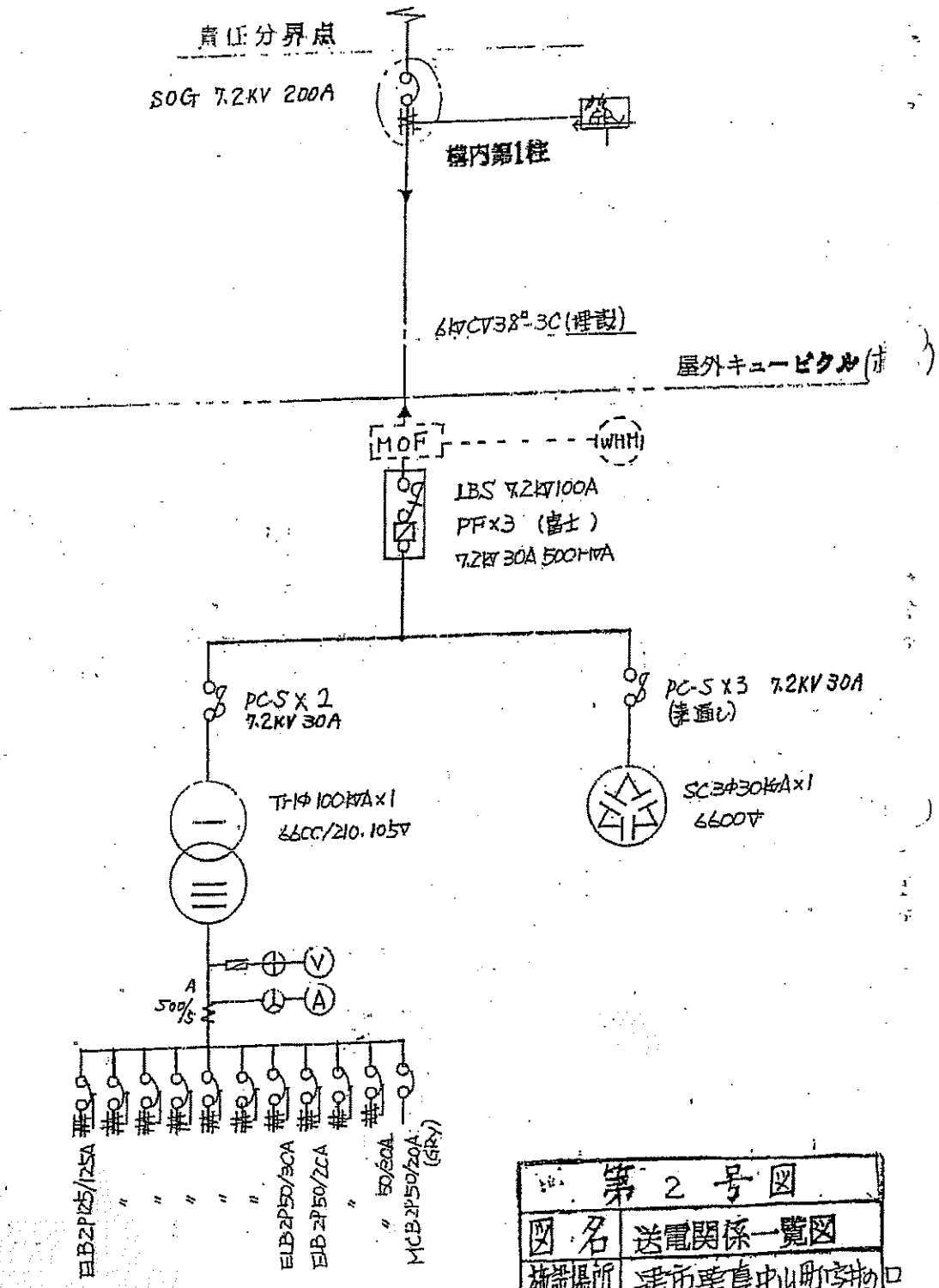

第2号図	
図名	送電関係一覧図
施設場所	津市栗真中山町字北の口
施設者名	津市北部運動広場

防火対象物定期点検業務仕様書

1　総　則

本仕様書は、防火対象物定期点検業務に適用する。

（1）業務名

防火対象物定期点検業務

（2）実施場所

津球場公園内野球場（津市本町31-1）

津市古道公園内テニスコート（津市南中央3-1）

津市民テニスコート（津市殿村150）

津市海浜公園内陸上競技場（津市末広町24-32）

※ただし、津市海浜公園内陸上競技場は令和１０年１１月リニューアルオープン予定

（3）点検対象施設の概要

別紙のとおり

2　点検業務内容、方法及び実施時期等

（1）消防法第８条の２の２の規定に基づき、防火管理上必要な業務等の点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検するものである。

（2）点検基準は、消防法施行規則第４条の２の６によるものとし、点検結果報告書を作成するものである。

（3）点検にあたっては施設運営に支障のないよう配慮し、各施設の担当者と協議の上、実施日時（土・日曜日、祝日を除く場合あり）を決定する。

3　費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

4　現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただし、その範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認め、発注者の指示に従うものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、速やかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

5　提出書類

・着手前時

委託業務着手届	1部
従事者選任届（業務担当責任者、履歴書、資格等を含む。）	1部
工程表（全体の予定工程）	1部
業務従事者名簿（資格者一覧表を含む。）	1部
その他必要な書類	1式

・業務中時

工程表（詳細作業予定）	1部
点検結果報告書（法定用紙）	2部
委託業務報告書（総括及び点検結果報告書、委託業務写真、その他）	1部

その他必要な書類　　1式

・完成時

業務点検結果報告書　　1部

（報告書等のﾃﾞｰﾀ用統括ﾌｧｲﾙ、背表紙他委託名入りﾀｲﾄﾙ付き）

業務完了報告書　　1部

その他必要な書類　　1式

※注

（1）提出書類の様式は原則としてＡ４サイズ（Ａ３版Ａ４折り可）とし、詳細な完結方法は協議によるものとする。

（2）業務写真の作成

・写真の撮り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影（施工中を除く）し、写真は横撮りを標準とし、施工中は作業員が写真に入るよう考慮する。

6　点検内容の報告

点検の内容については、点検業務実施後速やかに発注者の担当者に提出する。

なお点検結果報告書については法令で定める様式とする。

7　資格について

防火対象物点検資格者

8　委託料の支払い

委託料の支払いについては、全業務完了後とする。

9　特記事項

（1）業務の実施にあたり消防法施行規則第４条の２の４に規定する免状の交付を受けている防火対象物点検資格者を派遣し、当施工場所の管理運営に支障のないように行うこと。

（2）点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。また、このほか疑義等が発生した場合については協議の上、発注者の指示に従うものとする。

別紙

点検対象設備の概要

名称 項目	津球場公園内 野球場	津市古道公園内 テニスコート	津市民テニス コート	津市海浜公園内陸上競技場
竣工年月	昭和34年	昭和42年	令和3年	令和10年11月 （リニューアルオープン予定）
所在地	津市本町31-1	津市南中央3-1	津市殿村150	津市末広町24-32
構造・規模	ＲＣ造地上２階	鉄筋コンクリート	Ｓ造地上２階	（管理棟） ＲＣ造地上２階 （メインスタンド棟） 鉄筋コンクリート
	建築床面積 1689.4㎡ (ｽﾀﾝﾄﾞ面積除) 延面積37,255㎡ （ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ面積 11,854㎡）	建築床面積 197.04㎡ (ｽﾀﾝﾄﾞ面積除) 施設面積 5,330㎡	（管理棟） 建築面積 527㎡ 延床面積 829㎡	（管理棟） 建築面積　286.82㎡ 延床面積　448.00㎡ （メインスタンド棟） 建築面積　340.67㎡ 延床面積　568.26㎡
用途（消防法に基づく防火対象物）	１項（イ）	１６項（イ）	１項（イ）	（管理棟）１項（ロ） （メインスタンド棟）１項（イ）
消防用設備の種類	消火器具、自動火災報知設備、非常警報設備、避難設備（誘導灯、誘導標識）	消火器具、自動火災報知設備、避難設備（誘導灯、誘導標識）	消火器具	消火器具、自動火災報知設備、非常警報設備、避難設備（誘導灯、誘導標識）

消防用設備等保守点検業務仕様書

1　総則

本仕様書は、消防用設備等保守点検業務に適用する。

（1）業務名

消防用設備等保守点検業務

（2）実施場所

津球場公園内野球場、津市古道公園内テニスコート、津市三重武道館弓道遠的場、津市民テニスコート、津市海浜公園内陸上競技場

ただし、津市海浜公園内陸上競技場は令和１０年１１月リニューアルオープン予定

2　目的

消防法第１７条の３の３の規定による消防用設備の機器点検及び総合点検を実施し、消防用設備を適切に維持・管理し、火災発生時における初期消火や早期避難に資することを目的とする。

3　点検対象施設

別紙１のとおり

4　業務内容等

（1）消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づき実施するものとする。

（2）点検する消防用設備等の種類は、消防用設備等一覧表（別紙２）のとおりとする。

（3）消防用設備等一覧表（別紙２）は、あくまでも参考とし、正確な設備の設置場所、規格及び個数等を知る必要があれば、事前に発注者に承諾を経て調査等を実施すること。

（4）消防設備が正常に機能するための調整、点検等の予防及び保全業務を行うこと。

（5）業務を実施した場合において、消防設備等の各部の機能が正常に作動しないおそれのある時、又は事故が発生するおそれのある時は、その状況、原因等を報告するとともに必要な応急処置を行い、その対策について発注者に助言しなければならない。

（6）履行期間内において、不測の事故等により緊急を要すると発注者が認めるときは、発注者の指示により点検・整備等、速やかに対応できるようにすること。

4　実施時期

機器点検（２回）	９月・３月に実施
総合点検（１回）	３月実施

各点検にあたっては施設運営に支障のないよう配慮し、発注者と協議の上、実施日時（土・日曜日、祝日を除く場合あり）を決定する。

5　費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。ただし、修理等を要する場合は別途協議するものとする。

6　現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、

速やかに原状に復旧させるとともに、その費用は受注者が負担するものとする。

7　提出書類

・着手前時

業務着手届	1部
従事者選任届（業務担当責任者、履歴書、資格等を含む。）	1部
工程表（年間予定）	1部
業務従事者名簿（資格者一覧表）	1部
その他必要な書類	1式

・業務中時（各点検時※２回）

工程表（全体・詳細作業予定、変更等）	1部
点検結果報告書（前後期分２回、法定用紙：別記様式第１） 『消防法第17条の３の３及び同法施行規則第31条の４の規定に基づく』	2部
業務（中間）報告書（総括及び点検結果報告書、委託業務写真、その他）	1部
その他必要な書類	1式

・完成時

業務点検結果報告書 （前後期報告書等２回分のﾃﾞｰﾀ用統括ﾌｧｲﾙ、背表紙他委託名入りﾀｲﾄﾙ付き）	1部
業務完了報告書	1部
その他必要な書類	1式

※注

（１）点検の内容については、点検業務実施後２週間以内に発注者の担当者に提出する。
なお点検結果報告書については法令で定める様式とする。

（２）提出書類の様式は原則としてＡ４サイズ（Ａ３版Ａ４折り可）とし、詳細な完結方法は協議によるものとする。

（３）業務写真について

・写真の分類
施工中の状況がわかるようにする。

・写真の撮り方
写真は横撮りを標準とし、施工中の作業員が写真に入るよう考慮する。

8　資格について（①及び②）

①消防設備士（甲１類又は乙１類、及び乙６類）の資格、又は消防設備点検資格者第１種の資格

②消防設備士（甲４類又は乙４類）及び電気主任技術者又は電気工事士の資格、又は消防設備点検資格者第２種の資格

9　支払い

支払いについては、業務完了払い（履行期間満了後）とする。

10　特記事項

（１）消火器にあっては、調査の上、場所別等の消火器台帳及び点検周期表を作成すること。
また、消火器の点検は関係法令に従い点検し、放出した薬剤の詰替を含むものとする。

（２）履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。

（3）点検によって使用した消火栓ホース等の器具は、元の所定の場所・位置に適正なる処理（乾燥、充填、格納等）を施し、原形復旧をすること。

（4）当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

また、このほか疑義等が発生した場合については協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

（5）添付図面等は参考であり、現有消防設備に相違がある場合は、全体がわかる消防用設備の記入した最新版の図面を作成し、（PDF 等のﾃﾞｰﾀで）納入すること。また、図面が添付されていない施設については新たに作成すること。

（6）この仕様書に明記されていない場合でも、軽微な不良個所及び点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理（小破修繕を含む）するものとする。

また、このほか疑義等が発生した場合については協議の上、発注者の指示に従うものとする。

（7）消防用設備機器等の概要、操作説明について、消火設備・警報設備・避難設備等の概要、操作説明他の指導を行うものとする。

指導は各施設の消防計画等の防火訓練に合わせて行うものとし、概ね９月及び３月頃とし日時等の詳細については別途協議するものとする。

なお、津市海浜公園内陸上競技場については、上記の他に消防計画（東南海・南海地震対策編）の避難訓練と同時に行うものとする。

（8）業務実施にあたり、発注者若しくは第三者に損害を与えた時の損害賠償は、受注者の負担とする。ただし、天災地変等その他不可抗力による場合、又は仕様書に基づく善良な管理者として注意義務を怠らなかったと認める場合は、賠償の責めを任じないものとする。

点 検 対 象 施 設 一 覧 表

別紙1

施 設 名	所 在 地	延床面積（㎡）	備 考
津球場公園内野球場（ｽﾀﾝﾄﾞ・ｽｺｱﾎﾞｰﾄﾞ）	本町 31-1	941	
津市古道公園内テニスコート（管理事務所）	南中央 3-1	197	
津市三重武道館弓道遠的場	栗真中山町 816-11	202	
津市民テニスコート(管理棟)	殿村 150	829	
津市海浜公園内陸上競技場（管理棟）	末広町 24-32	448	
津市海浜公園内陸上競技場(メインスタンド棟)	末広町 24-32	568	
津市海浜公園内陸上競技場（写真判定棟）	末広町 24-32	96	
津市海浜公園内陸上競技場（陸上器具庫）	末広町 24-32	300	
津市海浜公園内陸上競技場（サッカーゴール等収納庫）	末広町 24-32	234	

別紙２

消防用設備等一覧表

種別			施設								
設備機器等名		規格等	津球場公園内野球場	津市三重武道館弓道遠的場	津市古道公園内テニスコート	津市民テニスコート	津市海浜公園内陸上競技場				
							管理棟	メインスタンド棟	写真判定棟	陸上器具庫	サッカーゴール等収納庫
自動火災報知設備	受信機	P型１級	1				1	1			
		P型２級			2						
	感知器 差動式分布型	空気管式									
	感知器 差動式スポット型		22		6		14	6			
	感知器 定温式スポット型		3		1		4	4			
	感知器 熱ｱﾅﾛｸﾞ式ｽﾎﾟｯﾄ型										
	感知器 イオン化式スポット型										
	感知器 光電式スポット型		5		1		4	1			
	感知器 光電式アナログ型										
	感知器 光電式分離型										
	発信機		4				2	2			
	地区音響装置		4								
	表示灯		4				2	2			
誘導灯及び誘導標識			16		1		7	7	4		
屋内消火栓設備	操作盤										
	消火栓										
	起動用スイッチ										
非常電源（自家発及び蓄電池設備）											
消火器具	粉末消火器	10型	10	1	2	4	4	4	1	3	3
	粉末消火器	20型									
非常警報器具及び設備	非常放送設備		1				1	1			
	自動式サイレン					2					
その他（防火扉）設備											
その他（防火シャッター）設備											

樹木剪定業務仕様書

1　総　　則

本仕様書は、樹木剪定業務に適用する。

（1）業務名

樹木剪定業務

（2）実施場所

年度当初に発注者と協議により決定するものとする。

2　業務内容等　※処分地までの運搬・処分含む

（1）津球場公園内野球場　高木せん定工		2 本
（2）津市北部運動広場　高木せん定工		29 本
（3）津市乙部公園運動広場　高木せん定工		29 本
（4）津市古道公園内テニスコート　高木せん定工		84 本
（5）津市古河公園内テニスコート　高木せん定工		1 本
（6）津市民テニスコート　高木せん定工		23 本
（7）津市海浜公園内陸上競技場　高木せん定工		43 本
	計	211 本

※高木は３ｍ以上の樹木を対象としています。

※津市海浜公園内陸上競技場は令和10年11月リニューアルオープン予定

※業務内容等は上記を参考とし毎年度、発注者、受注者で優先順位の高い高木を対象に必要に応じて剪定を実施するものとする。

3　現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認め、発注者の指示に従うものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

4　提出書類

・着手前時

業務着手届	1部
工程表	1部
従事者選任届（業務担当責任者、経歴書、業務従事者名簿等を含む。）	1部
その他必要な書類	1部

・作業中時

工程表（詳細作業予定）	1部
その他必要な書類	1式

・完了時

業務完了報告書	1部

業務写真（施工管理資料として業務完成報告書内挿入）

（着手前・作業中・完了の写真を同方向から撮影し、着手前と完了が対比できるようにする。）

その他必要な書類　　1部

※ 注

（1） 提出書類の様式は原則として、Ａ４サイズ（Ａ３版Ａ４折り可）とし、提出書類の詳細な完結方法は協議によるものとする。

（2） 業務写真について

・写真の分類

着手前→作業中→完了の順で状態が判るようにする。

・写真の取り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影し、写真は横撮りを標準とし、作業中は作業員が写真に入るよう考慮する。

5　特記事項

（1）剪定に着手する前に、個々の樹木の生育状態、従前の取扱い、特性等を慎重に観察、診断すること。また、剪定分量については、個々の樹木の状況等を把握し判断するものとし、発注者の担当者と協議を行い決定する。

（2）剪定順位については、枯れ枝、成長の止まった弱小枝、障害枝等とし、ヒコバエ、幹吹きも処理すること。また、枝剪定については、とび枝、からみ枝、さかさ枝、ふところ枝等の不用枝の処理も同時に行い、枝剪定のうち、大枝等の枝おろし、枝すかし、枝つみ等については、発注者の判断により指示をする。

（3）供用中の施設及び公園につき、安全に配慮し作業を行うこと。

（4）作業着手に当たっては、日時・作業内容を事前に発注者に報告を行い、作業完了後も同様とする。

（5）太い枝の剪定に際しては、切り口に樹脂製の皮膜保護を塗ること。

（6）業務完了後の残枝等については、指定処分（廃棄物処理の許可を有する施設）とし、受け入れ方法については、受け入れ先の諸条件を尊守すること。また、受け入れ先の納品伝票もしくは、マニュフェストを提出すること。

（7）薬剤散布については、病害虫の発生状況及び天候等を考慮し作業を行い、施設利用者の迷惑にならぬ様注意し、散布中・散布後の作業箇所への立ち入りについて、注意標識（予告標識等）バリケード・ロープ等で立ち入り制限の措置を行うとともに作業員の健康維持に努めること。

（8）樹木及び支柱等の点検を随時行い、報告すること。

（9）作業完了までに生じた作業員の過失又は不注意により生じた損害及び施工に関連して既設構造物その他対外的に及ぼす損害は、受注者の負担とする。

(10) 当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

(11) 契約書及び仕様書に示されていない事項であっても施工上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者で処理すること。

このほか疑義等が発生した場合については発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

津市北部運動広場ほか１施設のグラウンド整備業務仕様書

1　総　　則

本仕様書は、津市北部運動広場ほか１施設のグラウンド整備業務に適用する。

（1）業務名

津市北部運動広場ほか１施設のグラウンド整備業務

（2）実施場所

津市北部運動広場（津市栗真中山町地内）

グラウンド　7,260㎡（両翼80m、中央84m）

津市南部緑地公園内運動広場（津市高茶屋小森町地内）

グラウンド　9,200㎡（両翼80m、中央92m）

2　業務内容

①津市北部運動広場（８月・２月頃、年２回）

・補充材	塩化カルシウム	50 袋	
内野整正転圧、仕上げ工		2,000 ㎡	
外野整正転圧、仕上げ工		3,000 ㎡	
表面処理（化粧砂・塩化ｶﾙｼｳﾑ散布）		5,000 ㎡	
・整備工	マウンド整形	１ヶ所	
	ピッチャープレート取替	１ケ所	（材料は受注者が負担）
	ホームベース取替	１ケ所	（材料は受注者が負担）
	ＣＳＫポイントマーク確認	26 箇所	

②津市南部緑地公園内運動広場（８月頃、年１回）

・補充材	真砂土　10ｔ車	7 ㎥	
	化粧砂　２ｔ車	１ 台	
内野不陸整正転圧、仕上げ工		2,000 ㎡	
・整備工	マウンド整形	1ヶ所	
	ピッチャープレート取替	１ケ所	（材料は受注者が負担）
	ホームベース取替	１ケ所	（材料は受注者が負担）
	ポイントマーク確認	１ 面	（材料は受注者が負担）

3　業務実施時期　　各施設別に発注者と協議し日程調整を行う。

4　費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

5　現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただし、その範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるもので、発注者の指示に従うものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

6　提出書類

・着手前時

業務着手届	１ 部
業務従事者届（業務担当責任者及び業務従事者、経歴書を含む。）	１ 部
工程表（履行期間内予定を記入）	１ 部
その他必要な書類	１ 式

・業務中時

工程表（全体・詳細作業予定）	１ 部
重機等建設機械承諾願い書（１部返却を含む。）	２ 部

その他必要な書類　　1 式

・完成時

業務完成報告書　　1 部

（報告書等のデータ用統括ファイル、背表紙他業務名入りタイトル付、業務完了報告書及び作業写真等を完結）

業務完了報告書　　1 部

業務完成写真（主要工種の前・中・後写真※業務完成報告書挿入）　　1 部

写真の分類

施工前→施工中→完成の順で状態が判るようにする。

写真の取り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影（施工中を除く。）し、写真は撮取りを標準とし、施工中は作業員が写真に入るよう考慮する。

その他必要な書類　　1 式

※ 提出書類の様式は原則として、Ａ４サイズ（Ａ３版Ａ４折り可）とし、提出書類の完結方法等については、協議するものとする。

7　特記事項

（1）当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

（2）重機等建設機械については、使用する前に承諾願い（目次及び資料等添付）を提出すること。

（3）各工種については、着手日を事前に連絡するとともに完了後、発注者の確認を受けること。

（4）この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。

また、その他疑義については協議の上、発注者の指示に従うこと。

スコアボードシステム点検業務仕様書

	点検対象装置	点検項目及び保守内容	修理等の措置
○	表示部	<外観・構造点検> ・機器設置環境条件の確認。 (温度 0～ 40℃相対湿度 45～ 85%－結露なきこと) ・変形、損傷、腐食及び摩耗の有無を点検する。 ・取付状態の良否を点検する。 ・本体清掃をする。 ・異音、異臭及び変形の有無を臭覚、聴覚、目視及び手触により点検する。 ・接続端子部の緩みの有無を点検する。 ・表示灯等に関する点検をする。 <制御機能点検> ・スイッチパネル機能・ＬＥＤ点灯状態データ通信を確認する。 ・その他機能確認。 <データの点検> ・設定データ・入力データの機能確認。 <電気的特性試験> ・各電圧測定の測定をする。	修理又は交換が必要と判断した場合は、報告し処置を講じるものとする。 (但し、修繕費については、一次対応費を除き別途)
○	SBO・HEFc 表示部		
○	ｻﾌﾞｽｺｱｰﾎﾞｰﾄﾞ		
○	塔時計 (調針器・ﾊﾟﾙｽ発生器含む)		
○	表示用制御盤		
○	得点操作盤		
○	選手名入力装置		
○	公式記録操作盤		
○	ｺﾈｸﾀｰﾎﾞｯｸｽ		
○	ｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ		
○	無線式操作器 (受信部含む)		
○	ｽﾋﾟｰﾄﾞｶﾞﾝｼｽﾃﾑ		

注) ○印が点検対象となります。

履行期間中上記点検１回を実施する。

故障修理受付は、360 日 12 時間 (12/30～1/3 を除く 9 時～21 時) とし、故障修理に掛かる費用は、有料とする。 (但し、一次対応費用は除く)

また、自然災害及び外的要因による故障は有料とする。

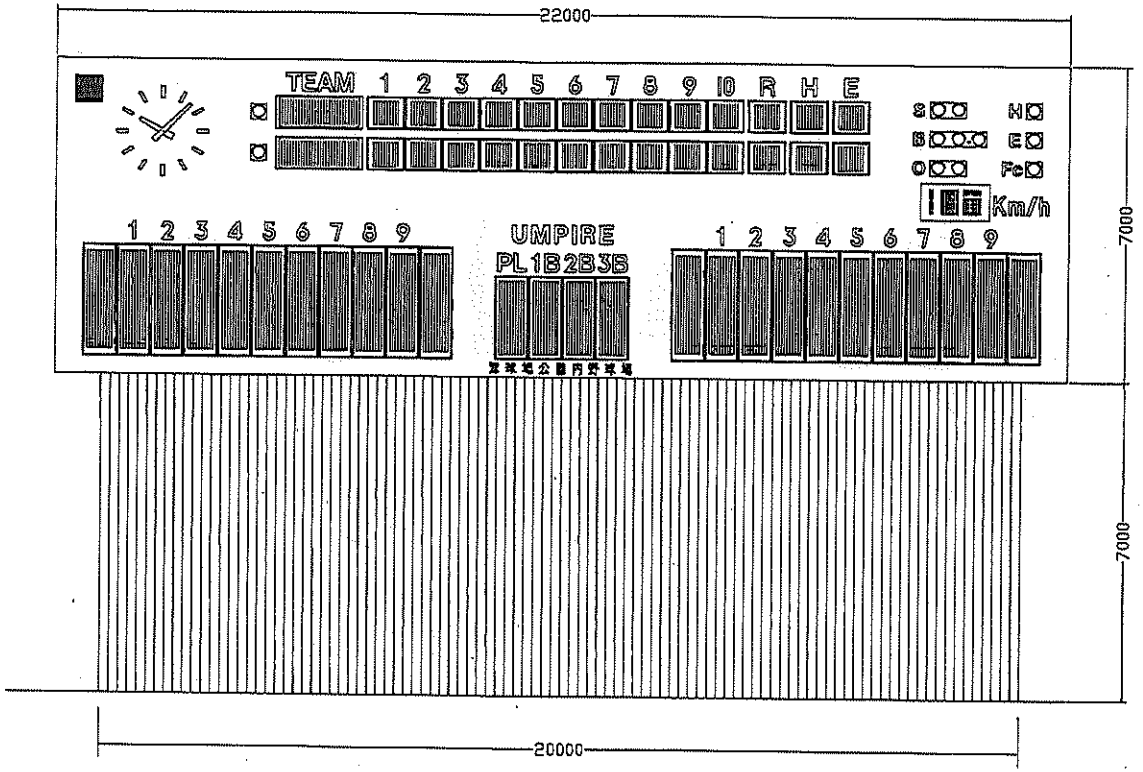

品名	野球用スコアボード	図名	外観図	尺度	1:100
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	認図	結束
図番	SSG-3-0062_AA	作成	100108		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法（ITS ムーブ）保管番号

変更	年月日	内容

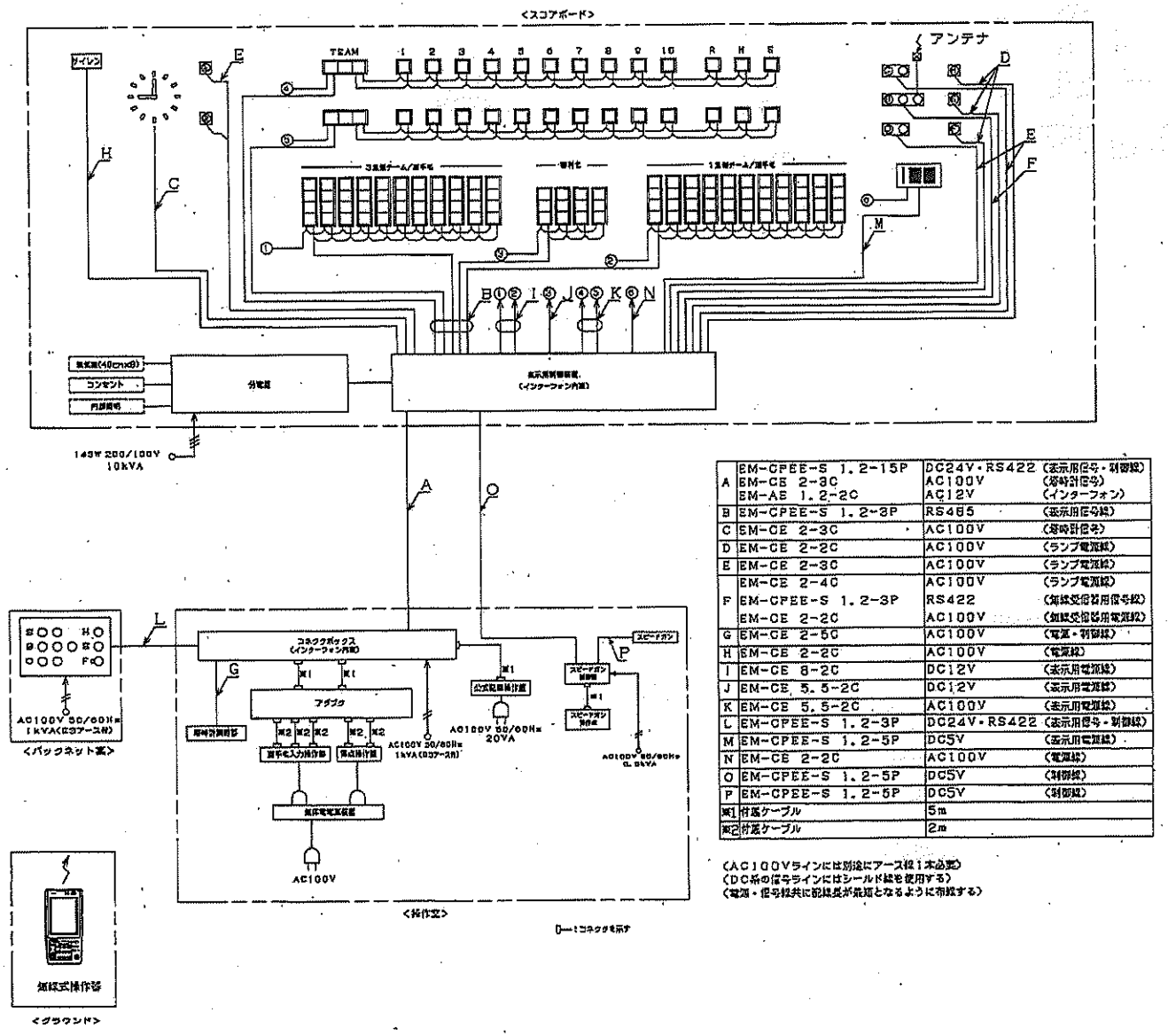

A	EM-CPEE-S 1.2-15P	DC24V・RS422	(表示用信号・制御線)
	EM-CE 2-3C	AC100V	(時計信号)
	EM-AE 1.2-2C	AC12V	(インターフォン)
B	EM-CPEE-S 1.2-3P	RS485	(表示用信号線)
C	EM-CE 2-3C	AC100V	(時計信号)
D	EM-CE 2-2C	AC100V	(ランプ電源線)
E	EM-CE 2-3C	AC100V	(ランプ電源線)
F	EM-CE 2-4C	AC100V	(ランプ電源線)
	EM-CPEE-S 1.2-3P	RS422	(無線受信器用信号線)
	EM-CE 2-2C	AC100V	(無線受信器用電源線)
G	EM-CE 2-5C	AC100V	(電源・制御線)
H	EM-CE 2-2C	AC100V	(電源線)
I	EM-CE 8-2C	DC12V	(表示用電源線)
J	EM-CE 5.5-2C	DC12V	(表示用電源線)
K	EM-CE 5.5-2C	AC100V	(表示用電源線)
L	EM-CPEE-S 1.2-3P	DC24V・RS422	(表示用信号・制御線)
M	EM-CPEE-S 1.2-5P	DC5V	(表示用電源線)
N	EM-CE 2-2C	AC100V	(電源線)
O	EM-CPEE-S 1.2-5P	DC5V	(制御線)
P	EM-CPEE-S 1.2-5P	DC5V	(制御線)
※1	付属ケーブル	5m	
※2	付属ケーブル	2m	

(AC100Vラインには別途にアース線1本必要)
(DC系の信号ラインにはシールド線を使用する)
(電源・信号線共に配線長が最短となるように布線する)

特記事項

⚠ 安全に関するご注意

1.機器内部のアース端子には、D種(第3種)接地工事を実施して下さい。感電により機器が破壊されたり、誤動したりする恐れがあります。
2.端子番号を間違えて接続しないで下さい。また、端子台に接続する時は、必ず適切なトルクでしっかりと締めて下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。

⚠ ご注意

1.信号線の最大配線長はコネクタ ーボックス～表示用用制御装置間で300m以内、表示用制御装置～表示盤間で200m以内、表示用制御装置～SBO表示盤間で300m以内です。これ以上になると信号が変調するために、誤動作の恐れがあります。
2.信号線と電源線はセパレータ ーで分離してください。
信号線にノイズが入り誤動作をおこす可能性があります。
3.信号線は指定以上のものをご使用下さい。

品名	野球用スコアボード	図名	システム系統図	尺度	
品番		検図	川上	設計 川上	製図 結束
図番	SSD-3-0074_A	作成	091105		

パナソニック電工株式会社

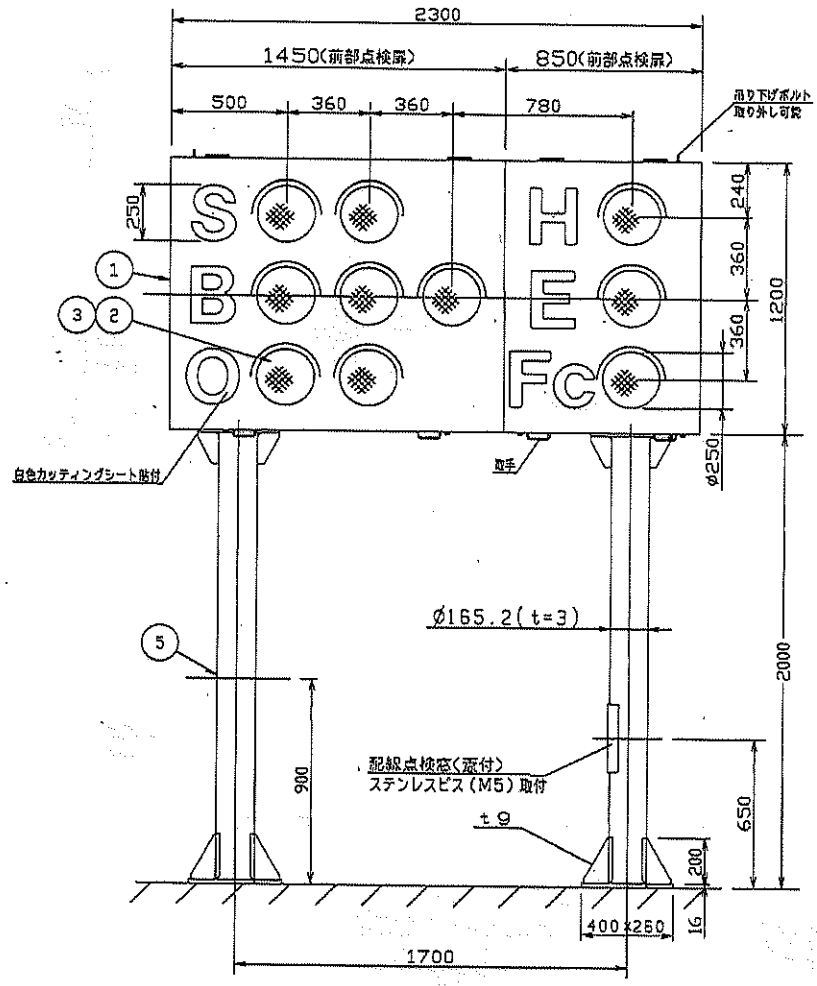

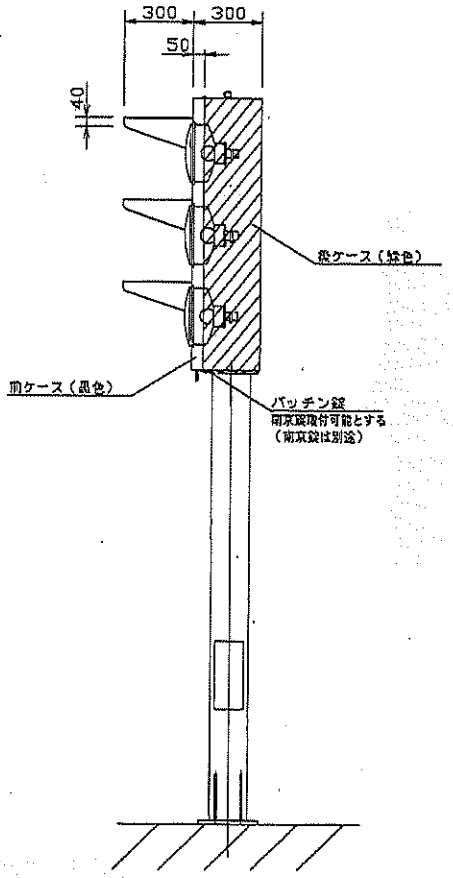

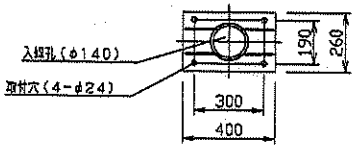

ベース寸法図

注記
(1)風用のステーを内部に設けること

部番	部品名	材質	備考
6	重量		約300Kg(ポール重量は含まず)
5	ポール	鋼管	黒色ポリエステル系粉体塗装(N-1.0 5分艶)
4			
3	電球		白熱球 AC110V 60W形
2	レンズ	ガラス	D 赤色 2 UNIT Fc 赤色 1 UNIT B 青色 3 UNIT E 赤色 1 UNIT S 黄色 2 UNIT H 赤色 1 UNIT
1	前ケース	鋼板 t=2.3	黒色ポリエステル系粉体塗装(N-1.0 5分艶)
	後ケース	鋼板 t=2.3	緑色ウレタン樹脂塗装(E39-60L 5分艶)

特記事項

使用環境		
	温度	0℃~45℃
	湿度	10%~85%RH(結露なき事)
	構造	防雨構造
	入力電源	AC100V 1KVA
	定格周波数	50/60Hz

⚠ 安全に関するご注意

1.機器内部のアース端子には D種(第3種)接地工事を実施して下さい。漏電により機器が破損されたり感電したりする恐れがあります。

2.端子番号を間違えて接続しないで下さい。また端子台に接続する時は必ず適切なトルクでしっかりと締めて下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。

3.使用ボルトは図面記載以外のものは使用しないで下さい。落下事故の原因となります。

4.通電中は機器内部に手を触れないで下さい。感電する恐れがあります。

5.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。

6.機器の重量は約300Kgありますので設置される取付部材は十分な強度があることを確認して下さい。

7.信号端子に電源線(AC100V)を接続されますと他の接続機器及び本機器が破損、発火しますので十分注意して下さい。

8.電源線の"+""−"を逆に接続されますと他の機器及び本機器が破損、発火しますので十分注意して下さい。

⚠ ご注意

1.機器取扱いに関しては機器に付属のマニュアルもご覧になって下さい。(ご購入になられた時機器に添付されています)

2.電源電圧は定格入力に対して 10%内の変動としてください。誤動作や故障の原因となります。

3.指定以外の場所に入線孔をあけないでください。内部機器とぶつかって機器が破損したり誤動作のおこる原因となります。

4.信号線の最大配線長はコネクタ ーボックス~SBD表示盤間で 200m以内です。これ以上になると信号が減衰するために誤動作の恐れがあります。

5.配線後あまったケーブルを内部に収納しないでください。ケーブルより内部機器にノイズが入り誤動作のおこる原因となります。

6.付属の取扱説明書に記載の方法で対処できないトラブルが発生した時はエンジニアリング会社にご相談下さい。

品名	サブスコアボード	図名	外観図	尺度	1:20
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	製図	結束
図番	SSG-3-0063_AA	作成	100108		

パナソニック電工株式会社

単位mm 並三角法(JIS A-3) 保管番号 ( )

変更	年月日	担当	内容
A			
B			
C			

特注加工内容（元品番：TCT1206）	
取付方法	スコアボード用
指針	白色
文字	白色
項目	加工内容

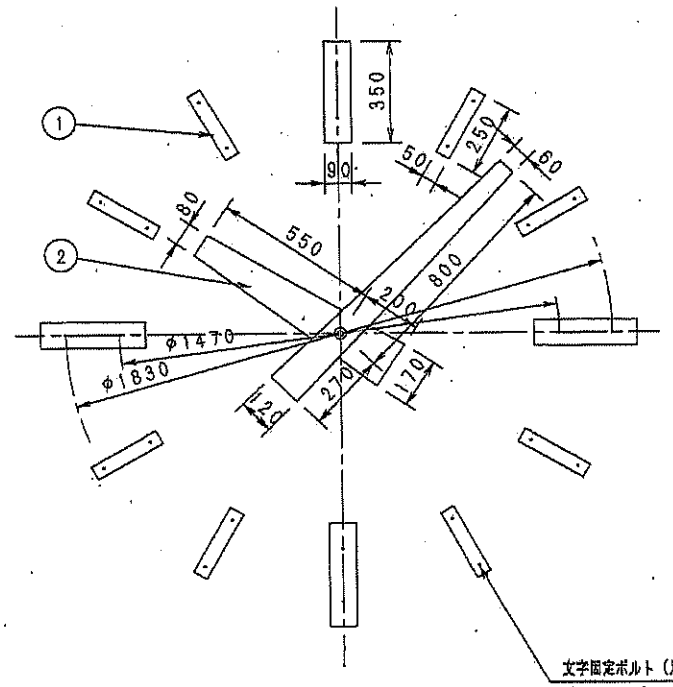

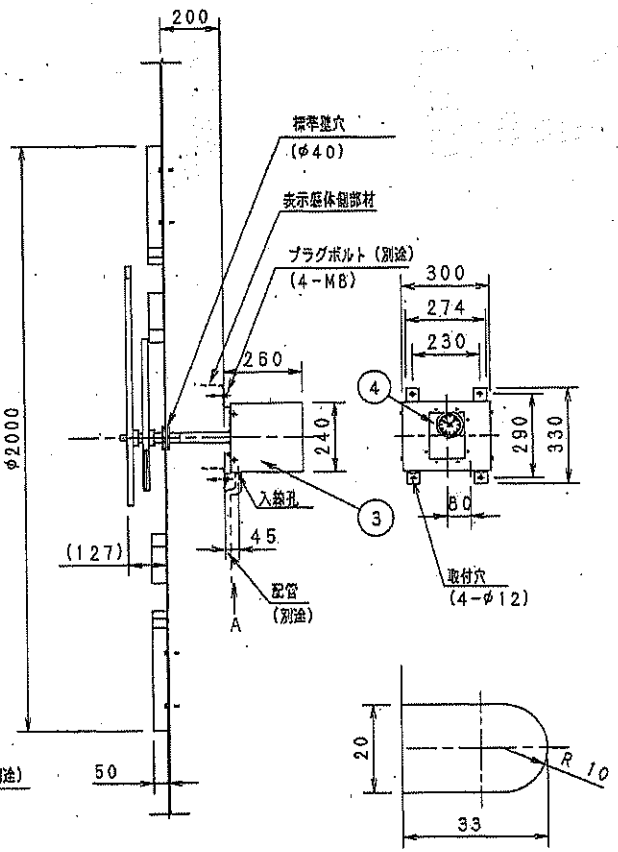

A矢視図

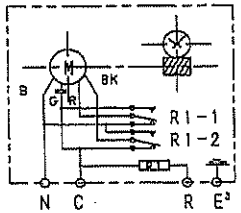

B--- モータリード線 青
G--- モータリード線 グレー
R--- モータリード線 赤
BK-- モータリード線 黒
M --- MOTOR SR-4G
AC100V4RPM
R --- リレーコイル

機械体内部結線図

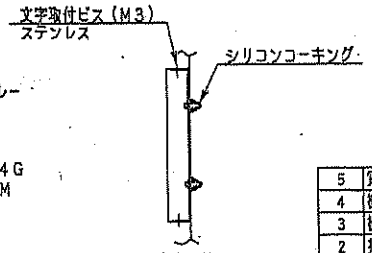

文字取付図

特記事項

1. この時計は60Hz用のリモコン型の塔時計ですので、同時計はリモコン型塔時計用標準表をご使用ください。リモコン型塔時計の駆動モータは周波数により異なります。ご使用される地域の電源周波数に合わせてリモコン型塔時計用標準表とリモコン型塔時計の品番を選定してください。
2. この塔時計の防雨性能はJIS C0920に準拠したものです。
3. 白色＝（B塗工 EN-95 全艶有 マンセル値N9.5参考値）

ご使用事項：
塔時計は高所に取付けられますので、緩や固定ねじのゆるみ等の発生により振動の原因になります。定期的にメンテナンスを実施し、緩や固定ねじのゆるみ等が発生している場合は、塗装や固定ねじの締付け又は塔時計の交換を実施してください。

使用環境	取付方法	壁取付型
	温度	-20°C～+50°C
	湿度	90%RH以下
	構造	防雨型
	入力電圧 (N-C端子間, R-C端子間)	AC100V±10V (リモコン型塔時計用標準表より)
	入力周波数 (N-C端子間, R-C端子間)	60Hz
	運針方式	連続運針
	消費電力	15VA
耐風速		60m/sec
最大視認距離		約265m（1000ルクス 視力1.0）

⚠ ご注意

1. 羽付部には人が触れないような屋根構造としてください。
2. 塩害地域に設置される場合は、錆が短期間で発生する可能性があります。メンテナンス上問題がある場合は鞘をステンレス仕様でご加命ください。
3. 地震時の機器への垂直荷重（重力加速度1G）を考慮して、設置される壁は十分な強度があることを確認してください。又、防時計の機械体のプラグボルトは図面指定のものをご使用ください。
4. 文字は壁面に取付けますが、指定のアンカーボルト（M6）を用いて、文字が振動、風により落下しないように強固に固定してください。
5. 端子は「N」「C」「R」に分かれていますので誤って接続されますと正常に運針しません。
   N：常時用端子
   C：共通端子
   R：調整用端子
6. 壁厚の許容寸法は、±10mmです。この範囲外ですと正常にゴムパッキンとリングが取付けられません。
7. ゴムパッキンとリングを取付けられた後は、壁面とのスキマをコーキング処理してください。

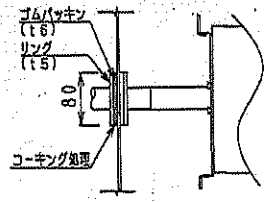

8. 製品はD種（第3種）接地工事をして下さい。機器内部が漏電した時に感電事故が発生します。

部番	部品名	材質	備考
5	質量		機械体：約15kg 指針：約4kg 文字：約4kg
4	機械体		リモコン型交流同期モータ駆動式 逆転運針
3	機械カバー	鋼板 t1.6	黒色ハンマーネット塗装 防雨型構造
2	指針	アルミ t2.0	白色アクリル樹脂塗装（特記事項参照）
1	文字	アルミ t1.5	白色アクリル樹脂塗装（特記事項参照）

品名	φ2000 リモコン型塔時計	図名	外観図	尺度	free
品番	TCTH1206	検図	片岡	設計	常合	製図	常合
図番	LN-1-3160	作成	091002		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法（JIS A-3） 保管番号

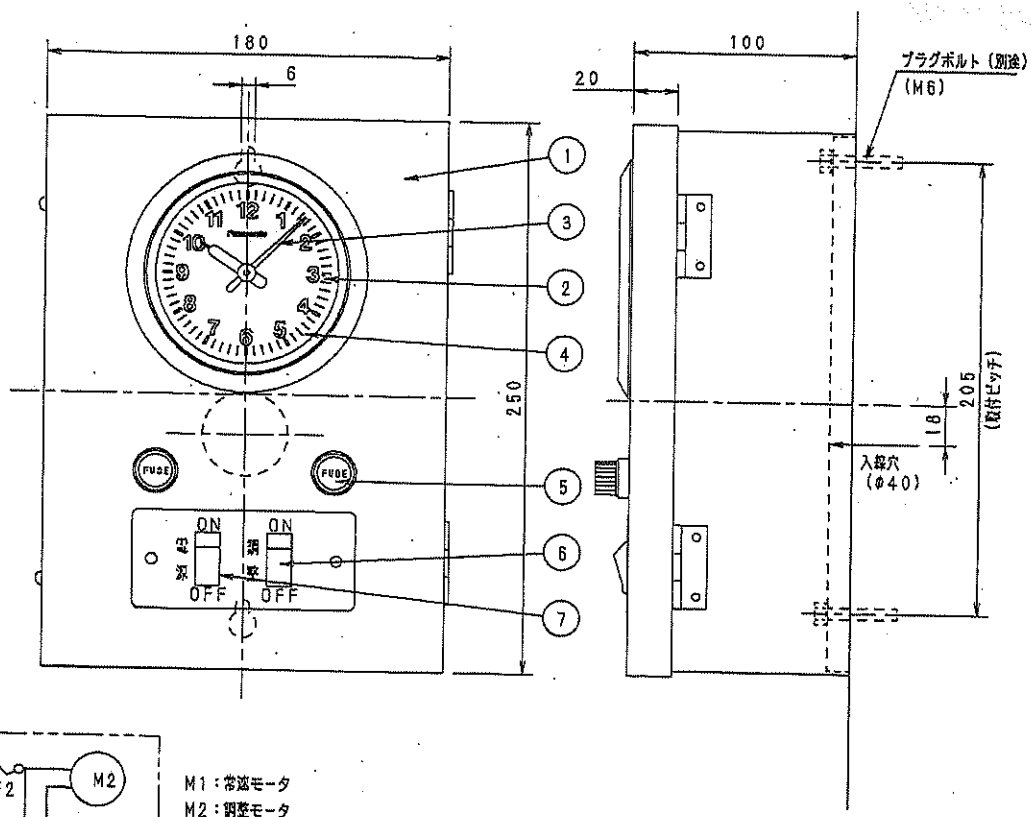

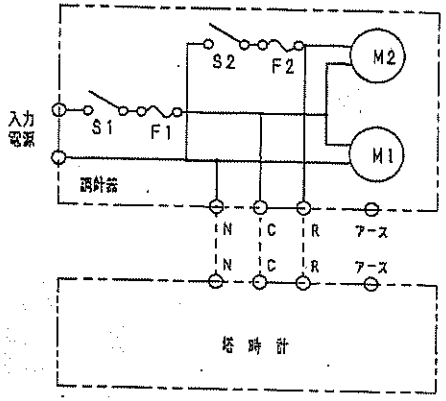

M1：常速モータ
M2：調整モータ
S1：電源スイッチ
S2：調整スイッチ
F1：電源ヒューズ（1A）
F2：調整ヒューズ（1A）
N　：常速用端子
C　：共通端子
R　：調整用端子
アース：アース端子

部番	部品名	材質	備考
8	架脚		約7.5kg
7	電源スイッチ		ハイ角スイッチ（品番：WS5001P）
6	調整スイッチ		ハイ角スイッチ（品番：WS5001P）
5	ヒューズ		ガラス管ヒューズ 1A
4	表ガラス	ガラス t2	透明
3	指針	アルミ t0.3	黒色（N-1.0）メラミン焼付塗装
2	文字板	アルミ t1.0	白色、文字黒色印刷
1	ケース	鋼板 t1.6	標準色メラミン焼付塗装（別記参照）

特記事項

1. リモコン型塔時計の駆動モーターは周波数により異なります。ご使用される地域の電源周波数に合わせて選定してください。
2. 標準色＝クリームホワイト色（日塗工 E22-87C 5分艶 マンセル値2.5Y8.7/1.5 参考値）

使用環境	
取付方法	壁取付型
温度	0℃～40℃
湿度	85%RH以下 結露なきこと
構造	非防水（屋内用）
入力電源電圧	AC100V±10V
入力電源周波数	TC8005C 50Hz TC8006C 50Hz
出力電圧（N-C間子間、R-C間子間）	AC100V±10V
出力周波数（N-C間子間、R-C間子間）	TC8005C 50Hz TC8006C 50Hz
消費電力	3W（最大） 常時1.5W（電し調針器のみ）
時計早送り速度	10倍速（通常運針時と比較）

⚠ ご注意

1. この機器はAC100V電源により駆動していますので、停電発生時には運針が停止します。運用される用途に注意してください。
2. 地盤時の機器への垂直荷重（重力加速度1G）を考慮して、設置される壁は十分な強度があることを確認してください。又、調針器のプラグボルトは図面指定のものをご使用ください。
3. 水や油及び粉塵の多い場所には使用しないでください。故障の原因になります。
4. この機器は屋内型です。屋外（風雨や直射日光等のあたる場所）には使用しないでください。故障の原因となります。
5. 製品はD種（第3種）接地工事をして下さい。機器内部が漏電した時に感電事故が発生します。

品名	リモコン型塔時計用調針器	図名	外観図	尺度	Free
品番	TC8005C TC8006C	検図	室井	設計	片岡
				製図	福山
図番	LV-4-230, BF	作成	951206		

パナソニック電工株式会社

単位mm　第三角法（JIS A-3）保管番号

変更年月日	内容	担当
97・03・31	機器色表示の変更	
00・08・09	誤記修正	
00・08・23	誤記修正	
01・03・21	機器色表示の変更	
06・10・10	社名・ブランド変更	
09・04・01	塗装色表示の変更	

※デザインが変更されましたのでご注意願います

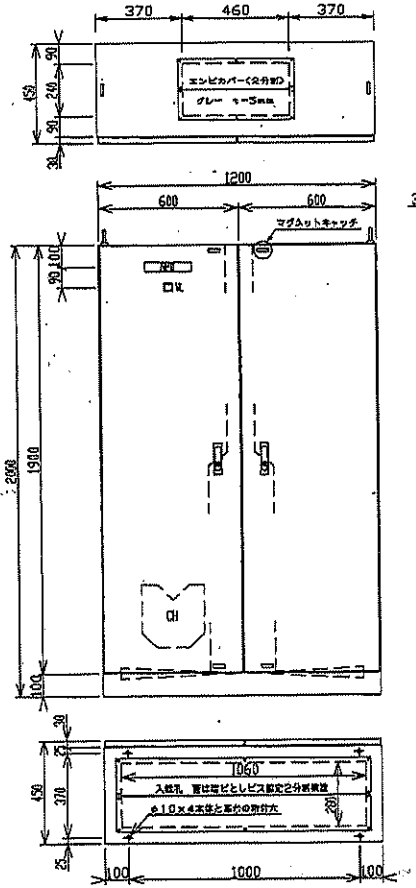

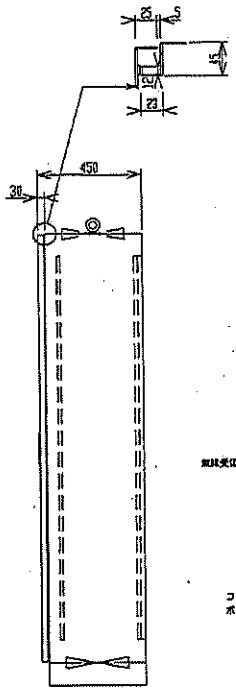

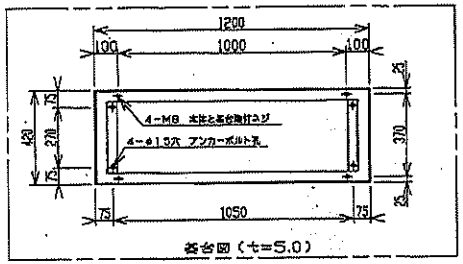

基台図（t=5.0）

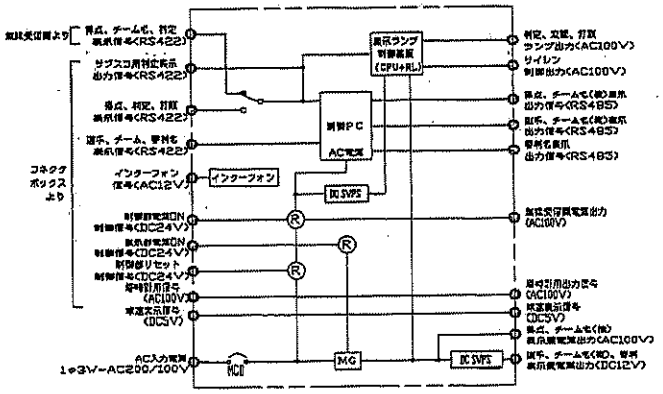

ブロックダイヤグラム

銘板表

記号	記入文字	寸法	枚数
NPO	表示用制御装置	40x200x3t	1
VL	電源 1φ3W AC200/100V	HW2P	1

特記事項

使用環境	温度	0℃～45℃
	湿度	10%～85%RH（結露なき事）
	構造	非防水
	定格電圧	1φ3W AC200/100V
	定格電力(電流)	8KVA
	定格周波数	50/60Hz

⚠安全に関するご注意

1.機器内部のアース端子には、D種（第3種）接地工事を実施して下さい。誤電により機器が破損されたり、感電したりする恐れがあります。
2.端子番号を間違えて接続しないで下さい。また、端子台に接続する時は、必ず適切なトルクでしっかりと締めて下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。
3.通電中は機器内部に手を触れないで下さい。感電する恐れがあります。
4.信号端子に電源線(AC100V)を接続されますと、他の接続機器及び本機器が破損、発火しますので、十分注意して下さい。
5.電源線の"+""−"を逆に接続されますと、他の機器及び本機器が破損、発火しますので、十分注意して下さい。
6.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。
7.使用ボルトは図面記載以外のものは使用しないで下さい。固定する時は、必ず適切なトルクでしっかりと締めて下さい。
8.機器の重量は約250Kgありますので、設置される取付部材は十分な強度があることを確認して下さい。

⚠ご注意

1.機器取扱いに関しては、機器に付属のマニュアルもご覧になって下さい。（ご購入になられた時、機器に添付されています）
2.信号線の最大配線長は、コネクタ ーボックス～表示用制御装置間で300m以内、表示用制御装置～表示器間で200m以内です。これ以上になると信号が減衰するために誤動作の恐れがあります。
3.電源電圧は定格入力に対して 10%内の変動としてください。誤動作や故障の原因となります。
4.指定以外の場所に入線孔をあけないでください。内部機器とぶつかって、機器が破損したり、誤動作のおこる原因となります。
5.配線後あまったケーブルを内部に収納しないでください。ケーブルより内部機器にノイズが入り誤動作のおこる原因となります。
6.付属の取扱説明書に記載の方法で対処できないトラブルが発生した時はエンジニアリング会社にご相談下さい。

	重量		約250Kg
	インターホン		AT-306（アイホン）
	ブレーカ内蔵		回路ブレーカ:50/50AT (MCB)(極数=3P)
2	平面ハンドル		タキゲン製 A-240-A-1 キーNo.200
1	本体	鋼板t=2.3	クリームホワイト色メラミン焼付塗装 (2.5Y9/1 5分艶 日塗工B22-90B)
部番	部品名	材質	備考

品名	表示用制御装置	図名	外観図	尺度	1:20
品番	SDWX4201	検図	川上	設計 川上	製図 結束
図番	SSH-3-0098_A			作成	091125

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法（JIS A-3）

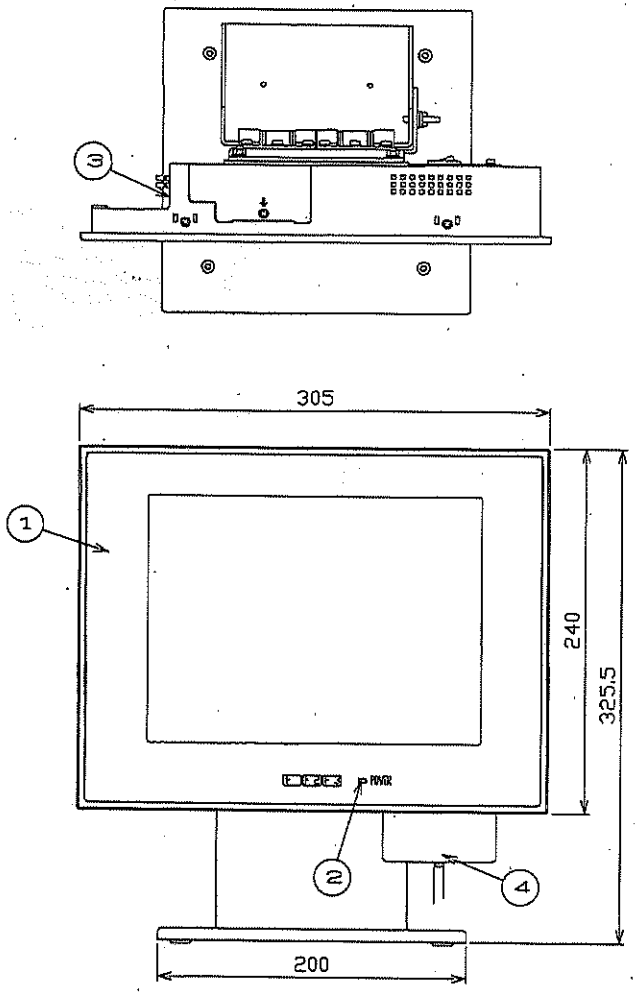

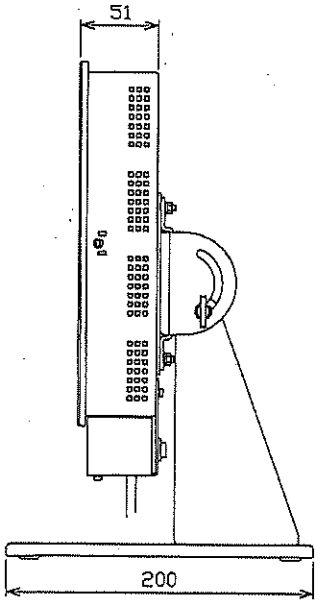

表示器	種類／サイズ	TFTカラーLCD／10．4インチ
	解像度	640×480ドット（VGA）
	表示色	65536色
タッチパネル	検出方式	抵抗膜アナログ方式
	分解能	4096×4096（640×480でエミュレーション）
CPU	タイプ	SH4 HD6417751RBP 240MHz
	内部キャッシュ	データ：16KB，命令：32KB
	クロック周波数	240MHz
メモリ	フラッシュメモリ	32MB（NFDISK）
	システムメモリ	128MB SDRAM
	OS格納用フラッシュメモリ	32MB
COMポート	RS-232C（2ch）	COM1（16550互換、9ピンD-SUB） COM2（16550互換、9ピンD-SUB）
PCカードスロット		PCMCIA TypeIIX2，またはTypeIIIX1

特記事項

1．製造メーカーの都合により予告無く仕様を変更することがありますのでご了承下さい。

使用環境	電圧	AC100V
	周波数	50/60Hz
	消費電力	50VA
	使用周囲温度	0℃～50℃
	使用周囲湿度	20～85%RH（結露なき事）
	構造	非防水

⚠ ご注意

1．機器側面のコネクター類には触れないで下さい。接触不良により誤動作の恐れがあります。

2．機器取扱いに関しては、機器に付属のマニュアルもご覧なって下さい。（ご購入になられた時、機器に添付されています。）

3．機器の質量は約6Kgありますので、設置される机やテーブルは充分な強度があることを確認してください。

4．付属の取扱説明書に記載の方法で対処できないトラブルが発生した時は、エンジニアリング会社にご相談ください。

5．強力な電波や磁力のある場所や、テレビ，ラジオなどのすぐそばには置かないでください。

6．空気中に薬品蒸気が発散している場所や、薬品に触れるような場所には置かないでください。

部番	部品名	材質	備考
	質量		約6Kg
7			
6			
5			
4	電源スイッチボックス		
3	コネクター		RS232C
2	電源パイロットランプ		3色表示
1	本体	鋼板製	

品名	得点板作図	図名	外観図	尺度	1：3
品番	SDWX4201	検図	川上	設計 川上	製図 若来
図番	SSI-3-0249	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法（JIS A-3）

変 | 変更来歴

60

部番	項目	機器仕様
1	CPU	Intel Celeronプロセッサ 1.80GHz
	ハードディスク	約80GB
	メインメモリ	512MB
	表示機能	1,024X768ドット(1677万色)
	内蔵FDD	3.5型フロッピーディスクドライブ(3モード対応)
	内蔵CD-ROM	最大24倍速
	USBポート	4(本体前面X2、本体背面X2)
	パラレル	D-sub25ピン
	シリアル	D-sub9ピンX3(2ポート増設ボード使用)
	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX、10BASE-T、Remote Power On機能搭載
	キーボード、マウス	PS/2 109キーボード、PS/2マウス
	外形寸法(WXDXH)/重量	88X326X345mm/約8.3Kg
	OS	Windows XP Professional
2	サイズ	15型TFTアナログ液晶ディスプレイ
	解像度	1,024X768ドット
	外形寸法(WXDXH)/重量	344.8X166X344.2mm/約3.7Kg

パソコン電源についてのお願い

入力操作器にはパソコンを使用しているため、AC100V電源が瞬時停電、落雷等で電源遮断されますと、内蔵のHDD・FDD関係の機構部品が故障し、お客様のデータ破壊を発生する場合があります。
このため、パソコンを接続していただきますAC100V電源は、UPS等の停電保証がされている条件でご使用お願い致します。

特記事項

1,パソコンメーカーの性能改善等により機種が変更される場合があります。万一変更になった場合は、ご注文時点で機種変更の連絡をさせていただきますので、パソコン設置場所のスペース等について再確認をお願い致します。
2,システムソフトウエアーは別売ですが、パソコンご注文時には内蔵のハードディスクにインストールし、出荷させていただきます。

使用環境	電源	AC100V±10% 50/60Hz	
	消費電力	最大約200W	パソコン(最大約179W)
			ディスプレイ(最大約20W)
	温度	10~35℃	
	湿度	20~80%(結露なき事)	

⚠ ご注意

1,このパソコンは、スコアボード専用にセットアップされていますので、その他の用途に使用された場合品質保証の対象外となります。
2,電源は、全てのプログラムを終了し、動作が完全に停止したことを確認してから切って下さい。
3,機器裏面のサービスコンセントは、モニターの電源用以外には使用しないで下さい。それ以外に使用されますと、電気の容量不足により誤動作の恐れがあります。
4,機器背面のコネクター類には触れないで下さい。接触不良により誤動作の恐れがあります。
5,機器取扱いに関しては、機器に付属のマニュアルもご覧なって下さい。(ご購入になられた時、機器に添付されています。)
6,電源プラグは常時通電されているコンセントに差し込んでください。この時、パソコンの電源スイッチはOFF状態でも問題ありません。
通電状態のコンセントに差し込まれない場合は停電補償用の蓄電池に自動充電されずパソコンの初期設定がクリアーされ、正常に動作しません。
7,製品はD種(第3種)接地工事をしてご使用ください。機器内部が漏電した時に感電事故が発生します。
8,付属の取扱説明書に記載の方法で対処できないトラブルが発生した時は、エンジニアリング会社にご相談ください。

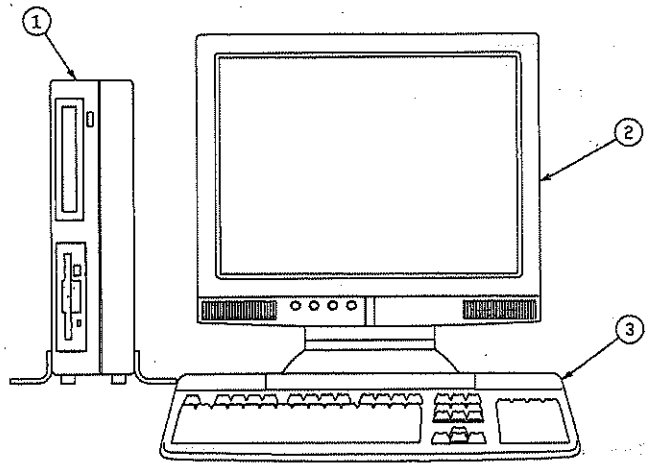

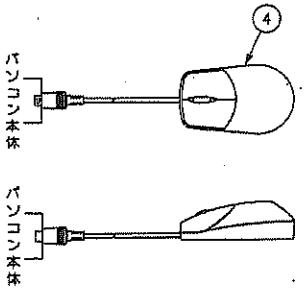

マウスタト視図

部番	部品名	材質	備考
	重量		約12Kg
7			
6			
5			
4	マウス		
3	キーボード		
2	ディスプレイ		NEC製 15型TFTアナログ液晶ディスプレイ
1	パソコン本体		NEC製 PC-MY18AAZ76

品名	選手名入力操作部	図名	外観図	尺度	
品番	SDWX4201	校図	川上	設計 川上	製図 結束
図番	SSI-3-0250	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

出図mm 第三角法(JIS A-3) 保管番号 ( )

変更	年月日	担当
6		
5		
4		

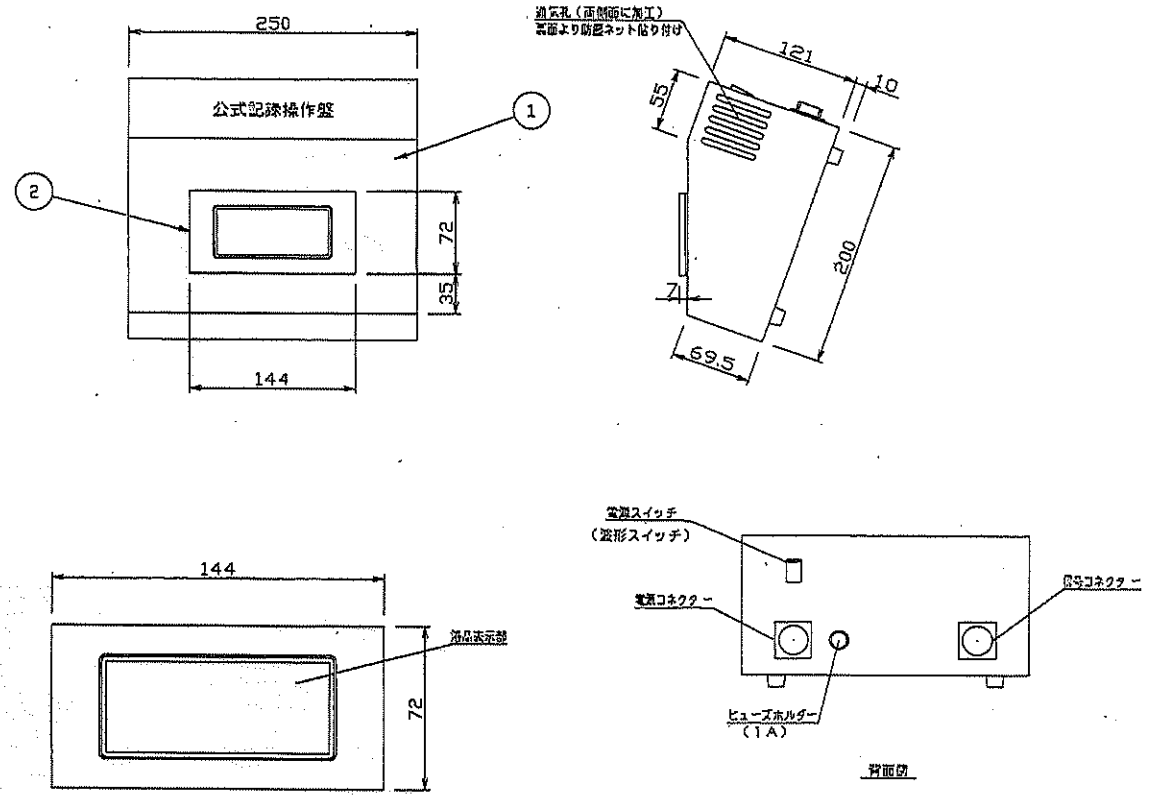

特記事項

使用環境	温度	0℃~40℃
	湿度	10%~85%RH(結露なき事)
	構造	非防水(卓上型)
	定格電圧	AC100V 50/60Hz

⚠ 安全に関するご注意

1.通電中は、機器内部に手を触れないで下さい。感電する恐れがあります。
2.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。

部番	部品名	材質	備考
	重量		約4Kg
2	操作表示部		表示素子:ドットマトリックス液晶ディスプレイ(LEDバックライト付) パナソニック電工製(AIGT2032B)
1	ケース	鋼板 t=1.6	クリームホワイト色

品名	公式記録操作盤	図名	外観図	尺度	1/4
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	製図	結束
図番	SSI-3-0252	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法(JIS A-3) 保管番号

変更	年月日	氏名

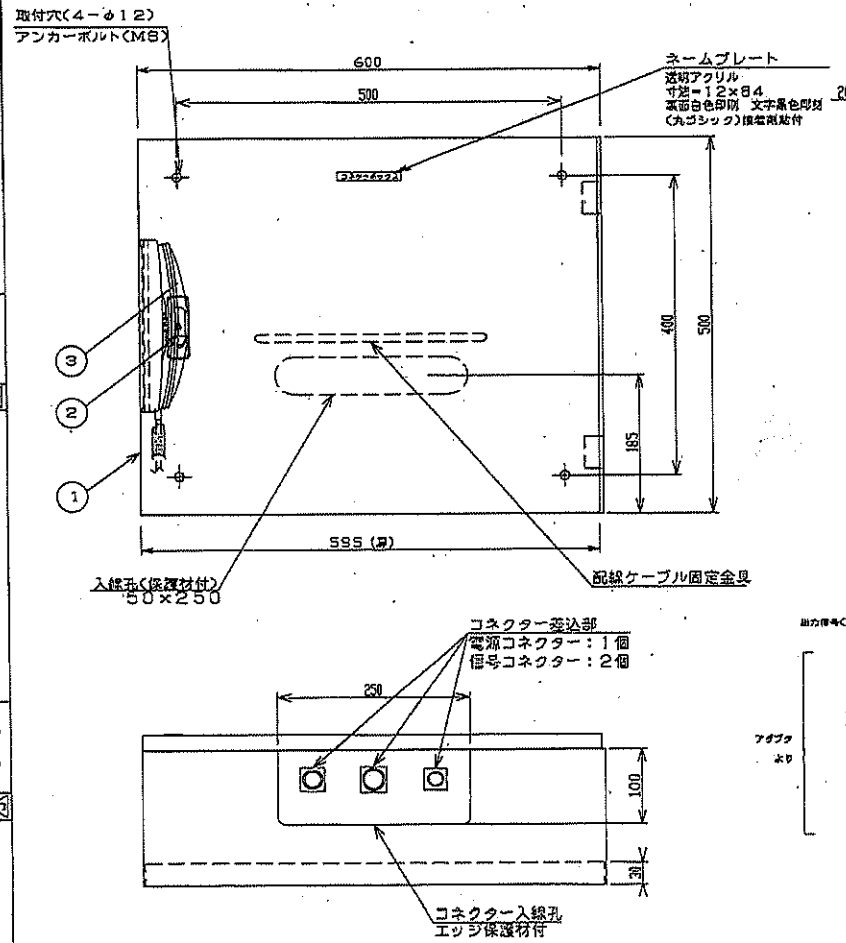

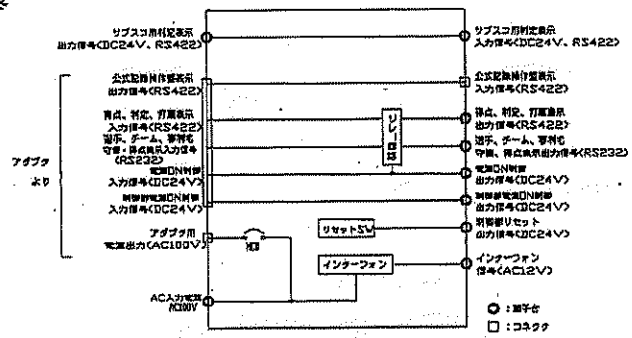

ブロックダイアグラム

コネクタボックス

特記事項

使用環境	温度	0℃～40℃
	湿度	10%～85%RH(結露なき事)
	構造	非防水
	定格電圧	AC100V±10%
	定格電力(電流)	1KVA(10A)
	定格周波数	50/60Hz

⚠安全に関するご注意

1.機器内部のアース端子には、D種(第3種)接地工事を施して下さい。漏電により機器が破壊されたり、感電したりする恐れがあります。
2.端子番号を間違えて接続しないで下さい。また、端子台に接続する時は、必ず適切なトルクでしっかりと締めて下さい。誤動作や機器破損、発火の原因になります。
3.アンカーボルトは図面記載以外のものは使用しないで下さい。落下事故の原因となります。
4.通電中は機器内部に手を触れないで下さい。感電する恐れがあります。
5.信号端子に電源線を接続されますと、他の接続機器及び本機器が破損、発火しますので、十分注意して下さい。
6.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や機器破損、発火の原因になります。

⚠ご注意

1.信号線の最大配線長は、コネクタ ーボックス～表示用制御装置間で300m以内、表示用制御装置～表示盤間で200m以内です。これ以上になると信号が減衰するために誤動作の恐れがあります。
2.信号線と電源線はセパレータ ーで分離してください。信号線にノイズが入り誤動作をおこす可能性があります。
3.電源電圧は定格入力に対して 10%内の変動としてください。誤動作や故障の原因となります。
4.この機器は、屋内型 機器です。屋外(雨雨や直射日光等のあたる所)では使用しないで下さい。故障の原因となります。
5.指定以外の場所に入線孔をあけないでください。内部機器とぶつかって、機器が破損したり、誤動作のおこる原因となります。
6.配線後あまったケーブルを内部に収納しないでください。ケーブルより内部機器にノイズが入り誤動作のおこる原因となります。
7.ケーブルは確実にコネクタ ーに差し込んで下さい。また、過大な荷重をかけないでください。接触不良により故障する可能性があります。

部番	部品名	材質	備考
	重量		約20Kg
3	インターホン		AT-216(アイホン)
2	平面ハンドル		タキゲン製 A-240-A-3-1 キーNo.200
1	本体	鋼板t＝1.6	クリームホワイトもメラミン焼付塗装 (2.5Y9/1 5分艶 日塗工B22-90B)

品名	コネクターボックス	図名	外観図	尺度	1/6
品番	SDWX4201	検図	川上	設計 川上	製図 結末
図番	SSH-3-0100_A	作成	091125		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法(JIS A-3) 仕様番号 ( )

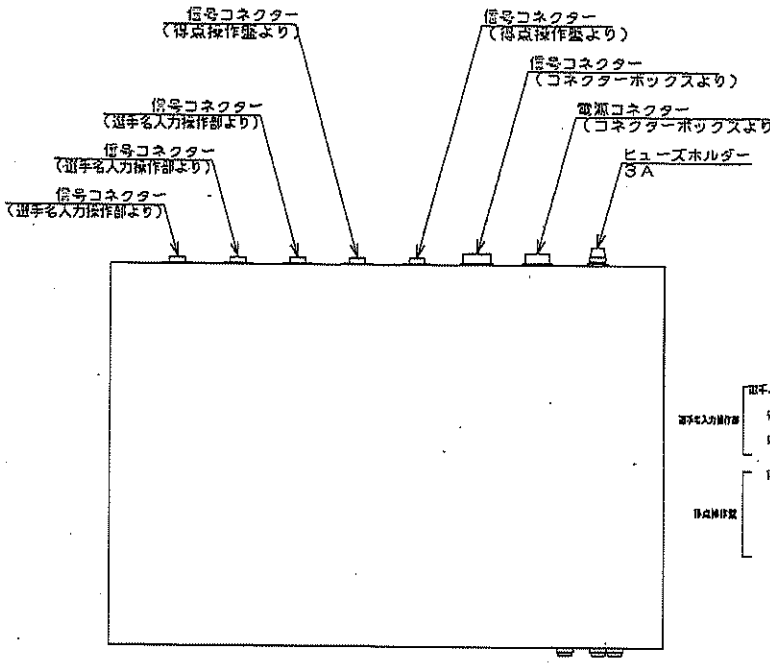

ご注意事項

パソコンおよびアダプターの電源投入の手順に関するお願い

電源投入の手順：

1）アダプターの「制御電源」をONする　※
2）アダプターの「表示電源」をONする
3）パソコンの電源をONする（自動的に野球用ソフトが立ち上がります）

電源OFF時の手順：

1）野球用ソフトを「終了」する
2）パソコンの電源が自動的に切れる
3）アダプター の「表示電源」をOFFする
4）アダプター の「制御電源」をOFFする　※

逆の手順で投入されますと、通信エラーがパソコン画面に表示され、正常な通信ができなくなる可能性があります。

※「制御電源」スイッチのランプ点滅中は、操作をしないようにして下さい。

注）切換SWは緊急用スイッチです（得点操作盤が故障した際にパソコンから得点操作を行う為のスイッチです）※野球ソフトは使用できず、得点操作のみとなります

注意書きシール詳細図

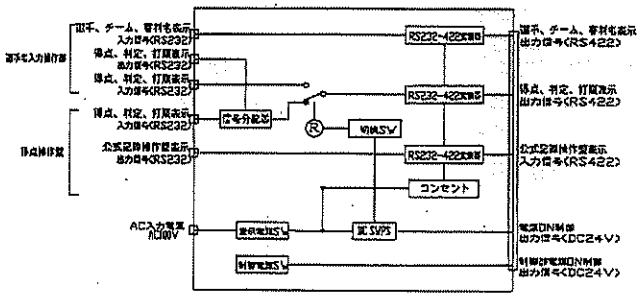

ブロックダイヤグラム

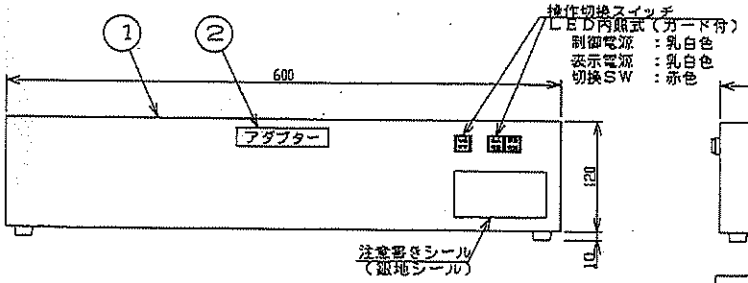

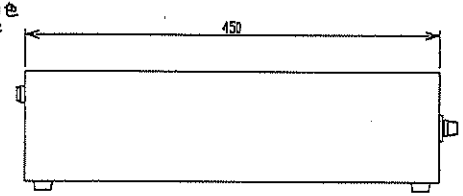

特記事項

1.タッチパネル式得点操作盤が故障等で使用できなくなった場合、操作切換スイッチを押して、選手名入力装置で得点操作をおこないます。（緊急対応用）

使用環境	温度	0℃～40℃
	湿度	10%～85%RH（結露なき事）
	構造	非防水
	定格電圧	AC100V±10%
	定格周波数	50/60Hz

⚠安全に関するご注意

1.通電中は機器内部に手を触れないで下さい。感電する恐れがあります。
2.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や部品破損、発火の原因になります。

⚠ご注意

1.機器取扱いに関しては機器に付属のマニュアルもご覧になって下さい。（ご購入になられた時、機器に添付されています）
2.この機器は屋内型機器です。屋外（直射や直射日光等のあたる所）には使用しないでください。故障の原因となります。
3.ケーブルは確実にコネクタに差し込んでください。又、異常な荷重をかけないでください。接触不良により故障する可能性があります。
4.本体上部に他の機器を置かないで下さい。ケースが歪んだりすることにより本体が故障するおそれがあります。
5.本体は床など低い場所に置かないで下さい。ホコリ等が入ることにより、故障するおそれがあります。
6.内部の通信変換器は、メンテナンス時以外は取り外さないで下さい。接触不良により、故障する可能性があります。
7.背面に接続されたケーブルには異常な荷重をかけないで下さい。荷重がかかったことにより、基板やケーブルに接触不良をおこし、機器が故障する可能性があります。
8.付属の取扱説明書に記載の方法で対処できないトラブルが発生した時は、エンジニアリング会社にご相談下さい。

部番	部品名	材質	備考
2	ネームプレート	透明アクリル t=2	裏面白色印刷後、文字黒色印刷
1	本体	鋼板 t=1.6	クリームホワイト色メラミン焼付塗装（2.5Y9/1.5分類 日塗工B22-90B）

品名	アダプター	図名	外観図	尺度	1:5
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	製図	笹来
図番	SSI-3-0251	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

単位mm　第三角法（JIS A-3）仕様番号（　）

変更	年月日	内容	担当

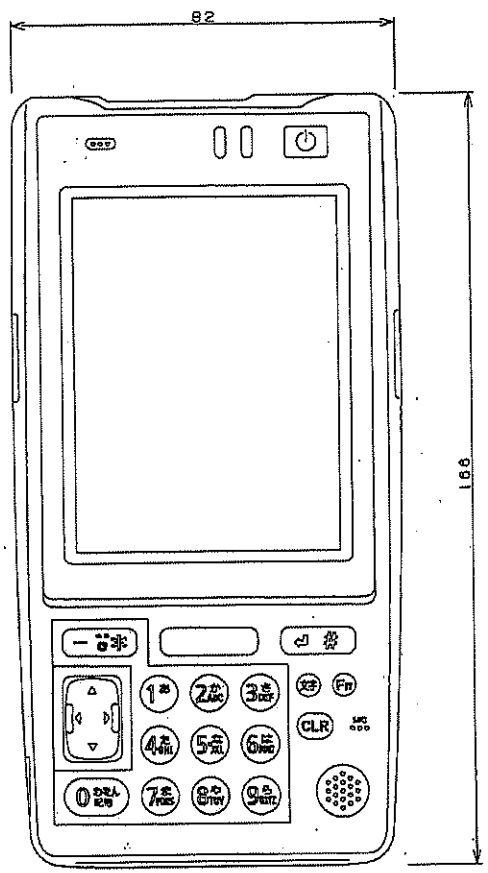

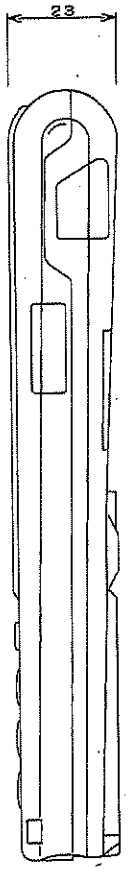

特記事項

使用環境	温度	-10℃~50℃
	湿度	10%~80%RH（結露なき事）
	構造	JIS防沫構造（カバーは全て閉めた状態）
	電源	リチウムイオン充電池
	電池寿命	最大約10時間

⚠ 安全に関するご注意

1.本機器の分解又は改造は絶対しないで下さい。誤動作や回路破損、発火の原因になります。

⚠ ご注意

	重量		約290g
6	無線形式		SS無線通信（IEEE802.11b準拠）
5	拡散変調方式		DS（直接拡散方式）
4	無線周波数		2.4GHz帯
3	通信速度		11Mbps
2	通信距離		屋外150m（使用環境により変化します）
1	チャンネル数		14ch
部番	部品名	材質	備考

品名	無線式操作器	図名	外観図	尺度	1:1
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	製図	結束
図番	SSI-3-0253	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

単位mm 第三角法（JIS A-3）

変	更	来	歴

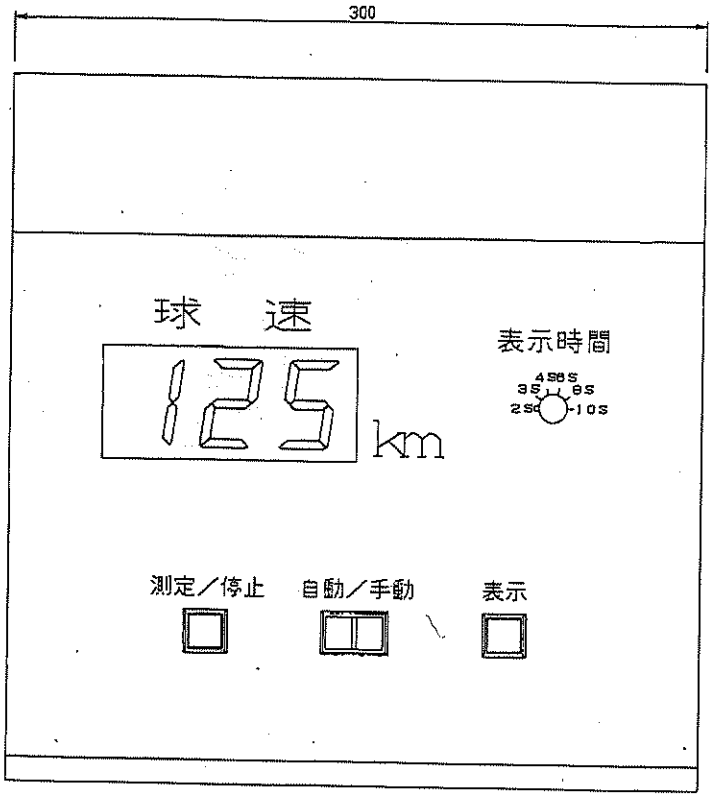

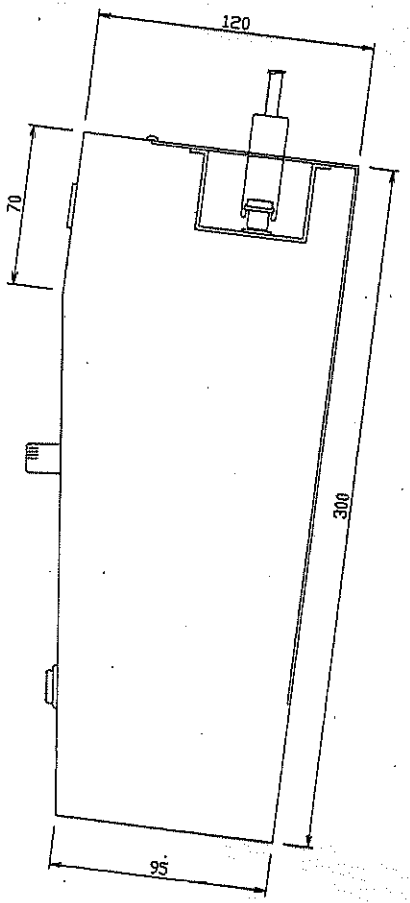

部番	部品名	材質	備考
6			
5			
4	質量		約8Kg
3	表示モニタ		7セグメント発光ダイオード
2	操作スイッチ		押しボタンスイッチ
1	ケース	鋼板（t1.6）	クリームホワイトセメラミン(日塗料株式会社L1(2.5Y9/1 半艶)

品名	スピードガンシステム（操作卓）	図名	外観図	尺度	1:2
品番	SDWX4201	検図	川上	設計	川上	製図	結束
図番	SSJ-3-0085	作成	090930		

パナソニック電工株式会社

変更来歴

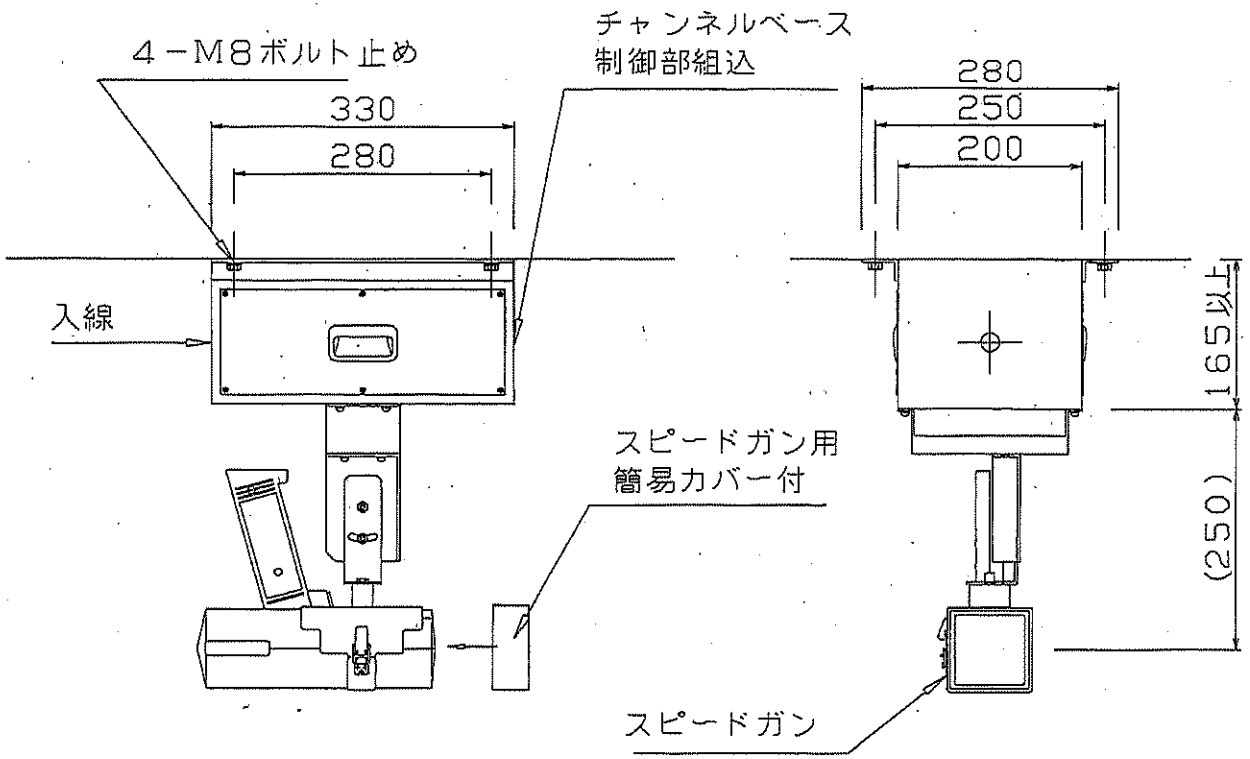

部番	部品名	材質	備考
5			
4			
3			
2	質量		約15Kg（ベース高さ165）
1	ケース	表面処理	クリームホワイト色メラミン焼付塗装 (2.5Y9/1 5分艶 日塗工B22-90B)

品名	スピードガンシステム（ヘッド）	図名	外観図
尺度	1:5		
品番	SDWX4201	検図	川上
設計	川上	製図	結束
図番	SSJ-3-0084	作成	090930
パナソニック電工エンジニアリング			

単位mm 面取指示（JIS A-3）保護塗装 ( )

変更	更新	来歴	歴

津球場公園内野球場グラウンド管理業務仕様書

1　総　　則

本仕様書は、津球場公園内野球場グラウンド管理業務に適用する。

（1）業務名

津球場公園内野球場グラウンド管理業務

（2）実施場所

津球場公園内野球場（津市本町地内）

2　業務内容

内野整備工(整正転圧：アングル引き、仕上げ転圧)	2回
内野補修工（塩化カルシウム散布工、化粧砂散布工、整正転圧工、仕上げ転圧、補充土及び敷均し）	1回
外野芝管理（施肥：5回、人力除草：1回、芝刈り込み：10回、目土：1回、散水：常時、薬剤散布：8回）	1式
整備工（ワーニングゾーン整正転圧：アングル引き、仕上げ転圧）	3回
雑工　U字溝清掃、ファールライン芝刈り	1式
附帯工　ポイントマーク、ホーム及びベースプレート取替	1式

※　詳細については別紙設計書のとおり

3　業務実施時期　　別紙工程表のとおり

4　費用負担の範囲

業務遂行等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

5　現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるものは発注者の指示に従うものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

6　提出書類

・着手前時

業務着手届	1部
業務担当責任者及び業務従事者届	1部
工程表（年間予定）	1部
その他必要な書類	1式

・業務中時

工程表（全体・詳細作業予定）	1部
使用材料承諾願い書（1部返却を含む。）	2部
業務写真	1部

（インデックス等で見やすく配慮及び不明確な場合ポンチ絵等にて注釈説明整理すること。）

その他必要な書類	1式

・完成時

業務完了報告書　　1部

(報告書等のﾃﾞｰﾀｰ用統括ﾌｧｲﾙ、背表紙他業務名入りﾀｲﾄﾙ付、業務完了及び作業写真等を完結)

業務完了届　　1部

業務完成写真（主要工種の前・中・後写真※業務完了報告書挿入）　　1部

写真の分類

施工前→施工中→完成の順で状態が判るようにする。

写真の取り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影（施工中を除く。）し、写真は横取りを標準とし、施工中は作業員が写真に入るよう考慮する。

その他必要な書類　　1式

※ 提出書類の様式は原則として、Ａ４サイズ（Ａ３版Ａ４折り可）とし、提出書類の詳細な完結方法は協議によるものとする。

7　特記事項

(1)当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

また、夏の高校野球開催までにグラウンド整備を行い、そのコンデンションを維持するため球場のナイター等使用に注意し、必要であれば再整備を行うこと。

(2)使用材料については、使用する前に承諾願い（目次及び資料等添付）を提出すること。

(3)各工種については、着手日を事前に連絡するとともに完了後、受託者の確認を受けること。

(4)管理計画は、標準を示すものであり現場状況、気象条件等で、実施月を変更する場合、監督員と協議し調整を行うこと。

(5) 肥料配分は標準を示すもので現場状況により配合変更すること。

(6)目土の品質検査を行い、結果において目砂に変更する場合がある。

(7) 芝刈りは、６月～１０月に集中するが、芝の生育状況により冬季の芝清掃に変更する場合がある。

(8) 芝散水については、原則隔日に全面積行うものとし、気象状況等に応じて請負者の良識に基づき増量散水をすること。

(9)作業中は、作業員の過失又は不注意により生じた損害及び業務施工に関連して、既設構造物その他対外的に及ぼす損害は、受注者の負担とする。

(10)この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。

また、その他疑義については協議の上、発注者の指示に従うこと。

工　　程　　表

工　種　／　月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	備　　考
芝刈り工		2	2	2	1	1	1				1	10回
除草工（除草剤）		1		1		1					1	４回（人力含む）
施肥工		1	1	1	1						1	５回
防除工		1	1	1	1						1	５回
目土掛け工		1										１回

※上記工程表はあくまでも標準的なものであり、気温や天候で変更する場合には発注者の担当者と協議すること。
　契約後速やかに発注者の運動施設予定表と照合すること。

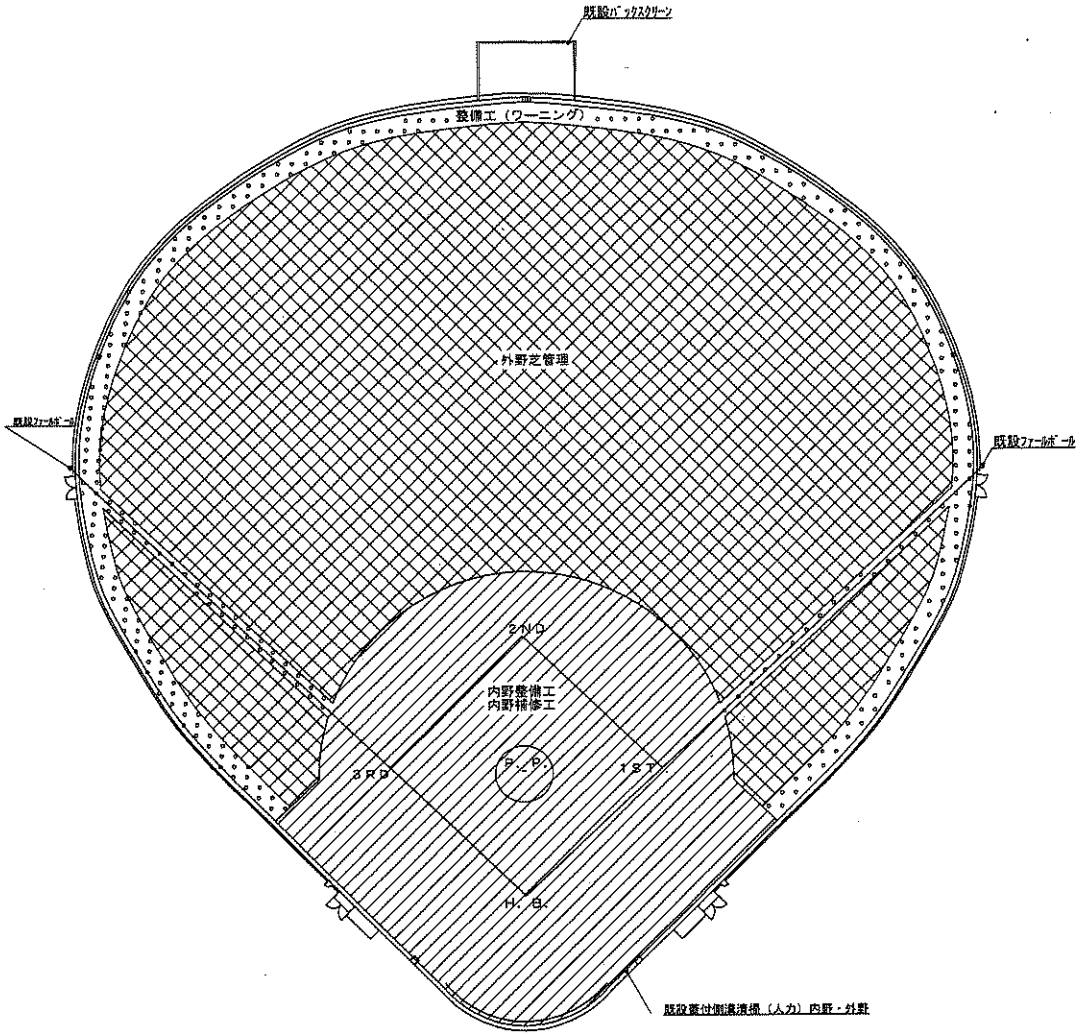

計画平面図　1：500

管理内容仕様書

管理内容項目	面積	数量	単位	内　容
内野整備工	3，275．2	2	回	整正転圧（アングル引き） 仕上げ転圧
内野補修工	3，275．2	1	回	不陸整正工 部分トラクター混合掘り起こし 表層仕上げ転圧 表面処理工
外野芝管理工	7，840．0	1	式	施肥　5回 人力除草（30%）　1回 部分補修工（φ10m）　1回 芝刈　10回 薬剤除草　3回 病虫害防除　3回 殺菌剤防除　2回 目土　1回
ウーニング整備工	1，272．0	3	回	整正転圧（アングル引き） 仕上げ転圧
雑　工		1	式	既設要付側溝清掃（人力） 端部芝切工（内野L＝110m，外野L＝100m）
附帯施設工		1	式	ポイントマーク設置 ピッチャープレート取替 ホームベース取替

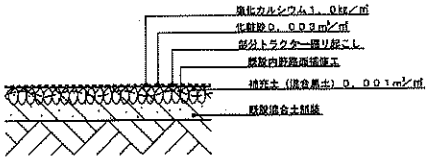

断面寸法は転圧寸法を表す

内野補修工断面図　1：10

工事名	津球場公園内野球場 グラウンド管理業務委託		
工事場所	津市　本町　地内		
名　称	管理業務平面図		
縮　尺	各　記	作成年月日	
工　種		作成者	
		図面番号	1／2

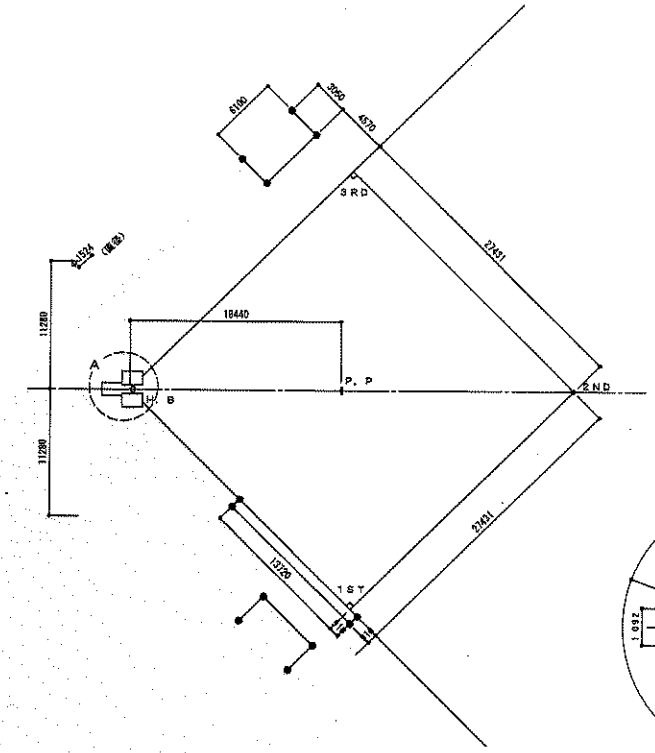

● ── ポイントマークの位置を表す。

野球場ポイント割付図　　1：300

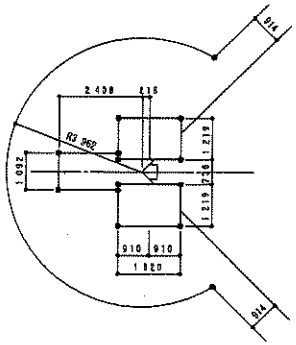

A 部 詳 細 図

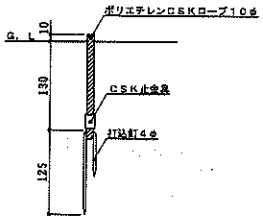

※ ロープの色は、赤・白・黄・緑・青の5色

ポイント杭詳細図　　1：5

工 事 名	津球場公園内野球場 グラウンド管理業務委託		
工事場所	津市　本町　地内		
名　称	ポイント割付図 ポイント詳細図		
縮　尺	各 記	作成年月日	2010.05.01
工　種		作 成 者	
		図 面 番 号	2／2

津市海浜公園内陸上競技場投てき競技対応型人工芝維持管理業務仕様書

1　総則

本仕様書は、津市海浜公園内陸上競技場投てき競技対応型人工芝維持管理業務に適用する。

（1）業務名

津市海浜公園内陸上競技場投てき競技対応型人工芝維持管理業務

（2）実施場所

津市海浜公園内陸上競技場

2　業務内容

（1）インフィールド内に入った落ち葉や、小石や土砂等の雑物を取り除く。
状況によって、スイーパーやブロアにて雑物除去を行う。

（2）スポーツトラクターにてブラシ掛けを行い表面をほぐした後、インフィールド内を中心に充填剤（珪砂、天然素材）を均一に散布する。

（3）スポーツトラクターにてブラシ掛けを繰返し行い、表面の不陸を調整して仕上げる。

3　業務実施時期

インフィールドの状況及び使用状況を考慮して行うこと。

4　業務実施回数

年１回以上必要に応じて実施すること。

ただし、本施設は令和１０年１１月よりリニューアルオープン予定であるため、本業務は令和１１年度より実施すること。

5　資格について

業務の実施にあたっては、(公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士の資格を有するものが作業の指導監督を行い、作業の完遂を期するよう努めること。

6　特記事項

（1）当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

（2）作業中は、作業員の過失又は不注意により生じた損害及び業務施工に関連して、既設構造物その他対外的に及ぼす損害は受注者の負担とする。

（3）この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。また、その他疑義については発注者、受注者協議の上、発注者の指示に従うこと。

グラウンド・コート整備平面図(2)

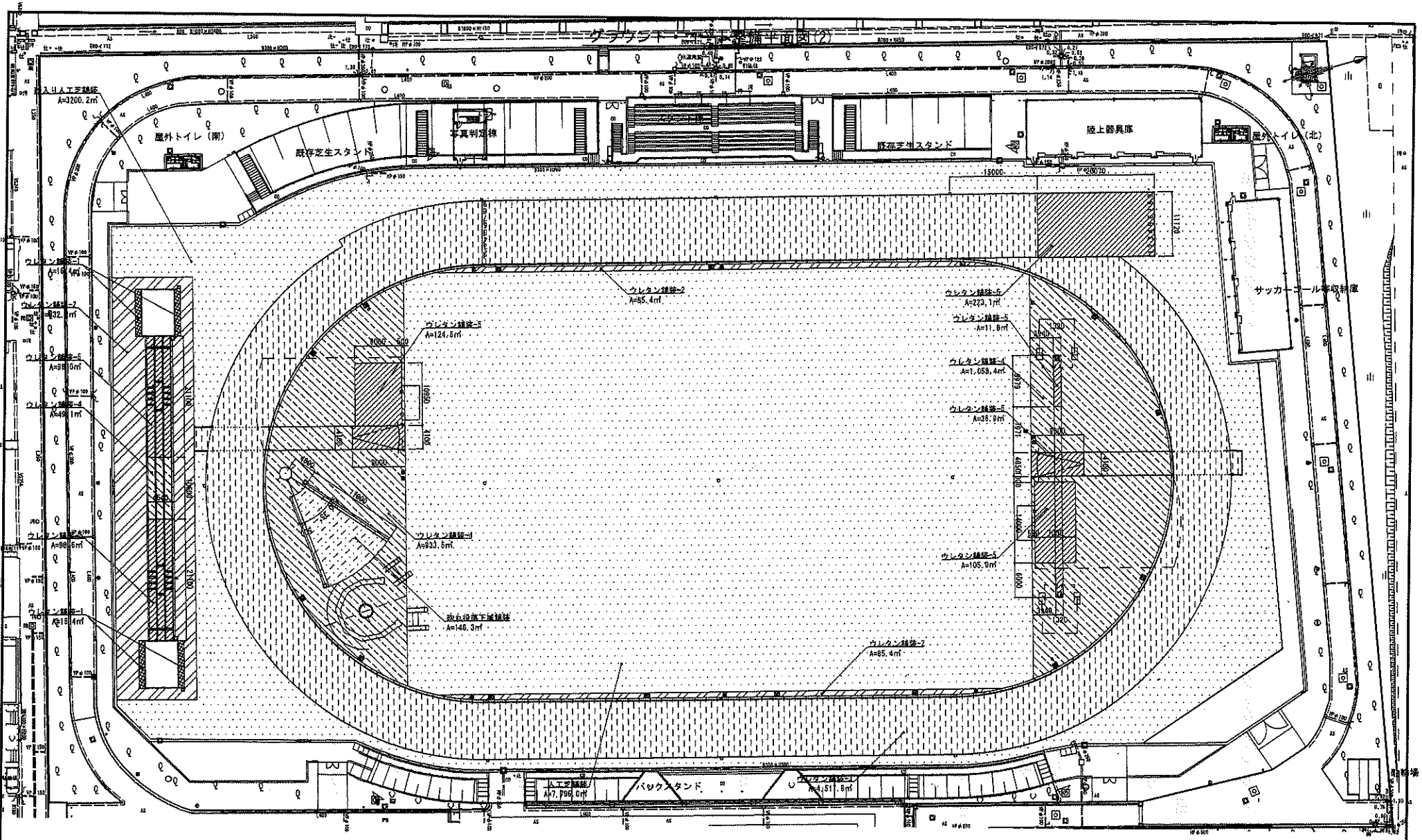
砂入り人工芝舗装
A=3200.2㎡
屋外トイレ（南）
既存芝生スタンド
写真判定棟
既存芝生スタンド
陸上器具庫
屋外トイレ（北）
サッカーゴール等収納庫
ウレタン舗装-1
A=16.4㎡
ウレタン舗装-7
A=832.1㎡
ウレタン舗装-5
A=950.0㎡
ウレタン舗装-4
A=449.1㎡
ウレタン舗装-6
A=98.6㎡
ウレタン舗装-1
A=16.4㎡
ウレタン舗装-2
A=85.4㎡
ウレタン舗装-5
A=124.5㎡
ウレタン舗装-5
A=223.1㎡
ウレタン舗装-5
A=11.8㎡
ウレタン舗装-4
A=1,059.4㎡
ウレタン舗装-5
A=35.9㎡
ウレタン舗装-5
A=105.9㎡
ウレタン舗装-3
A=933.5㎡
砂丘段落下域舗装
A=146.3㎡
ウレタン舗装-2
A=85.4㎡
人工芝舗装
A=7,796.0㎡
バックスタンド
ウレタン舗装-1
A=151.8㎡
15000
8000
600
1400
1400
1400

津球場公園内野球場駐車場駐車機器等保守点検業務　仕様書

この仕様書は、津球場公園内野球場駐車場に設置されている駐車場管制装置（駐車機器）が常に正常な状態で運用できるように、年度内３ヶ月に１回の点検、検査、保守を行うものとし、その内容は次のとおりとする。

※機器の設置場所　三重県津市本町３１番１号

１．業務対象設備　　三菱プレシジョン㈱製

（１）駐車券発行機　１台
（２）全自動精算機　１台
（３）カーゲート　　２台
（４）認証機　　２台
（５）車両感知器　　２台

２．業務内容

（１）定期点検

受注者は機器の機能保持及び摩耗故障に対する予保全を図るために機器の注油、清掃及び一般調整、異常の有無の点検、摩擦部分の修復及び部品の交換調整を行うものとし、作業終了毎に点検整備記録表を発注者へ提出する事。

なお、作業時間については、受注者は発注者と事前に打ち合わせをし、発注者の駐車場業務に支障のないように行わなければならない。

（２）緊急点検

受注者は、機器の不時の故障により、点検又は修理を要する場合は、発注者の指示により速やかに技術員を派遣し、点検修理を行うものとする。

ただし、故障の原因が受注者の責任の範囲外であると認められた場合の保守整備費用は、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

３．業務担当責任者の選任及び報告

受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、契約締結後速やかに書面により届け出ること。なお、業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

４．実績報告書の提出

受注者は、下記の期間が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止した場合は、そのとき。）に委託業務実績報告書を提出すること。

第１回	４月から６月まで
第２回	７月から９月まで
第３回	１０月から１２月まで
第４回	１月から３月まで

5．その他

上記対象機器以外の設備（入口表示灯等）は定期点検の対象としません。

また、電球等の交換は、発注者の始業点検の範囲内で処置を行い、これらの交換部品は発注者の負担とする。

その他の対象除外は、下記のとおりとする。

①発注者の取扱上の瑕疵によるもの。

②天災地変によるもの。

③異常電圧等による障害。

④仕様変更。

⑤盗難破損事故。

本仕様書に記載のない事項は、発注者、受注者協議を行うものとする。

津市三重武道館弓道遠的場浄化槽清掃業務　仕様書

1　業務名　　津市三重武道館弓道遠的場浄化槽清掃業務

2　浄化槽の概要　　別紙のとおり
なお、浄化槽の清掃量については、３．８㎥とする。

3　設置場所　　津市三重武道館弓道遠的場（津市栗真中山町 816-11）

4　業務内容　　浄化槽法第４条の規定に基づく技術上の基準に従った清掃及び余剰汚泥の系外搬出・運搬にかかる一切の業務。
なお、清掃回数は毎年１回（翌年２月～３月）とする。

5　経費の負担　　当該業務に係る経費は受注者が全て負担するものとする。但し、清掃に必要な水道、電気については発注者の負担とする。

6　業務の実施日　　発注者及び受注者が協議して、実施日を決定するものとする。

7　その他　　受注者は業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、契約締結後速やかに書面により届け出ること。なお、業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

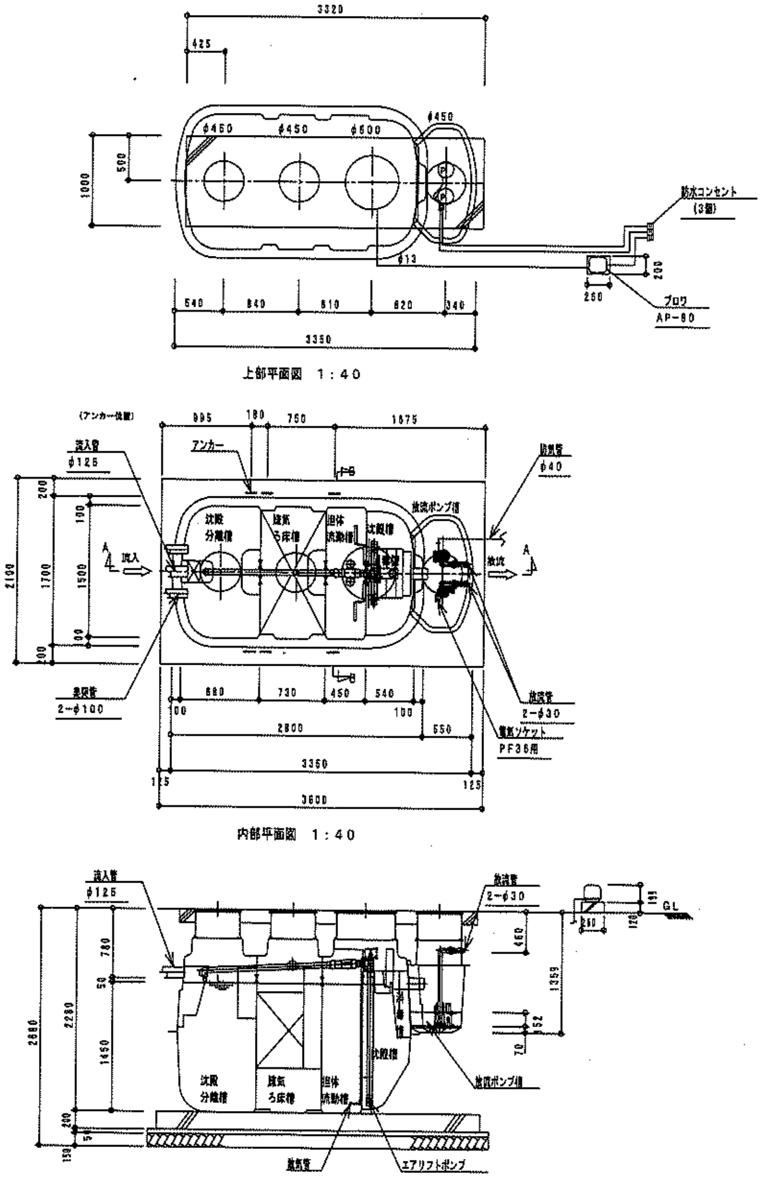

上部平面図　1：40

内部平面図　1：40

A−A 断面図 1：40

フローシート

流入 → 沈殿分離槽 → 嫌気ろ床槽 → 担体流動槽 → 沈殿槽 → 消毒槽 → 放流ポンプ槽 → 放流

循環水（沈殿槽 → 沈殿分離槽）

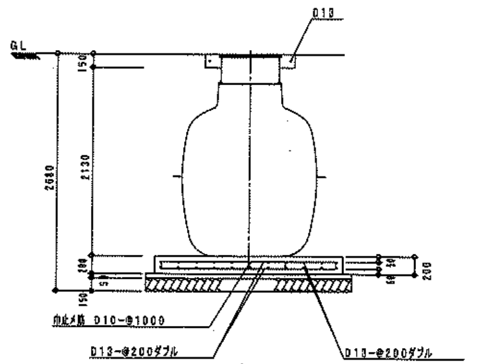

断面配筋図　1：40

B−B 断面図　1：40

建築基準法第６８条の２６第１項の規定に基づき、同法施行令 第３５条第１項の大臣認定による分離嫌気ろ床担体流動方式	
処理対象人員	１４人
日平均汚水量	２．８ｍ ³／日
流入水質	BOD200mg/L COD100mg/L SS160mg/L T-N45mg/L
放流水質	BOD 20mg/L COD 30mg/L SS 20mg/L T-N20mg/L
容量表	
項目	設計容量
沈殿分離槽	１．６３５　ｍ³
嫌気ろ床槽	１．５１９　ｍ³
担体流動槽	０．９３６　ｍ³
沈殿槽	０．７２９　ｍ³
消毒槽	０．０４４　ｍ³
総容量	４．８６３　ｍ³
放流ポンプ槽	０．０７４　ｍ³

機器仕様表　(単相・100V)

機器名	口径	入力 (50/60Hz)	吐出量 (50/60Hz)	台数
ブロワ	φ13	0.051kw	0.08 m ³/min	1台
放流ポンプ	32A	0.13 kw	0.08 m ³/min	2台

一般事項

コンクリート	設計基準強度　FC=21N/mm²
鉄筋	異形棒鋼　SD295A
定着及継手	40d　d：鉄筋径

放流ポンプ槽排気管について

下記の処理を怠ると、浄化槽内で発生する硫化ガス等が浄化槽内および電線管の接続先付近に設置している機器類を腐食させて、機器の破損、故障を生ずる恐れがあります。

注1）放流ポンプ槽の排気管は必ず接続して下さい。

注2）排気管の放出先は、側溝の最大水位より上に設置して下さい。設置位置の目安は側溝の最大水位より100mm以上、上部とします。

注3）排気管は途中で水たまりが出来ないように、適切な勾配で配管して下さい。V字配管で、配管内が水たまりで水封されると排気管の設置効果がなくなります。

注4）電線管の両端は、シリコンまたはパテ等でコーキング処理を必ず行って下さい。

※管理用水栓は１０ｍ以内に設置すること(浄化槽工事範囲外)

※アンカーは土木工事に含む（材工共）

※全高にはかさ上げ３００Ｈ含む

※無荷重

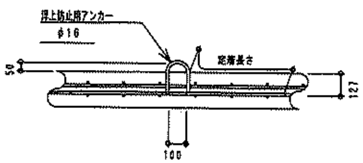

浮上防止用アンカー詳細図

参考図

特記	Ｕ建築設計 三重県津市白塚町5186 TEL:059-231-8862 FAX:059-231-8897 一級建築士事務所 登録番号（1）第2118号 一級建築士第248160号 内田貴之	設計番号	年月日	縮尺 1/40	三重武道館弓道場（遠的）新築その他工事 合併浄化槽　詳細図（参考）	NO. M−09 原図：A2

津市三重武道館弓道遠的場浄化槽保守点検業務　仕様書

1　業務名　　津市三重武道館弓道遠的場浄化槽保守点検業務

2　浄化槽の概要　　別紙のとおり

3　設置場所　　津市三重武道館弓道遠的場（津市栗真中山町 816-11）

4　業務内容　　水質点検、薬品投入等消耗品の取り替え、その他浄化槽法第４条の規定に基づく技術上の基準に従い、保守点検を行う。

なお、保守点検回数は年３回（４カ月に１回）とし、１回目は９月末日まで、２、３回目は１０月以降に実施するものとする。

5　留意点　　ア　浄化槽管理士の国家資格をもつ者を派遣すること。

イ　受託者は、浄化槽の各部の機能が一定時間又は長時間にわたり停止するなど不測の事故が発見され、若しくは予知されるときは、その状況、原因等を報告するとともに必要な応急措置を行い、その対策について発注者に助言すること。

ウ　不測の事故等により緊急を要する場合には、発注者の指示により速やかに現地に到着すること。

6　経費の負担　　当該業務に係る経費は受注者が全て負担するものとする。

7　業務の実施日　　発注者及び受注者が協議して、実施日を決定するものとする。

8　その他　　発注者は業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、契約締結後速やかに書面により届け出ること。なお、業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

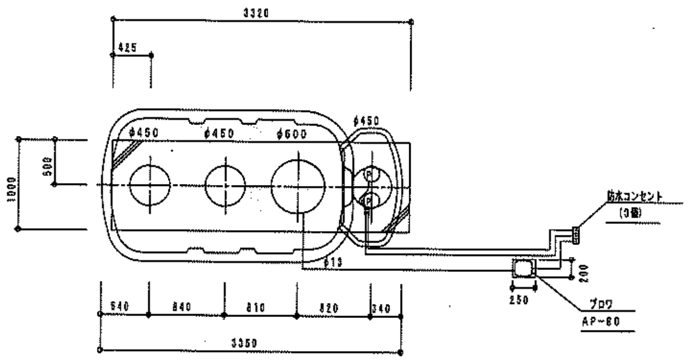

上部平面図　1：40

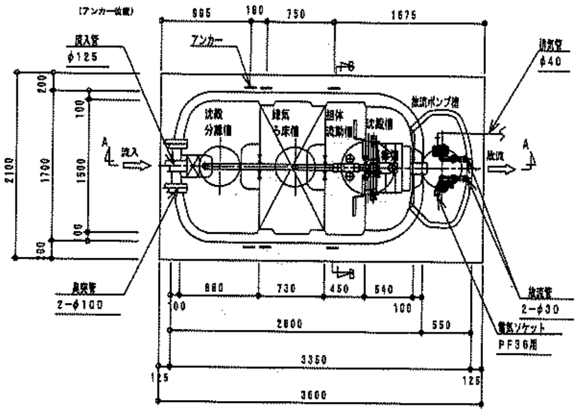

内部平面図　1：40

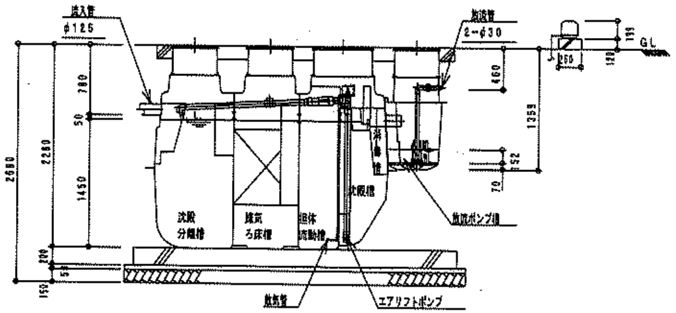

A−A 断 面 図 1：40

フローシート

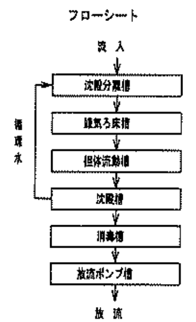

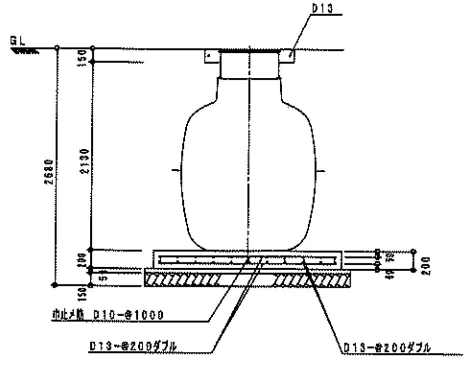

断面配筋図　1：40

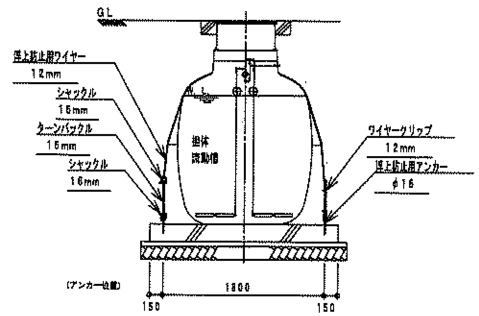

B−B 断 面 図 1：40

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令	
第35条第1項の大臣認定による分離嫌気ろ床担体流動方式	
処理対象人員	14人
日平均汚水量	2．8m ³／日
流入水質	BOD200mg/L COD100mg/L SS160mg/L T-N45mg/L
放流水質	BOD 20mg/L COD 30mg/L SS 20mg/L T-N20mg/L
容量表	
項目	設計容量
沈殿分離槽	1．635 m³
嫌気ろ床槽	1．519 m³
担体流動槽	0．936 m³
沈殿槽	0．729 m³
消毒槽	0．044 m³
総容量	4．863 m³
放流ポンプ槽	0．074 m³

機器仕様表　(単相・100V)

機器名	口径	入力 (50/60Hz)	吐出量 (50/60Hz)	台数
ブロワ	φ13	0．051kw	0．08 m ³/min	1台
放流ポンプ	32A	0．13 kw	0．08 m ³/min	2台

一般事項

コンクリート	設計基準強度 FC＝21N／mm ²
鉄筋	異形棒鋼 SD295A
定着及継手	40d d：鉄筋径

放流ポンプ槽排気管について

下記の処理を怠ると、浄化槽内で発生する硫素ガス等が浄化槽内および電線管の接続先付近に設置している機器類を腐食させて、機器の破損、故障を生ずる恐れがあります。

注1) 放流ポンプ槽の排気管は必ず接続して下さい。

注2) 排気管の放出先は、側溝の最大水位より上に設置して下さい。設置位置の目安は側溝の最大水位より100mm以上、上部とします。

注3) 排気管は途中で水たまりが出来ないように、適切な勾配で配管して下さい。V字配管で、配管内が水たまりで水封されると排気管の効果が無くなります。

注4) 電線管の両端は、シリコンまたはパテ等でコーキング処理を必ず行って下さい。

※管理用水栓は10m以内に設置すること(浄化槽工事範囲外)

※アンカーは土木工事に含む (材工共)

※全高にはかさ上げ300H含む

※無荷重

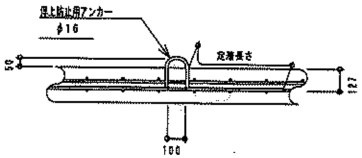

浮上防止用アンカー詳細図

参考図

特記	U建築設計　三重県津市白塚町5188 TEL:059-231-0803 FAX:059-231-8887　一級建築士事務所　一級建築士第246160号　登録番号(1)第2118号　内田　貴之	縮尺 1/40	三重武道館弓道場（遠的）新築その他工事　合併浄化槽　詳細図（参考）	NO. M−09　原図:A2

津市民テニスコート健康器具点検業務仕様書

1　対象健康器具

別紙「点検対象健康器具一覧」のとおりとする。

2　業務を行う資格等

（1）　業務の責任者は、（一社）日本公園施設業協会が認定した公園施設製品安全管理士（以下「安全管理士」という。）または公園施設点検管理士（以下「点検管理士」という。）のいずれかの有資格者とする。

（2）　業務の従事者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で、「整備技士」、「点検技士」、「安全管理士」、「点検管理士」のいずれかの有資格者とする。

3　業務内容

（1）　健康器具の点検内容は、（一社）日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準　JPFA-SP-S:2014」に記載された「定期点検表」、「特別定期点検表」に基づき実施すること。

（2）　点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、（一社）日本公園施設業協会認定の測定機器を使用して行うこと。

（3）　点検業務を実施する際は、「安全管理士」、「点検管理士」、「整備技士」、「点検技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

（4）　点検作業においては、作業中であることを掲示し、利用者の健康器具利用への影響がないように十分な安全対策を講ずること。

（5）　点検回数は年１回とし、業務実施にあたっては日時等調整の上、施設の運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

（6）　点検終了後、合格と判断された遊具については、発注者の承諾を受けて「SP 点検済みシール」に点検実施時期を明示して添付すること。

（7）　点検の結果により、健康器具の性能維持に必要と判断した場合は、受注者において、修理又は部品の取り換えを行うこと。

　また、修理又は部品の取り換えまで使用禁止が妥当と判断される健康器具については、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、利用者に事故が起きないように安全対策を実施すること。

（8）　この仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても業務上当然必要と認められる軽微な業務については、受注者においてこれを実施すること。また、このほか疑義等が発生した場合については発注者、受注者協議の上、発注者の指示に従うこと。

（別紙）

点検対象健康器具一覧

○津市民テニスコート（津市殿村１５０番地）

（１）ふみいたストレッチ（品番：CF-74102）１基

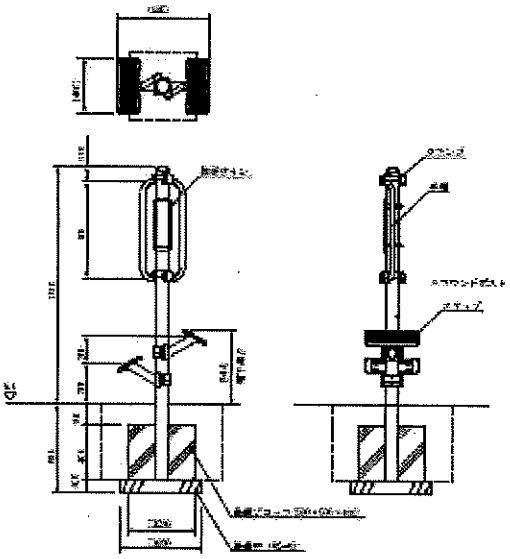

（２）うであげアーチ（品番：CF-74113）　１基

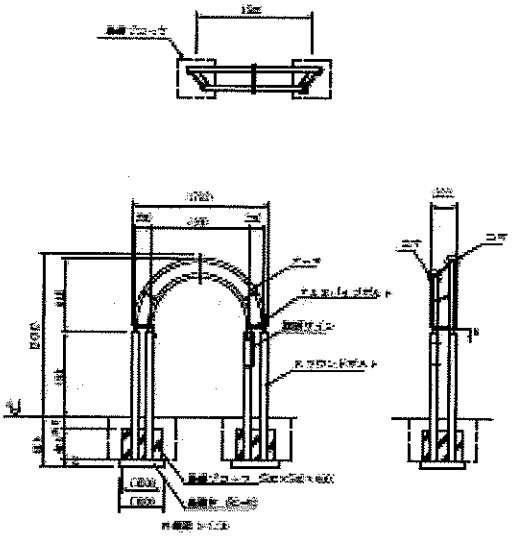

（3）ぶらぶらストレッチ（品番：CF-74114）１基

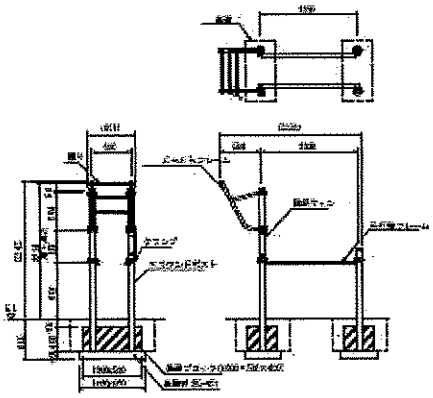

（4）背のばしベンチ（品番：CF-73839CK）　２基

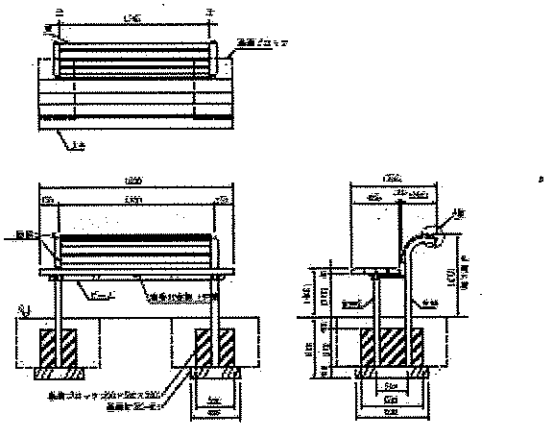

（5）ダブル踏み台昇降（品番：CF-74119）　１基

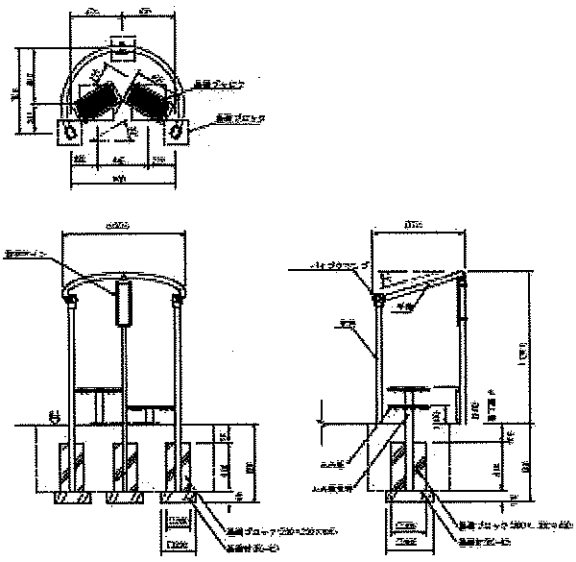

昇降機保守点検業務仕様書

1　対象昇降機

①設 置 場 所　　津市民テニスコート管理棟
　種類及び台数　　機械室レスエレベーター　１基
　用　　途　　乗用
　機 械 番 号　　第０１号
　付 加 装 置　　地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス

②設 置 場 所　　津市海浜公園内陸上競技場管理棟
　　(令和１０年１１月リニューアルオープン予定)
　種類及び台数　　機械室レスエレベーター　１基
　用　　途　　乗用
　機 械 番 号　　第０１号
　付 加 装 置　　地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス

2　点検内容

（1）毎月１回、昇降機装置全般を点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行うこと。

（2）年１回、機械装置の細部を調査し、予防保全処置をとること。

（3）エレベータの運転状態を確認するため、監視装置を設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行うこと。

ア　監視項目は、電源異常、起動不能、閉じ込め故障、運行異常等とする。

イ　エレベータ閉じ込め故障時には、エレベータかご内とサービスセンターとの間で直接通話できること。

ウ　監視センターは２４時間体制とし、常時監視を行うこと。

エ　遠隔監視装置、電話加入権及び遠隔監視に必要な電話料金は発注者の負担とする。

（4）エレベータの運転状態の異常発報を受信した場合、また不時の故障により連絡を受けた場合は適切な処置を行うこと。

（5）定期点検、細密調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、修理又は部品の取り替えを行うこと。

津市民テニスコート砂入り人工芝維持管理業務仕様書

1　総則

本仕様書は、津市民テニスコート砂入り人工芝維持管理業務に適用する。

（1）業務名

津市民テニスコート砂入り人工芝維持管理業務

（2）実施場所

津市民テニスコート

2　業務内容

（1）コート内に入った落ち葉や、小石や土砂等の雑物を取り除く。
状況によって、スイーパーやブロアにて雑物除去を行う。

（2）スポーツトラクターにてブラシ掛けを行い表面をほぐした後、コート内を中心に散布機にて補充珪砂を均一に散布する。

（3）スポーツトラクターにてブラシ掛けを繰返し行い、表面の不陸を調整して仕上げる。

3　業務実施時期

コートの状況及び使用状況を考慮して行うこと。

4　業務実施回数

年１回以上必要に応じて実施すること。

5　資格について

業務の実施にあたっては、(公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士の資格を有するものが作業の指導監督を行い、作業の完遂を期するよう努めること。

6　特記事項

（1）当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

（2）作業中は、作業員の過失又は不注意により生じた損害及び業務施工に関連して、既設構造物その他対外的に及ぼす損害は受注者の負担とする。

（3）この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。また、その他疑義については発注者、受注者協議の上、発注者の指示に従うこと。

津市民テニスコート定期清掃業務仕様書

1　業務名

津市民テニスコート定期清掃業務

2　実施場所

津市民テニスコート

3　業務内容

（1）床面清掃

ア　ビニル床シートは、床用ブラシ等で掃いて大きなゴミや埃を除き、ポリシャー又は自動洗浄機による洗浄を行うこと。

イ　ビニル床シートは、ワックスを塗布すること。

ウ　タイルカーペットは移動可能な備品を移動して、床面を除塵、前処理剤を噴霧器にて塗布、染み抜き作業を行い、スチーム洗浄機にてクリーニングし、乾燥後移動した備品を元の位置に復旧すること。

エ　階段のノンスリップ金具は、薬品を用い光沢が出るように磨き上げること。

（2）ガラス清掃

ア　ガラス両面を中性洗剤を用いて拭き掃除を行い、汚れを除去すること。

イ　窓枠・網戸の清掃も合わせて行うこと。

ウ　高所作業においては、屋外は高所作業車等、屋内は足場等を使用し丁寧に作業を行うこと。

4　業務の範囲

業務の範囲は、別紙のとおりとする。

5　業務の時期

業務は、年１回は必ず行うものとするが、汚濁の状況により適宜行うこと。

6　使用材料等

業務に使用する材料は、すべて品質良好のもので、使用する器具及び消耗品のほか業務に必要な使用材料等は受注者の負担とする。

7　危険負担及び一般事項

（1）清掃作業中に発生した事故は、受注者が責任を負うこと。

（2）作業に伴い備品等を移動する場合には、備品及び施設が損傷しないよう十分注意し、作業終了後は元の位置に復旧すること。

（3）作業中は特に火災防止に注意し、ガソリン、ベンジン等引火性に強い薬品は使用しないこと。

（4）塵埃、水の飛散に注意すること。

（5）作業に必要のない場所へ出入りしないこと。

8　資格について

清掃業務の実施にあたっては、清掃作業監督者の資格を有するものが清掃作業の指導監督を行い、清掃作業の完遂を期するよう努めること。

9　その他

（1）当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、施設の運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

（2）この仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても業務上当然必要と認められる軽微な業務については、受注者においてこれを実施すること。また、このほか疑義等が発生した場合については発注者、受注者協議の上、決定すること。

業務範囲

床面清掃

別紙

場　所	作業面積（m²）	床面仕上	備　考
事務室	２７．９０	タイルカーペット	
ロビー及びエントランス	４２．９６	ビニル床シート	一部防滑性
休憩コーナー	１４．７３	ビニル床シート	
男子更衣室	２０．１０	ビニル床シート	
女子更衣室	３０．２３	ビニル床シート	
障がい者用更衣室	１８．００	ビニル床シート	
男子便所	１５．００	ビニル床シート	
女子便所	１４．８８	ビニル床シート	
多目的便所	１０．０３	ビニル床シート	
医務室	９．００	ビニル床シート	
廊下	４７．５２	ビニル床シート	
階段	１２．００	ビニル床シート	防滑性
会議室（３室）２Ｆ	１０６．７７	ビニル床シート	

※面積は概算値である。

ガラス清掃

場　所	作業面積（m²）	備　考
すべてのガラス面の両面	１３２．８	66.4 m²×両面

※面積は概算値である。

建築物及び建築設備定期点検業務仕様書

1　総則

本仕様書は、建築基準法（以下、「法」とする。）第１２条第２項及び同条第４項に基づく建築物等定期点検業務（以下、「点検業務」とする。）に適用する。

(1)　対象施設

①　津球場公園内野球場　スタンド棟（津市本町３１番１号）
RC造３階建て
延べ床面積　９６７．３７㎡

②　津市三重武道館弓道遠的場（津市栗真中山町８１６番地１１）
S造１階建て
延べ床面積　２０２．５㎡

③　津市民テニスコート　屋外スタンド（津市殿村１５０番地）
アルミニウム合金造１階建て
延べ床面積　３４８．９８㎡

計　３施設

※ 上記対象施設の建築物定期点検（３年に１回）は令和７年度実施済

(2)　業務期間　　対象施設別に発注者と協議し日程調整を行う。

(3)　その他　　点検に必要な資格は、次のいずれかのとおりとし、点検業務の従事者が当該資格を保有していることとする。

ア　一級建築士

イ　二級建築士

ウ　建築物においては建築基準法施行規則第６条の５第１項の建築物調査員資格。建築設備（昇降機及び防火設備は除く）においては同条第２項の建築設備検査員資格。

2　点検方法

(1)　点検業務は、

「特定建築物定期調査業務基準」
（一般財団法人 日本建築防災協会）

「建築設備定期検査業務基準書」
（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」
（一般財団法人　建築保全センター）

の最新版に基づくこととし、各公共施設について現地での点検を実施すること。

(2)　点検方法は、各対象施設に赴き、目視、操作及び打音点検を行うこととする。
ただし、次の項目は、点検から除く。

ア　破壊を要する点検（例：点検口がない隠蔽部分の点検あるいは保護材を施工された部分の点検）。

イ　点検業務を実施するにあたり、安全諸設備が無い箇所の点検（例：高所部分の点検を実施するにあたりタラップが無い、また転落防止柵がない箇所の点検。

ただし、双眼鏡による目視点検は除く。）

ウ　双眼鏡・スケール５m程度・クラックスケール・ドライバー・テストハンマー・枡蓋開閉用フック、吹き流し、持ち運びできる高さ９０cm程度の脚立、懐中電灯、加煙試験機、プッシュプルゲージ以外の点検機器を要する点検。

エ　その他、発注者及び受注者との協議より対象外とした点検。

(3)　法第１２条第２項に定める点検は一級建築士もしくは、二級建築士、または、建築基準法施行規則第６条の５第１項の建築物調査員資格を有する者が実施することとし、法第１２条第４項に定める点検は一級建築士もしくは、二級建築士、または、建築基準法施行規則第６条の５第２項の建築設備検査員資格を有する者が実施することとする。

(4)　点検は、発注者と調整し、実施するものとする。

(5)　受注者は、点検マニュアル等を整備し、作業員に周知徹底のうえ、実施するものとする。

3　報告書の作成及び提出（点検結果の結果方法）

(1)　報告書の作成及び提出方法

報告書の作成については、点検の方法と同様に「特定建築物定期調査業務基準」及び「建築設備定期検査業務基準書」に基づき、以下のとおりのものを１部（枚）作成し、点検結果の説明を実施したうえで、発注者に提出することとする。

ア　業務完了報告書

イ　法第１２条第２項に規定する点検業務に関する提出書類

(ｱ)　建築物定期調査報告書
【Excel もしくは word】

(ｲ)　建築物定期調査報告概要書
【Excel もしくは word】

(ｳ)　建築物定期調査結果表【Excel もしくは word】

(ｴ)　検査結果図（施設が判別できる程度で、建築物の配置図及び平面図とする）
【JW CAD 及び PDF】

(ｵ)　関係写真【必要になる場合のみ・指定なし】

ウ　法第１２条第４項に規定する点検業務に関する提出書類

(ｱ)　定期検査報告書（建築設備（昇降機及び防火設備は対象外））
【Excel もしくは word】

(ｲ)　定期検査報告概要書（建築設備（昇降機及び防火設備は対象外））
【Excel もしくは word】

(ｳ)　検査結果表【Excel もしくは word】

(ｴ)　検査結果図（施設が判別できる程度で、建築設備の配置図及び平面図とする）
【JW CAD 及び PDF】

(ｵ)　関係写真【必要になる場合のみ・指定なし】

エ　上記イ及びウのデータを格納した CD-R または DVD-R ディスク

(2)　成果品（報告書）の形式

ア　報告書は、点検及び公共施設ごとに作成し、報告書名は「公共建築物定期検査業

務　○○○（各公共施設名）報告書」とする。

イ　報告用紙は、Ａ４またはＡ３版上質紙とし、必要に応じて両面カラー印刷したものをファイルで綴じ、発注者に提出することとする。

ウ　報告書データは、Word、Excel及びPDFファイルとする。また、CADデータについては、発注者が指定する形式で格納することとする。

エ　報告書データを格納するCD-RまたはDVD-Rディスクは、点検及び公共施設ごとに１枚ずつ作成し、ディスクは報告用紙のファイルに添付することとする。

4　受注者に貸与する物品

竣工図等の設計図書、前回点検結果資料（図面CADデータ含む）及び本点検に関する資料

※上記以外で受注者が必要な物品については、発注者と協議のうえ、決定することとする。

5　その他

(1)　点検業務の実施にあたり、作業員の安全教育を徹底し、事故等の発生がないように努めることとする。

(2)　点検業務にかかる施設の無償使用を認めるものとします。ただし、その範囲は、発注者の指示に従うこととする。

(3)　点検業務の実施にあたり、建物、設備及びその他施設の物品等に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原型に復旧することとする。

(4)　発注者との点検業務にかかる打合事項については、受注者が全て記録し、終了後、速やかに記録したものを協議録として発注者に提出することとする。

(5)　点検業務に発注者の立会いが必要なときは、受注者と同伴して行うこととする。

(6)　受注者は、業務完了後も発注者の質疑に対して、誠意を持って対応することとする。

(7)　受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、当業務を行わなくなった場合も同様とする。

(8)　この仕様書は、業務の一般的な事項を記載したものであって、記載のない事項について軽微なものは、この業務の中で実施するものとする。

また、仕様範囲について疑義が生じた場合は、発注者と協議することとする。